

令和4年第2回定例会

西川町議会会議録

令和4年 6月6日 開会

令和4年 6月10日 閉会

西川町議会

令和四年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和四年

第二回〔六月〕定例会

西川町議会議録

令和4年第2回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月6日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議会諸報告	4
○行政報告	5
○議案の上程	1 2
○提案理由の説明	1 2
○請願の常任委員会付託	1 5
○散会の宣告	1 5

第 2 号（6月7日）

○議事日程	1 7
○出席議員	1 8
○欠席議員	1 8
○説明のため出席した者	1 8
○事務局職員出席者	1 8
○開議の宣告	1 9
○一般質問	1 9
荒 木 俊 夫 議員	1 9
後 藤 一 夫 議員	3 4
大 泉 奈 美 議員	4 6

菅野邦比克議員	56
佐藤耕二議員	71
○散会の宣告	86

第 3 号 (6月8日)

○議事日程	89
○出席議員	90
○欠席議員	90
○説明のため出席した者	90
○事務局職員出席者	90
○開議の宣告	91
○一般質問	91
佐藤幸吉議員	92
佐藤仁議員	108
佐藤光康議員	124
伊藤哲治議員	140
○散会の宣告	155

第 4 号 (6月10日)

○議事日程	157
○出席議員	158
○欠席議員	158
○説明のため出席した者	158
○事務局職員出席者	158
○開議の宣告	159
○日程の追加	159
○報告第2号	159
○報告第3号	161
○報告第4号	162
○報告第5号	164

○報告第6号	165
○議案の審議・採決	166
○請願の審査報告	217
○議員派遣について	218
○閉会中の継続調査申出	218
○日程の追加	219
○意見書の提出について	219
○閉議・閉会の宣告	220
○署名議員	221

令和 4 年 6 月 6 日

令和4年第2回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年6月6日(月)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

議案30号 財産(路線バス車両)の購入について

議案31号 財産(スクールバス車両)の購入について

議案32号 西川町企業版ふるさと納税寄附金基金条例の設定について

議案33号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案34号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第1号)

議案35号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案36号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 請願の常任委員会付託

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅野 大志 君	教 育 長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
建設水道課長	眞壁 正弘 君	病 院 長	武田 隆 君
病院事務長	飯野 勇 君	学校教育課長	安達 晴美 君
生涯学習課長	奥山 純二 君	監 査 委 員	高橋 將 君

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書 記	柴田 歆那 君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第2回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、菅野邦比克議員、6番、大泉奈美議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から6月10日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月10日までの5日間と決定しました。

◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

5月11日、県及び市町村長議長会議がオンライン形式で開催されました。

令和4年度の県の取組について、関係部局長から各分野の主要な施策についての説明があり、その後各市町村長、市町村議会議長と知事が移住・定住施策、今後の米政策、地域医療施策、中小事業者支援、ゼロカーボン社会実現に向けた取組など、現下の様々な課題についての意見交換を行いました。吉村知事は、県政運営の方向性や本県を取り巻く課題等について共有を図り、県と市町村が一体となり県づくりを進めていきたいと述べられました。

5月16日、村山地方町村議会議長会の定例総会が朝日町で開催されました。

総会では、令和3年度事業及び決算が報告され、令和4年度の事業計画及び予算が決定されました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、村山地方7町議会が緊密に相互連携し、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図り、地域振興に寄与することが決定されました。

5月18日開催の西村山地方議長協議会定期総会は書面決議となり、令和3年の事業報告及び決算並びに令和4年度の事業計画及び予算が承認されました。

5月30日には、コロナウイルスが発生し、中止を余儀なくされておりました全国町村議会議長副議長研修会が3年ぶり東京国際フォーラムで開催され、私と佐藤耕二副議長が出席しました。

研修会では、3名の方からご講演をいただきました。東京大学名誉教授の大森彌氏からは、町村議会のあるべき姿、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏からは、町村議会議員報酬充実の意義、上智大学法学部教授の三浦まり氏からは、地方議会とハラスメントと題してのご講演であり、議員の成り手不足やその中でも特に女性議員がなぜ少ないのかなど、様々なハードルがある中で、ハラスメントによる影響が少なからず存在していることなど、興味深く拝聴してまいりました。

6月2日には、山形県町村議会議長会の臨時総会が河北町で開催されました。

総会では、令和3年度決算が報告され承認されました。また、各地方町村議会議長会から提出されました国及び山形県への要望事項として12議題を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されたところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が進んでいるとはいえまだまだ収束が見えない状況にあり、議会といたしましても、今後とも継続してその対策、対応を図りながら、議会活動に取り組んでいく所存であります。

以上、議長報告といたします。

以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

[町長 菅野大志君登壇]

○菅野町長 おはようございます。

本日、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、初めに今般のロシアによる軍事侵攻は国際秩序、平和、安全を脅かし、断じて許されるものではありません。国を守るため犠牲になった方々へのご冥福をお祈りいたします。

では、まず初めに私の所信のほうをご説明させていただきます。

西川町長となり、間もなく2か月が経過しようとしております。その間、町の職員より町の現状をご説明いただき、本町が抱える課題の多さ、財政や人口など、予測値を把握して、改めて西川町の生き残りはこの10年だと認識を新たにいたしました。

まずは政策決定の進め方について申し上げます。

選挙公約では、町民の皆様との対話重視を掲げております。町の政策決定においては、町民の皆様との対話のプロセスを徐々に付け加えていきたいと考えております。従来の政策決定は区などからの要望、続いて予算化、議会承認、政策の実行の順で行われておりました。この従来のやり方に加え、予算化の前に町民の皆様との対話を付け加えていきたいと考えて

おります。

従来の決定プロセスは、町で事業化、予算化し、サクサクと実行まで進められていたかもしれません。しかし、この進め方、スピード感はありますが、町民の皆様にとって望まれた政策、納得感のある政策であったか、考えていかななくてはなりません。政策の実行に時間的な余裕がある場合は、区などからの要望後、予算化する前に町民の皆さんとの対話を実現することも必要ではないかと考えております。

例えば、先日3日間にわたりまして、公園整備に向けた対話会を約100名の方にご出席いただき開催いたしました。その際、伊藤議員、大泉議員、菅野議員、後藤議員も駆けつけていただきました。ありがとうございました。

この対話会は、必ずしも公園の整備を約束するものではございません。今後の公園の整備に当たって、ご参加した方のご意見が反映されれば、自分たちの公園だと思っただけのものと同様開催いたしました。また、対話会を通じて図らずも整備は町、管理は地元、区で進めてきたことを初めて理解した方が多くいらっしゃいました。

この結果、区が管理できるかどうか重要なんだ。そうなのか。あるいは区が管理できない場合は任意団体などで管理できないかなど、地域の機能が低下しつつある本町では、従来のような公園の整備は町、管理は区といった役割分担がこのまま継続されるかどうかさえも考えさせられるよい機会となりました。同時に対話を通じて具体的な提案などもいただき、町が予算化する上での道しるべとなり、町にとっても有意義なものでございました。このため、今後も政策決定プロセスにおいては、可能な限り町民の皆様との対話を基軸に事業化決定してまいりたいと考えております。

次に、政策の決定に当たって重視するポイントを申し上げます。

財政規模の小さな我が町においては選択と集中、継続と展開が必要です。西川町は、中途半端な政策を実施するほどの余裕がございません。選択と集中、そして継続と展開を意識して、予算編成や町の方針を決めてまいりたいと考えております。

選択する際の判断基準といたしましては、国の補助の厚い分野はどこかや実効性を担保するために連携できる民間事業者はどこなのか、連携できる西川ファン、関係人口がないかなどを常に意識して判断してまいります。ご参考までに、現在においてはデジタル技術の活用、脱炭素、地方への人の流れの促進においては、国の補助が手厚い分野と認識しております。

また、このたびの6月補正予算編成においては、子育てに優しいまちづくりや稼ぐ・稼ぎ

続けるまちづくりを優先して選択しております。また、事業単位ではこれまでよりもデジタル技術の活用や町外の力の活用を通じた地域課題解決型の事業を多く入れております。

次に、中期的な進め方、政策目標について申し上げます。

まず、今年度内に第7次西川町総合計画を策定いたします。

総合計画については、一般質問でご質問いただいておりますので、その際に詳しく申し上げたいと考えております。

進め方については、これまでと異なり、自発的に熱い思いを持つ町民の皆様を優先して対話を行いたいと考えております。西川ファン、関係人口などの外の力も活用しながら、四、五年で稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりの基礎を固め、安心・安全なまちづくりに注力してまいります。この結果、10年以内には15歳以上65歳以下の人口、いわゆる生産年齢人口が増加に転じる町にしたいと考えております。

続いて、政策実行に当たっての財源の確保について申し上げます。

私は、21年間国家公務員として4つの省庁で主に地方創生を担当してまいりました。この経験から、地方創生元年と言われる2015年以降、今の国の事業は提案型の交付金事業や地域での提案型実証事業が加速度的に増えてまいりました。これはどの自治体でももらえる交付金ではございません。積極的に官民連携や広域連携を進め、新規性のあるアイデア勝負の交付金です。早速地方創生交付金の2次募集に申込みを進めておりますが、この種の例えばデジタル田園国家構想推進交付金、地方創生テレワーク交付金、観光看板商品創出事業など、交付金を申請し、町議や月山観光開発、西川町総合開発株式会社、月山朝日観光協会とともにチャレンジしてまいります。

なお、個別の政策については、議員の皆様より多くの質問をいただいておりますので、その際にお答えさせていただければと考えております。

繰り返しになりますが、しっかりと対話を重ね、西川ファン、関係人口など、外の力を積極的に活用しながら、5年で稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりの基礎を固め、安心・安全なまちづくりへとシフトしてまいります。この結果、10年以内に生産年齢人口が増加に転じる目標を設定します。

目標への道のりは大変困難なものです。しかし、対話を重ねて、また町民の皆様、町外の方がすったいことの実現をサポートし、それをサポートする担当課をつくり、町民の皆様の熱い思いをエネルギーに変えていけば目標達成は可能だと信じております。この西川町を元気で活力あるまちにするために、町民の皆様との対話を通じた課題把握、地域課題把握、事

業実施に当たっては選択と集中、継続と展開で町政を担ってまいります。ぜひこの対話の輪にも議員の皆様も加わっていただき、ご参加いただきたいと思いますと考えております。

以上、所信のご説明をさせていただきました。

次に、令和3年度の各会計の収支決算見込みについて申し上げます。

各会計の収支残高につきましては、配付しております決算見込額の一覧表のとおりでございますので、ご覧いただければと考えております。

一般会計の収支残高は、約3億7,792万円でございますが、このうち令和4年度に繰越明許の財源として6,604万6,000円、事故繰越726万3,100円を除く実質収支は3億461万円ほどと見込まれ、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定による剰余金の処分として財政調整基金に1億6,000万円の積立処分を行い、残り約1億4,461万円は令和4年度に繰越しを行う予定でございます。

なお、令和3年度末の財政調整基金と減債基金の基金残高でございますが、財政調整基金12億6,800万円、減債基金9億1,300万円ほどとなっております。

続いて、令和3年度町税関係の収支見込みについて申し上げます。

現年度普通税調定額については7億987万9,175円、収支済額は7億506万6,048円で、収納率99.32%と前年度の収納率と比較して0.06ポイント減の見込みとなっておりますが、依然として高い収納率を維持しているところでございます。

また、健康保険税の現年度調定額は8,846万6,400円、収納済額は8,794万1,100円で、収納率99.37%、前年度比0.21ポイント増でございます。後期高齢者医療保険料の現年度調定額は6,151万5,800円、収納済額は6,150万2,900円で、収納率99.98%、前年度と比較しても0.02ポイントの減となる見込みでございます。

いずれの税目におきましても、高い収納率を得ることができました。これは町民の皆様、事業者や関係者の皆様の納税に関する格別なご理解とご協力をいただいたたまものであり、感謝申し上げます。

なお、令和4年度に繰り越す滞納繰越額については、普通税で1,766万5,628円、国民健康保険税325万8,550円、後期高齢者医療保険料4,200円及び介護保険料6万2,532円の計2,099万910円となる見込みでございます。

本町の税収に大きく関わります町内の経済状況といたしましては、現在もなお新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受け、今後の見通しも困難で厳しい状況にあります。このため、各税の猶予や減免などへの対応を進めるとともに、厳しい経済状況の中ではございます

が、なお一層納税意識の高揚や徴収活動など、丁寧な対応を行ってまいりますので、町民の皆様はじめ、議会や関係者の皆様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、各税目等の収支見込一覧表を配付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

続いて、令和3年度西川町水道事業会計の決算見込みの状況について申し上げます。

水道事業収益については、税抜きで1億9,646万3,219円、うち給水収益は1億1,808万7,832円と前年比1.8%の減となりました。

水道事業費用については、税抜きで1億9,152万5,908円、前年比3.6%の減となり、当期純利益としては493万7,311円を計上することができました。

資本的収入については、県補助金1,580万1,000円、一般会計出資金3,257万5,000円、工事負担金229万7,900円、事業債3,730万円、国庫補助金174万5,000円を合わせて8,971万8,900円であり、資本的支出については委託料165万円、工事請負費は大井沢地区石綿セメント管更新工事、志津地区浄水施設整備事業等で9,569万980円、固定資産購入費は水源涵養地整備事業、量水器等で1,040万3,500円、リース債務支払額273万9,986円、企業債償還金4,269万445円の計1億5,317万4,911円でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額6,345万6,011円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万3,827円、過年度分損益勘定留保資金5,448万2,184円で補填したものでございます。

次に、令和3年度西川町立病院の経営状況について申し上げます。

令和3年度は、引き続き令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策の影響の大きい1年となりました。入院患者の減少による収益が減少する一方、新型コロナワクチンの接種業務やコロナ病床の確保による収益増などがありました。

まず、患者数の状況について申し上げます。

入院患者数5,085人、前年比1,320人の減、外来患者数2万954人、前年対比1,508人の増となりました。

次に、決算見込みについて申し上げます。

医業収益は前年度比6%の増、医業外収益は20.9%の増で、収益合計が7億3,302万788円、前年度比7,445万7,788円、11.3%の増となる見込みでございます。

一方、費用につきましては、医業費用が2%の増、医業外費用が11%の減であり、費用合計で7億1,554万3,127円、前年度比745万9,887円、1.1%の増となる見込みです。一般会計から2億7,000万円繰入れを行ったところであります。この結果、当年度純利益は1,747万

7,661円を見込むところでございます。

資本的収入につきましては、医療機器購入に係る国保調整交付金562万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策補助金453万2,000円、一般会計出資金を合わせて1,316万円であり、資本的支出につきましては、医療機器等購入費4,423万6,222円、病院施設整備費429万円、企業債償還金1,508万9,000円の合計6,361万5,222円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額5,045万5,222円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額92万8,531円、過年度分損益勘定留保資金4,952万6,691円で補填したものでございます。

なお、一般会計繰入れ前の実質欠損金は2億5,252万2,339円で、前年度比6,699万7,901円、21%の減となる見込みでございます。

次に、新型コロナワクチンの接種状況について申し上げます。

まず、5歳から11歳までの小児接種につきましては、4月下旬に第1回の接種を行い、5月の連休後に2回目の接種を実施したところでございます。144人の希望者に対しまして、1回目が117人、2回目が115人と2割ほどの未接種者がおりますが、これらは接種を希望したものの結局は取りやめた方や付き添う保護者のご都合が合わなかった方、これから5歳に到達するお子様などとなります。これらの対応としましては、6月27日に小児接種の日程を設け実施する予定でございます。

また、12歳から17歳までの3回目の接種につきましては、希望調査の結果、196人の方が接種を希望されましたので、5月23日から接種を行い、5月27日をもっておおむね終了したところでございます。

今年度の予定につきましては、去る5月25日に4回目の接種に必要な政令の改正が施行されたことを受けまして、60歳以上の方と18歳から65歳未満の基礎疾患を有する方などを対象としました4回目のワクチン接種を7月4日から開始いたします。この接種に合わせて、未接種者への対応も図りたいと考えております。

なお、現段階におきましては、9月末まで希望者に対してコロナワクチン接種を行える体制を維持し、未接種の方からの申出を受け付けることとしております。

次に、啓翁桜の令和3年度シーズンである12月から4月までの生産出荷状況について申し上げます。

令和3年度につきましては、高品質で農家所得の向上を目指した取組によりまして、販売本数25万2,000本、販売額4,140万円となっており、前年比106%となりました。山形県内の出荷シェアにつきましては、県内販売本数120万7,000本のうち本町の出荷シェアは20.8%と

なり、県内市町村の中では2年連続トップとなっております。また、海外への輸出状況につきましては、輸出本数約2万5,700本、輸出額732万円、対前年比127%と順調に伸びております。

なお、輸出国はベトナム、中国、香港、インドネシア、ドバイ等の9か国となっております。

今年度につきましても、生産者、農協、町、西川町総合開発などが一体となった生産拡大、品質向上、販売促進に積極的に取り組んでまいりますので、ご支援等よろしくお願い申し上げます。

次に、本町のサクランボの作柄調査結果について申し上げます。

昨年はサクランボの開花期の凍霜害によりまして、近年にない大幅な減収となりました。今シーズンにつきましては、4月中の気温は平年より高く経過し、昨年のような朝晩の急激な気温の低下がありませんでした。このため、佐藤錦の作況は実がなる部分の花束状短果枝当たりの着果数で昨年の0.87果に対しまして、本年度は1.66果、紅秀峰につきましては、昨年の1.16果に対しまして、今年度は1.86果、佐藤錦、紅秀峰とも平年並みの作柄が見込まれるとしております。

収穫盛期につきましては、佐藤錦は6月18日から20日、紅秀峰は6月27日から29日と見込まれております。このように、今年は平年並みに西川町のサクランボを全国の多くの皆様にお届けできる見込みとなっております。

次に、令和4年度仁田山牧場の放牧につきまして申し上げます。

今年は冬の豪雪などにより例年より雪解けが遅く、牧場内の残雪もある中ではございますが、5月下旬の牛の入牧式に向けて、5月上旬より準備を進めてまいりました。しかし、やはり雪解けが遅く、牧草の育成状況がよくないことから、例年より1週間遅らせて、明日6月7日に実施することといたしました。今年の入牧予定頭数につきましては、乳用牛2頭、肉用育成牛6頭、肉用繁殖牛7頭、計15頭でございます。このうち西川町内牛につきましては11頭となっております。今後、途中入牧頭数は10頭を予定しており、最終的な総放牧頭数は25頭となる見込みであり、10月下旬を下牧予定としております。

以上申し上げます、6月定例会の行政報告といたします。

○古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第30号 財産（路線バス車両）の購入について、議第31号 財産（スクールバス車両）の購入について、議第32号 西川町企業版ふるさと納税寄附金基金条例の設定について、議第33号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第1号）、議第35号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第36号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上7議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第30号につきましては、財産（路線バス車両）の購入についてでございます。

路線バス車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第31号につきましては、財産（スクールバス車両）の購入でございます。

スクールバス車両を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

議第32号につきましては、西川町企業版ふるさと納税寄附金基金条例の設定についてでございます。

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、西川町企業版ふるさと納税寄附金基金を設置するため、提案するものでございます。

議第33号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正をする条例の制定についてでございます。

医師の働き方改革に伴い、管理監督職でない職員に時間外勤務手当を支給するため、提案

するものでございます。

議第34号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億202万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策及び急を要する事務事業の経費に係る補正、さらに地方債の変更でございます。

歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、シティプロモーション事業委託料1,870万円を追加するものでございます。

第3款民生費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費1,121万4,000円、低所得の子育て世帯の高校生以下の児童に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費500万円、高齢者等へのPCR検査助成事業委託料99万円、65歳未満の方へのPCR検査助成事業委託料74万3,000円をそれぞれ追加し、1,794万7,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン4回目接種事業費776万5,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、ラジコン式自走草刈機購入費390万5,000円、特定品目普及拡大事業費助成金147万8,000円、町産品販路拡大事業支援補助金300万円をそれぞれ追加し、838万3,000円を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、観光協会これよろ事業補助金2,860万円、デジタル観光コンテンツ整備委託料2,200万円、西川町産業立地促進交付金事業所設置奨励金60万円、西川町産業立地支援事業補助金2,000万円、消費喚起促進事業補助金1,190万円、小規模事業者持続化事業補助金450万円、事業承継支援事業委託料220万円、副業人材活用促進事業業務委託料110万円、副業人材活用促進事業補助金100万円をそれぞれ追加し、9,190万円を追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、西川交流センターあいべの照明器具取替LED化工事請負費1,078万6,000円、西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費負担金206万7,000円、抗原検査キット購入費35万2,000円、西川小学校の感染症対策消耗品費購入費14万9,000円、同じく備品購入費5万2,000円、西川中学校の感染症対策消耗品購入費12万3,000円をそれぞ

れ追加し、1,352万9,000円を追加するものでございます。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして総額1億5,822万4,000円を追加するものでございます。

次に、急を要する事務事業の経費に係る主な補正について申し上げます。

第2款総務費につきましては、企業版ふるさと納税推進事業費6,049万円、役場庁内デジタル化システム改修委託料964万2,000円、地域情報通信基盤工事請負費953万2,000円、副業人材及び外部人材登用事業費560万円、地域づくり活動補助金300万円、若者・子育て応援ガイドブック製作業務委託料103万4,000円など、それぞれを追加し、ノンプログラミングソフト利用料372万7,000円を減額し、8,869万1,000円を追加するものでございます。

第3款民生費につきまして申し上げます。

介護保険特別会計繰出金48万5,000円などをそれぞれ追加し、138万8,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産業費について申し上げます。

農地利用最適化推進事業費14万5,000円を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、西川牛モウモウまつり補助金670万円、月山山頂トイレ修繕地元負担金516万5,000円をそれぞれ追加し、1,186万5,000円を追加するものでございます。

第8款土木費について申し上げます。

空き家対策事業費695万5,000円などを追加し、702万5,000円を追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、高校生等就学支援事業1,316万円、西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費負担金519万4,000円、一般コミュニティ助成事業助成金250万円、西川交流センターあいべ施設修繕料224万2,000円などをそれぞれ追加し、学校ICT事業費522万3,000円を減額し、2,068万7,000円を追加するものでございます。

第11款災害復旧費につきまして申し上げます。

町道水沢岩根沢線道路災害復旧事業請負費500万円を追加するものでございます。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費といたしまして総額1億3,480万1,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第14款国庫支出金1億5,034万3,000円、第15款県支出金493万7,000円、第16款財産収入1万円、第17款寄附金5,100万円、第18款繰入金2,550万円、第19款繰越金5,753万3,000円、第20款諸収入350万2,000円、第21款町債20万円をそれぞれ追加するものでございます。

地方債の変更につきましては、観光推進機能強化事業の限度額1,030万円を1,050万円に変更するものでございます。

議第35号につきましては、令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で
ございます。

事業勘定の既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,584万8,000円といたすものでございます。

歳出については、第2款保険給付費42万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第7款繰入金28万円、第8款繰入金14万円をそれぞれ追加するもので
ございます。

議第36号につきましては、令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でござ
います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ7億7,765万5,000円といたすものでございます。

歳出については、第1款総務費49万5,000円、第3款地域支援事業費123万3,000円をそれ
ぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、第3款国庫支出金72万2,000円、第5款県支出金23万7,000円、第7
款繰入金76万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただ
きますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎請願の常任委員会付託

○古澤議長 日程第7、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております産業建設常任委員会に付託いたしま
す。

◎散会の宣告

○古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時30分

令和 4 年 6 月 7 日

令和4年第2回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月7日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野 大志 君	教育長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
農委事務局長			
建設水道課長	眞壁 正弘 君	病院事務長	飯野 勇 君
学校教育課長	安達 晴美 君	生涯学習課長	奥山 純二 君

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

[2番 荒木俊夫議員 質問席へ移動]

○2番（荒木俊夫議員） おはようございます。2番、荒木俊夫です。菅野町長に1番に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に対応されております医療、福祉、教育関係の方々、そして予防対策に努められている町民の方々に感謝を申し上げます。

4月の町長選挙におきまして、多くの町民の方々のご支援により、西川町第7代町長に就任されました菅野町長に祝意を申し上げます。町民の皆様のやりたいことが実現できるまちづくりに尽力されますことをご期待申し上げます。

私もこれまで同様に、住んでいたいまちづくり、町民の幸せづくりに、町民、町長と一緒にになって取り組んでいきたいと思っております。また、町民のために町長に対して意見を申し上げることもございますので、よろしくお願いいたします。

菅野町長の各種政策内容につきましては、具現化できるように検討してまいりたいと思

ます。これからのまちづくりに期待するとともに、楽しみにしております。

1番目の質問に入らせていただきます。1番目の町の財政状況について質問いたします。

菅野町長は、財務省の東北財務局や金融庁に勤務されており、自治体の財政に関して精通されております。町長は、対話、計画、財源確保、実行という計画を立てておられます。町長の政策を実現し、町民のすっだいを実現するためにも、財源の確保が重要であります。

町の財政状況と今後の財源確保対策について質問をいたします。

質問1です。町の財政状況と課題について伺います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

本町の財政の状況と課題について承りました。初めに、財政状況についてでございます。

本町の決算につきましては、例年、9月議会における決算審査を経て、町報10月号などで公表しております。令和2年度の普通会計における財政指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.5%と、依然として財政の硬直化が続いている状況にあります。

一方で、財政の健全化を示す指標であります実質公債費比率が10.6%、県内の平均とほぼ同じ数値で推移しております。また、地方債残高や基金の保有状況などから、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率はゼロであり、健全性を示す範囲内にあると考えております。

これらの要因としては、主にハード事業の実施において、後年度、普通交付税として措置のある、いわゆる優良起債の発行により、実質的な後年度負担が25%程度に抑えられることや、町の資本、貯金に当たる基金についても大幅に減少することなく維持しているためだと捉えております。

令和3年度末における基金の残高は、財政調整基金が約12億6,800万円、減債基金が約9億1,300万円、町有施設整備基金などの特定目的基金が約9億1,700万円であります。また、一般会計の令和3年度末の起債残高は約56億100万円でございますが、5年前の平成28年度の比率を申し上げますと、比較して10億円以上減少しております。

次に、財政の課題について申し上げます。

本町における歳入構造としては、自主財源の根幹とも言える町税は年々減少、歳入全体の1割にすぎず、地方交付税や町債、国・県支出金など依存財源が6割強を占めています。また、歳出面においては、公共施設の長寿命化対策経費や、近年頻繁に発生する自然災害の復

旧費が町の財政を圧迫するおそれがあります。

今後の大規模事業としましては、町営住宅整備事業、月山湖カヌースプリント競技場の艇庫建築事業などを計画しており、令和7年度の財政調整基金残高は7億円を割る見込みであると見通しております。

基金を減らさないというところが町の課題であり、対応策なのではないかと思えます。これらの基金を減らさないために、これから挑戦しようとしている国の交付金、今まで西川町が獲得してこなかった交付金などを財源にして、私も財務省で健全な財政を堅持する訴えをしてみたいので、これらの経験を生かして、町の財政をかじ取りしてみたいと考えております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。財政に詳しい町長だけに、やはり的確に捉えていらっしゃるなというふうに思っております。

町長がおっしゃるように、経常収支比率93.5%、これは非常に高い。通常80と言われてはいますが、それでどうなるかというわけではないんですけれども、つまり弾力性がないというわけであります。弾力性がないのは、やはり自己財源がないというところがえてして言えるところであります。

あと、起債の残高も確かに減ってはおります。減ってはおりますけれども、この人口に対していけばかなり多い。過疎債が主力であるということでありまして、この分については歳入としてカウントされていますので、これは両てんびんにかけなきゃいけないという状況であります。

経常収支比率を下げるというのは非常に大変なわけですね。義務的経費がございますので、この中においてどうするかといえば、やっぱり財源確保なのかなというふうに私も感じているところでございます。

あと基金については、一時期、国からも、多ければいいというものではないということで大分たかれましたけれども、やはりこの小さい町においては、大きな災害が起きると一気に10億円近くの復旧費がかかってしまうというところにおけば、ある程度の安全性を保たなきゃいけないというふうに思っております。

先ほど町長がおっしゃった、基金を保っていきたいということでありまして、令和4年度の予算においても4億円ほど財政調整基金を取り崩して予算編成をしております。令和元年度の財政調整基金は13億円ございましたけれども、令和4年度の当初予算の計画で

いくと6億円というふうになっております。これについてもう一度、町長の今の感じをですね。感覚を、どうしていきたいかということをお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、荒木俊夫議員から、財政調整基金などの町の資本に当たる基金のお話をいただきました。

私は、財政調整基金のほうは、決算期になると、先ほど4億円とおっしゃっていただきましたけれども、それは圧縮されるのかなと思っております。私も財源の確保を重視しております。こちらの財源のほうはなるべく国のほうで、先ほど申し上げたとおり、国の交付金、今まで西川町が挑戦してこなかった交付金などを充てていきたいと思っております。

また、交付金だけではなくて、国のスタンスとしまして、実証事業とかアイデア勝負の交付金が多くなっております。これは、2015年の地方創生以降、その流れは顕著になっております。これらの時代に乗り遅れずに、西川町もしっかりと国の交付金を活用して、なるべく決算時には基金を減らさないような努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 的確に捉えていただいておりますので、ぜひ健全な財政運営をするために、現状をきちんと把握していただいた上でお願いしたいなというふうに思っております。財政力指数が0.241というふうに、2割自治なわけですね。ですからここで、町長がおっしゃっている選択と集中が本当に必要なんだというところが浮かび上がってくるのかなというふうに思っております。

それでは、質問の2番に入らせていただきたいと思います。今後の財源確保対策についてお伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の財政の確保の対策についてご質問がございました。

税収の減少や地方交付税の確保が不透明な中、歳入に見合った歳出を基本としまして、新規の事業の構築に当たっては、国や県、民間等の補助制度や、個人版ふるさと納税で集めたふるさとづくり寄附金を活用します。あわせて、事業の選択と集中を徹底し、効果のない事務事業のスクラップ、また、活用見込みのない公共施設の解体を進め、将来の財政負担を軽減していく必要があると考えております。

また、近年頻発する災害復旧など予想し難い支出に備えるために、財政調整基金は標準財

政規模の3割に当たる10億円以上は確保したいと考えております。これらを踏まえながら、私が掲げる政策を実施するため、可能な限り町の一般財源に負担をかけないよう、あらゆる手段とこれまでの人脈を駆使して財源を確保してまいります。

財源確保の手段として、まずはアイデアを提案し、認められた地方公共団体にのみ配分される地方創生関連の交付金を活用してまいります。周りの市町がこの交付金を獲得する中、これまで本町では、単独で地方創生関連の交付金を活用してまいりませんでした。地方創生関連の交付金は、地方公共団体がこの地域の実情に応じた自主的な政策を実施するためのものがございます。

交付金には、地方公共団体が行うソフト事業に充てることのできる地方創生推進交付金、また、ハード事業に充てることのできる拠点整備交付金などがあり、おおむね事業の2分の1の財源措置がなされます。また、この交付金については、補助残分に対し企業版ふるさと納税を充てることができます。このため、町の一般財源によらず事業を進めることが可能となります。

2つ目は、同じく、提案型でほぼ全額補助される観光庁の看板商品創出事業や農林水産省の農林漁業活性化交付金に挑戦してまいりたいと考えております。

3つ目は、前職で担当しておりました企業版ふるさと納税寄附金や個人版ふるさと納税寄附金を積極的に獲得してまいります。企業版ふるさと納税は、町が実施したい事業や実現するために具体的な策定内容を対外的に広報し、その政策に対し応援しようとする企業が地方公共団体に寄附を行うものでございます。

企業版ふるさと納税の募集方法は様々ですが、企業版ふるさと納税をマッチングする企業と連携を進めたり、私自身がトップセールスを行うことで、我が町の本気度を理解してもらい、信頼関係を構築しつつ、先頭に立ってハードワークし、毎年5,000万円以上の寄附金の獲得をしてまいります。

個人版ふるさと納税についても、寄附者との対話を行い、そのニーズをしっかりと把握して、これまで少なかった宿泊サービスや、返礼品に掲げられていない商品の掘り起こしなどを進め、寄附獲得を進めてまいります。

このほか、我が町の地域課題を一緒に解決してくれる、そういった官民連携の取組も進めてまいります。

経済産業省の政策提言レポート「21世紀の「公共」の設計図」では、もはや公共サービスは、政府、行政だけで行う今までのやり方では、住民のニーズに合った質の高いサービスは

提供できないと提言しております。私は、現在、町長職とともに、地域商社など民間会社2社の経営に携わっております。私は、官と民のそれぞれの得意な分野を理解しておりますので、この経験を生かして、官民連携を進めるとともに、私は、この若者にかけているんだとおっしゃっていただいた町民の皆様、応援していただいた皆様のためにも、しっかり財源を確保してまいります。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 前向きに積極的なご意見をいただきありがとうございます。

財政調整基金についていえば、専門家がいけば標準財政規模の2割は確保すべきだと。うちの町の標準財政規模は33億5,000万円ぐらいですから、2割だと7億円ぐらいになるんですけれども、町長は10億円と。やはり私も10億円は必要なのかなと。規模的に小さい町ですから、標準財政規模の大きいところだと2割でいいのかもしれませんが、うちは小さいので、やはり10億円は必要なのかなというふうに思っております。

今回の定例会においても、企業版ふるさと納税基金の条例も提出されております。これは町長が一に推しているものでございます。現在、この企業版ふるさと納税の進捗状況、あと、今回の補正にも出ておりますけれども、地方創生推進交付金の活用ということで出ております。これまでなかったやつでございますけれども、これの現在の進捗状況、簡単に結構でございますので、教えていただけるでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、企業版ふるさと納税の進捗状況ということで、今般、補正予算に寄附金5,000万円と、寄附を受けるためにマッチング、企業と連携した形で寄附を募っていきたいというふうに思っております。本補正予算が可決されましたら、速やかにそちらのほうの準備に入りたいというふうに思っております。

想定としては、数社さんの企業版ふるさと納税をマッチングしていただける企業さんの候補を今リストアップしているところでありまして、ただ単にその企業さんを紹介していただけるということだけでなく、うちの町がこういった課題があつて、こういった体制でいくと企業からの寄附をいただけるかということについては、その施策の立ち上げから寄附獲得まで伴走しながら、我々と一緒に企業版ふるさと納税をいただけるような、そういった体制を取っていただけるような事業者さんと連携してまいりたいというふうに思っております。今、補正予算が通り、ご可決いただけましたら、すぐにでもそちらのほうに対応していける

よう、下準備をしているところであります。

そして、地方創生推進交付金ですね。ただいま2次募集の申請を準備しているところであります。今、内閣府のほうにそちらの事前申請という段階でなっている状況です。こちらのほうは、6月中旬には内閣府のほうから、その事前申請に対するチェックが入りまして、それを審査を通過すれば本申請というような流れになっていき、その本申請に伴う地域再生計画ですね、こちらのほうを6月中旬、下旬に作成して、内閣府のほうに提案していくという流れになっておりまして、こちらのほうが認められれば、8月中旬末ぐらいには交付決定になっていくというような流れでありまして、今回の補正予算に掲げておりますデジタル観光コンテンツ等の事業を推進交付金の事業の中に盛り込んでいって、大体、金額にすれば2,500万円程度の形で準備を進めている段階であります。

以上であります。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 町長が就任されてから、2か月まだたたないわけですがけれども、かなり順調に進んでいるのかなというふうに思っております。やはりトップセールスが必要なのかなと。トップが動けばこういうふうに進んでいくのかなというふうに思っております。ぜひこれが順調に進むといいと思っておりますし、後押しもしていきたいというふうに思っております。

それで、先ほど町長が答えていらっしゃいましたけれども、町の税収は現在7億円ぐらいでございます。ですから、標準財政規模が33億5,000万円、財政力指数が0.241というふうになっているわけですがけれども、西川町の税収というのは特色があって、税収の65%は固定資産税なんですね。固定資産税だけで65%は非常に特殊であります。これはダム、発電関連が影響しているわけですがけれども、固定資産税なので景気とか経済にあまり影響されない部分がございます。ですから安定はしているんですけども、この主力が償却資産で、償却資産ということは年々減少していくというのはもう分かっているわけです。新たに投資がない限りにおいては、これはだんだんゼロに近づいていくというものでございます。こういった意味において税収増を図らなきゃならないと。

西川町の町民の方々は非常に勤勉で真面目でございまして、収納率が非常に高い。これは県内でも全国的にも高い町であります。これはこれまで多くの方々が培ってくださった結果だと思っております。これは非常にすばらしいことだと。ただ、収納率だけでなく、新たな財源というか、求めていかなきゃならないわけですがけれども、これについては、町長が政

策として掲げておりました大手企業のサテライトオフィス、これが誘致できれば、雇用と、また個人、法人の住民税の増につながるわけです。サテライトオフィスになれば、住民税の法人税として対象になってくるわけですね。3要素ありますけれども、事務所があるとか、要件があるとか、あとは従業員がいるとかというふうな要件がある。単なるテレワークではないわけでごさいます、ですからこのサテライトオフィスをすれば、町長が言った雇用も確保できるわけです。私は非常にいい誘致制度だと思っています、大企業じゃなくても。

そうした場合、これをぜひ進めていくということでごさいますけれども、今どのように構想として考えていらっしゃるのか、ありましたらお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 サテライトオフィスなどの固定資産以外の収入を上げる政策についてご質問いただいたと理解しております。

まず、サテライトオフィスに関して申し上げますと、せっかくサテライトオフィスを造るということであれば、複合施設にしなくてはいけないかなと考えております。今、町民のご要望の高い、お年寄りや女性、子育て世代がゆっくりできるカフェ、公民館以外のカフェや、また、観光案内所をどこに置くのかと。もっと町なかに置いてほしいというようなご要望も承っております。さらに西山杉の住宅展示場、住宅、見れない。そういったことも考えると、これを一括してなるべく1か所に集めてサテライトオフィスを造ることができれば、町のにぎわいにもつながると考えております。

ただ、そのためには、地域の方や、その要望者のニーズをしっかりと、広さなど、場所とか、対話をしなくてはいけないと考えております。この対話を進めながら、まずはどこに造るかということを決めていかななくてはいけないと考えております。どこに造るか、広さが決まれば事業化できる、事業化の予算規模が決まれば、拠点整備交付金などを申請することができたり、入ってくれる企業に、いいところに造りますから、これぐらいの広さは用意できますからとPRもできて、段取りよくできるのかなと考えております。

進捗状況を申し上げますと、まずは庁舎内で、どこに造るか、どんな施設を入れていただくか、効果があるかというのをまず庁舎内で見極め、対話を重ねて、今年度のうちには、どこに、どんな施設をという構想をまとめ、来年度の交付金の申請にチャレンジしてまいりたいと考えております。

また、収入を上げるため、固定資産は償却資産なので減少するというようなご指摘ありましたけれども、全くそのとおりでごさいます、新たな財源を確保しなくてはなりません。

このために、稼ぐまち、稼ぎ続けるまちというのを政策として入れておりますけれども、すぐに効果が現れるというものは実はあまりございません。ただ、稼ぎ続けるまちの対話、事業化に向けた対話を進めながら、公約にはありませんけれども、企業誘致というものもしっかり対応していきたいと思っております。企業が来ていただければ、その固定資産税も回収できますし、町の売上げ、資金循環のほうも高くなると考えております。

こうした新しいチャレンジに対しましても、トップセールスを行って、この町はよそ者に優しい町なんだ、町長がしっかりサポートしてくれるんだという信頼関係をつくっていききたいと考えています。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） サテライトオフィスに関して言えば、光ファイバーも設置されておりますし、土地的にもあります。高速もインターが2か所ございます。空港も近いです。やはりそういった施設、箱物を造ることはある程度できると思っております。問題は中身、魂であります。町長おっしゃるようにトップセールスが必要だと思っております。職員が行ってもなかなか企業さんは動いてくれないと思っております。やはり町長が行くことによって傾いてくださるということですので、これについては、焦りはしませんけれども、着実に一歩ずつ進めていただきたいなというふうに思っております。

町長は、いろんな財源を活用しながら町を活性化していくという方針で進んでおられますけれども、これまで、特別交付税の財源を活用した地域の要望が非常に強かった集落支援員や地域おこし協力隊、この配置については、議会からも要望書を出したり提言書を出したりして、願いをかなりしてきたわけですが、なかなかかなわなかったわけです。これについて、町長は、財源を活用しながら、町、地域の活性化を行っていくということにおいては、多分活用されるのではないかとこのように思っているわけですが、どのようにお考えなのか。公約にも書いてありましたので、もう一度お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 地域おこし協力隊と集落支援員のご質問に対してお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、ほぼ国の財源で人を雇えるといういい制度でございまして、私も積極的に活用したいと思っており、公約のほうにも集落支援員を各地区に配置したいというふうに申し上げます。

ただ、すぐにといいわけにはなかなかいかなくて、この地域おこし協力隊にしても集落支

援員についても、何をさせていただくか、どんな役割をさせていただくか、非常勤なのか、週何日なのか、フルタイムなのか、そういったことを募集段階においては考えなくてはなりません。その議論も今年度進めさせていただいて、来年度には、12地区全部というわけにはいきませんが、必要だというような地区に関しては、しっかり配置できるように募集してまいりたいと考えております。

役割に関しても、それぞれの地域、必要な役割が異なるかもしれません。また、町の政策においても、新しいことを行った場合にご説明いただく。私たちの役場の目となり耳となり、そういった方々も必要だと思っておりますので、その役割については今年度議論してまいりたいと思っております。積極的に活用してまいります。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ぜひ地域の活性化のためにも、必要なものは、財源として使えるものは活用していくべきだと思います。決して地域を一律にやっつけようということではなくて、やはり地域には地域の特性がございまして、各地域で望む特性があつて、私はいろいろあつていいと思うんです。一人一人がいろいろ違ってみんないいというのと同じでございませう。そういったところで、各地域の特色を出しながら活性化を図っていければいいと思ひますし、今後、そういったことを踏まえながら、予算編成、補正予算も含めてやっていただきたい。

先ほどから申し上げておりますけれども、税収は減少しております。そのほか人件費や扶助費、公債費等の義務的経費は増嵩しております。これに加えて、企業会計や一般事務組合などへの各種団体の負担補助も増えております。この中においては、町長がおっしゃったように、選択と集中を図りながら、ぜひ健全な財政運営をしながら財源を確保して、町民が住んでいたいまちづくりが行えることをお願いをしておきたいというふうに思ひます。

2番目の質問に入らせていただきたいと思ひます。2番目の質問につきましては、中学校の部活動についてでございます。

菅野町長は、中学、高校の部活動は、町のスポーツでありますカヌー競技を行つて、充実した学生生活を送られたことと思ひます。西川中学校は生徒数が減少しておりますけれども、今、中学校の生徒たちは、中体連に向けて非常に頑張つて部活動を行つております。部活動は、生徒の健全育成、体力向上、生きる力の向上、教師と生徒、生徒同士の人間関係を育てるためにも、非常にいいものだというふうに私は考えております。西川中学校の生徒たちも

減少しておりますけれども、西川中学校の生徒が安全に充実した部活動が行えるように質問をしたいと思います。

質問1です。生徒数の減少や教師の長時間勤務等の問題の中、現在の部活動の状況と課題についてお聞きをいたします。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

西川中学校の現在の部活動の状況と課題についてであります。初めに、部活動の状況について申し上げます。

現在、西川中学校では、原則、全生徒がいずれかの部に所属することになっており、今年度は、野球部18人、ソフトボール部4人、男子バレー部14人、女子バレー部10人、男子卓球部17人、女子卓球部9人、男子剣道部7人、女子剣道部7人、カヌー部15人、吹奏楽部14人で、計10部体制となっております。ただし、3年生部員4名のソフトボール部につきましては、西川中学校が定めてきた規程に基づいて、今年度末をもって残念ながら廃部となります。また、西川中学校の部に所属しながら町外のクラブで活動を行っている生徒も数名おります。

部活動の指導は、顧問教員のほか、部活動指導員、その他外部コーチとして地域の方々に担っていただいておりますが、バレー、卓球、剣道につきましては、男女ともスポーツ少年団との連携の下で活動が行われております。

活動時間につきましては、国の部活動ガイドラインにのっとり、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、教員の働き方改革が強く叫ばれている現状もありまして、西川中学校では、今年度から、月・木・日曜日の週3日間を原則部活動休止日としております。

次に、部活動の課題についてであります。課題といたしましては、何と申し上げましても、生徒数の減少により、ソフトボール部のようにチーム編成ができず存続が困難となったり、教員数の減少に伴い顧問の配置が極めて難しくなるなどして、生徒の多様なニーズに十分応え切れない現状になっている点が挙げられます。教員の働き方改革も相まって、部活動の環境は年々厳しさを増している状況にあると認識しております。

さらに、大きな課題といたしましては、本日の新聞のほうにも掲載されておりましたけれども、国では、休日の部活動については学校から切り離し地域で行うようにする、いわゆる部活動の地域移行を令和5年度から段階的に進めるよう求めています。現在、国では、昨日も有識者会議がスポーツ庁長官のほうに提案しておりますが、ガイドラインの制定に向け様々な検討が重ねられております。

本町においても、現在、現状と課題を明らかにしながら、環境づくりに着手できるよう、学校教育課及び生涯学習課連携の下で、町民の皆さんにも入っていただき、7月以降、検討会を組織し、今年度から年間計画に基づいて協議を進めてまいる予定であります。

なお、この問題は、一つの市町村で対応し切れない内容を含む大きい問題でありますことから、近隣市町とも連携して検討を進める必要があると認識しております。教育長会議でも検討、協議を進めてまいる所存で、早速7月の市町教委連絡協議会で、この内容について課題意識を共有してまいる予定になっております。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 伝統あるソフトボール部が廃部になるということは、非常に寂しいことではありますが、これもいかんせん、生徒数の問題があるので仕方ないことなのかなと思っています。

確認をしたいのですが、部活動というのは必須、生徒が必ず入らなきゃならないのか、選択自由というふうにかなりおおらかなのか。これは地域によりかなり違うという、温度差があるというふうに聞いておるのですが、これについてはどのように捉えていらっしゃるのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 部活動は必須なのかというふうなご質問でございます。

部活動は、本来の教育課程内の活動ではございませんが、荒木議員が話されましたように、大変教育的に意義のある活動だということで、日本の教育の大きな特質でもあるというふうな捉えております。

現在、この部活動の加入につきましては、様々な検討が進められておまして、地域によっては、部活動の任意加入という形で移行しているところもございます。現在、西川中学校においては、先ほど申し上げましたように、原則として全員加入という体制を取っておりますが、この近隣市町の中でも、やはりこういう時代の流れにおいて、部活動の任意加入化を進めていく必要があるのではないかとということで、検討を進めているところもございます。今後の体制整備とも大きく関わってくる問題でもございます。

ただ、青少年が、運動部はじめ、文化部もそうですけれども、一つの活動に対して仲間と共に汗を流し、共に喜びや悲しさを分かち合うような経験というのは、人間形成上非常に重要なものであると捉えております。そういう若者のニーズに応えられる体制を整備すること

が我々の大切な責任であります。この全員加入か、それから任意加入かという問題については、学校等とも協議を重ね、検討を進めてまいらるべき問題だというふうに捉えております。以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 吹奏楽部を除いてスポーツの部でありますけれども、勝つことを目指すというよりも、やはり体力向上と仲間づくりですね、これは人間形成において非常に重要なことだというふうに思っております。ですから、そういった意味で、そういった内容をぜひご父兄の方にもご理解をしていただきたいというふうに私は思うところであります。

先ほど教育長からもありましたけれども、スポーツ庁の有識者会議においては、2025年を目途に休日部活動の地域移行を考えるというふうに出ているわけです。なかなかおっしゃるとおり西川町だけで考えられる問題ではないと。指導者の問題もありますし、そういったクラブの問題もあります。これについては、やはり子どもたちや父兄の方と十分相談しながら進めていただきたいというふうに思います。

えてして、論議するときには本題を無視して別なところに行ってしまうときがありますので、先ほどから申し上げているとおり、子どもたちの健全育成だよというところをきちんと置いて進めていただきたいというふうに思っております。

質問の2番に入らせていただきます。

前回の一般質問のときには、通学路、通学関係の安全対策について質問をさせていただきました。今回は、校外で行う部活動の移動に係る安全対策について伺います。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 学校外で行う部活動の練習、活動の安全対策についてであります。

ほとんどの部活動は、西川中学校及び町民体育館で行っておりますが、カヌー一部につきましては長沼または月山湖で行っております。カヌー一部の活動は中学校から離れた湖上での活動であるため、万が一の状況に備えまして、外部コーチを含め、原則、複数人数体制で指導を行うこととし、移動用のAEDも常備しております。長沼においては、安全確保のための照明灯も設置しているところであります。

また、通常、活動を行う長沼までは自転車移動というふうになっておりますが、ご案内のように、途中、坂道も大変多いため、往路のほうは体力の向上にも役立つと言えるのかもしれませんが、復路に際しては、スピードが非常に出がちなことから、十分気をつけるよう常々指導を重ねております。直近4年間は事故の発生はございません。

なお、カヌー一部の活動は、大変天候に左右されやすく、練習場所の変更が日常的に多いため、バスダイヤとのマッチングが難しいだけでなく、部活動終了後の帰宅方法や帰宅時刻等を考慮すると、必ずしもスクールバスでの送迎が生徒及び保護者にとって利便性が高いとは言い切れない状況にあるようです。これまで保護者会及び中学校から運行の要望はなかったところであります。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 私も、カヌー一部についてぜひお聞きしたいというふうに思っており、この質問をさせていただいております。

お分かりのとおり、ちょうど長沼公園線は非常に急勾配でございます。道路改良になってから非常に真っすぐ直線になって、急勾配であります。体力づくりと言えれば体力づくりなのかもしれませんが、あそこを歩いてきても非常に急峻です。自転車ではとてもじゃないけど怖いのです。

ですから、これまで行ってきたことは、これがそのとおりだというふうに思うので声を出さなかったのかもしれませんが、あそこで子どもたちがこけたりしていることはあるんですね、実際のところ。大分前には大きな事故もございました。なかなかここについては、行くのが当たり前だという観念があるものですから、皆さん声も出さなかったのかなと思っております。

ただ、こういったときにおいて、安全対策というのは非常に重要だというふうに思います。ですから、今、教育長から答えていただきましたけれども、やはり私は、部活動は、教育委員会としても町としても、推奨してぜひやるべきだということで指導しているわけです。そういう意味においては、この移動対策についても、もう一步踏み込まなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うわけです。

さきに回答いただきましたけれども、スクールバスはなかなか難しいということでありましたけれども、スクールバスは学校の活動のためにあるバスですね。ですから、今回の議会にスクールバスの購入の案件も出ておりますけれども、小型化したり、もっと使いやすいようにして行くべきではないかなというふうに私は思うわけです。大事な子どもたちがとんでもない大けがをしたりしてしまったら、取り返しがつかないことです。それがある程度予測できるのであれば、私たちは予測できるものに対しては対応すべきだというふうに思うわけです。

そういった面については、これまでは検討しなかったということでもあります。父兄からもなかったということでもありますけれども、なかなか声を出せないというところもあります。ぜひ私は検討すべき、まずは検討して、安全対策をどうすべきかということをごきちんと考えたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいま荒木議員から大変大切なご指摘を頂戴したと承りました。

今まで申出がなかったから、そのままでいいということではないと私も思っております。現在、今年度から交通体系の見直しが行われて、また、バスの運行等もさまざま変わった状況がございます。ただ、そのような中であって、子どもたちの安全を担保していくために何をすべきかということについては、やはり保護者の皆様のご意見とか実情なども丁寧に聞きながら、どういった環境整備ができるのかということをご、町民税務課のほうとも連携して検討してみる必要があるとは考えております。

今後、先ほど申し上げましたように、部活動の地域移行などの絡みもございますので、そういった場なども活用しながら、町民の皆様、保護者の皆様の意見を丁寧にお伺いしながら、検討を進めてまいらなければならないものというふうにご考えております。ありがとうございます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 一つの移動手段としてスクールバスも考えられるということでございます。

スクールバスは、ご案内のとおり交付税措置がなっておりまして、年間600万円ほど運行費が来ているわけです。小型化してもスクールバスはスクールバスです。ですから、運行費はできると思いたいですね。父兄に負担を求めなくても十分できると思いたいます。ですから、それに踏み出すかどうかの考え方なのかなというふうにご思います。ぜひ子どもたちの安全を考えていただきたいなというふうにご思います。

あと一つ、部活動の関係でお聞きしたいんですけれども、大きな大会の場合はスクールバスで移動して会場に行かれるんでしょうけれども、練習試合の場合は父兄が送迎するというのが原則なのかどうか、お聞きしたいと思いたいます。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 荒木議員の質問にお答えいたします。

練習試合とか中体連以外の任意の大会などございます。そのような中で、各部2回程度、スクールバスを利用して行くようなことを学校と教育委員会のほうで取決めをしているところ

ろです。それ以外につきましては保護者の方が送迎するというふうにしております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 父兄の方がもし行けない場合、仕事とかいろいろあると思いますけれども、そういった場合はどうなさるのでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 各部で、保護者会とかそういう組織がございますので、その中で取決めをしている部もあると聞いております。保護者間同士で話し合っ、そこは対応していただいているのかなというふうに認識しているところです。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 子どもたちが、自分の親が仕事で行けないから行けないとか、そういったことでなくて、ぜひうまくフォローできるように指導をしていただきたいというふうに思っております。

西川中の子どもたちが安全・安心な部活動を行って、この中学校で学べてよかった、部活動をやってよかったと思える生徒や父兄が多くなることを望んで、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、2番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 後 藤 一 夫 議 員

○古澤議長 続いて、1番、後藤一夫議員。

〔1番 後藤一夫議員 質問席へ移動〕

○1番（後藤一夫議員） 1番、後藤一夫です。このたび西川町議会議員補欠選挙に立候補し、

図らずも無投票当選となりまして、責任の重さを一層痛感しているところであります。

このたび立候補を決意するに当たっては様々な葛藤がありました。しかし、これまでの経験を生かし、直接、町政に貢献したいという強い思いもありまして、今回、立候補の決意をしたところであります。残り1年間の任期ではありますが、全力で職務に精励し、重責を全うする決意でありますので、皆様のご指導とお力添えをよろしく申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、町長の基本的な考え方をお聞きするという形で進めさせていただきます。

菅野町長は、公約に「覚悟と実行力で、未来につなぐ“すっだい”ことを実現する町」を目指して、5つの政策と20項目にわたる具体的な事業を掲げております。いずれも少子高齢化と人口激減の西川町政にとって、新しい風を起こす必要不可欠な施策と重要な事業でありまして、深く共感するとともに、私も実現に向けて議員の立場から尽力していきたいと思っています。

本定例会では、菅野町政が目指すあるべき西川町の姿と公約の政策推進に当たっての基本的な視点と考え方について質問させていただきます。

第1点目の質問です。最初に、菅野町政が目指すあるべき西川町の姿についてお伺いします。

選挙期間中におきましても、生き残りをかけた10年のまちづくりを明確に力強く訴えておられましたが、改めて、菅野町政が目指す西川町のあるべき姿、この姿についての基本的視点についてお聞きします。よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

後藤一夫議員におかれましては、私と同じ唯一の同期だと思っておりますので、ぜひ一緒に頑張りましょう。

では、ご質問いただいた私の基本的な姿勢、西川町のあるべき姿ということでご質問を承りました。お答えさせていただきます。

生き残りをかけた10年のまちづくりで目指す本町のあるべき姿について申し上げます。

私が目指す町の姿は、物事に対して前向きな人を大切にする、また、熱意あふれる町民、熱意あふれる町外の方が集う町にしていきたいと考えております。例えば、地域が抱える地域課題や問題の解決に向けて自分事に取り組む。また、すっだい——やりたいことですね

——を見つけ、このことにチャレンジできる、していく方を増やしていきたいと考えております。

町をつくっていくのは、最後は熱意と人、人材と考えております。人口が減っていく中、このスピードを何とか抑えたいと思いますが、現実には厳しいものがあります。何とか10年以内に生産年齢人口が上昇に転じるようにいたします。

これまで、私が西川町に戻ってきてから3か月で約150名、町外の方が応援または私に会いにお越しいただきました。一昨日は若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣も来町いただきました。私の経験から、一生懸命汗水垂らして頑張っている姿、これは人に共感を与えるものだと思います。私が西川町でいろいろ頑張っている姿をあえて情報発信したことで、150名の方が、俺に何かできないかというようなありがたいお言葉をかけていただきました。

これは、先日、中学生にも挨拶させていただいた際に申し上げました。一生懸命頑張る姿を隠さないでほしい。君たちの一生懸命な姿は人を引きつけ、感動を与えるからと申し上げました。大人もそうです。地域課題、したいこと、すっだいことに向き合い、チャレンジする方々、こういった方を今まで以上に増やしていきたい。そうすることで町の活気を維持向上させていきたいと考えております。

一方で、やりたい、得意なだけでけれども何らかの事情でできないという方に対しては、しっかり人の面、お金の面でサポートしてまいりたいと考えております。どうサポートするか。お困りの方にとって、どんなことで困っているのか、しっかり対話を積み重ねるとともに、使い勝手のいい施策や制度、こういったものを考えていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） 大変ありがとうございました。町長の物すごい情熱が伝わってきました、とても感激しております。今後、重要な施策、数々あると思いますので、着実に実行に移して成果を上げていていただきたいと願っているところでございます。私も、まちづくりに関する議論が深まるようしっかり勉強いたしまして、政策決定に参画できるように頑張りたいと考えております。

関連して質問させていただきます。全国の各市町村では、まさに生き残りをかけて必死にまちづくり、地域づくりに取り組んでおられます。私は、他市町村の優れた取組や成果を上げている事業等については積極的に学んでいくべきだと思っております。その点を踏まえて、これまで地方創生に取り組まれてこれ、全国的なネットワークもお持ちの町長がモデルに

している、また、モデルにできるなど考えている町がありましたら、ぜひお教えいただきたいと思います。

また、先ほど町長の答弁の中でもありましたが、先日、6月5日日曜日に若宮大臣が来町なされました。町長も町内各地を案内なされたと思いますが、大臣は西川町に対してどのような感想を持たれたか、お教えいただければありがたいと思います。お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 2点ご質問いただきました。ありがとうございます。

まず1点目、モデルとしている地域に関してでございます。

私は、地方創生を11年間担ってまいりましたので、モデルというのは当然でございます。西川町の地域の実情、現状と似ている事例、成功事例というのを参考にして、公約の策定の際にも現実的な案を書かせていただきました。

具体的に申し上げますと、北海道の東川町。西川町の西を東に変えて東川町です。その東川町と徳島県の神山町です。いずれも山あいの町。東川町は人口8,000人、神山町は4,000人の町でございます。その2つの自治体が生産年齢人口が増えております。これを考えて参考にいたしました。

まず東川町に関して申し上げます。東川町は外の力を徹底的に活用しています。また、シティプロモーション、情報発信の仕方が上手です。まず外の力をどう活用していくか。ここは先ほど申し上げた地方創生推進交付金をたくさん多く取っております。また、官民連携、パートナーシップ制度を活用しております。これまでの地方自治体は、何でこの企業と組むんですか、この企業が不祥事が起きたらどうするんですか、こういった後ろ向きな議論もあったかと思えます。この町は前向きなことしか考えていないです。一緒にまちづくりを手伝ってくれる、その企業を信じてたくさんの企業と連携して、今では隈研吾さん、全国的、世界的な建築家の支援も受けております。その建築家が造った建物、これを売りにしている方がお越しになっています。

また、官民連携を進めると地方創生推進交付金は取りやすくなります。地方創生推進交付金の一つの要件として官民連携があります。地方公務員は官民連携がなかなか考えの及びにくい苦手な分野だと考えております。

また、シティプロモーション、情報発信の話でしたけれども、こちらは「写真の町 東川」、これを徹底しています。西川町に置き換えていただければと思います。キャッチフレーズ一つ選ぶにしても、何でこのキャッチフレーズなんだ、こうすれば私らの業態は利益が

ないじゃないか、そんな議論もあるかもしれません。でも、ここの東川町はしっかり対話を重ねて、もう写真の町でやっていこうよ、人口減少は止まらないんだからやってみようよ、意思統一を行政が主導になってしっかりやった結果だと思います。強いリーダーシップがありました。

また、神山町について申し上げます。人口4,000人、西川町より少ないです。こちらも外の力を活用しております。また、外の力を活用するに当たって、しっかり町の人と新しく来る方をつないで、信頼のある方が民間、また公務員サイドにいらしたというところが大きいです。

行政サイドで言えば、私が公約で掲げている、おせっかい課と書きましたけれども、要は人と人をつなぐ課でございます。そういった担当が神山町に仕事としてあったということと、公務員ができないこともサポートしてくれるNPO団体があったということです。こちらのほうも参考にして、まず私らも行政サイドのサポート役ということで、この課の設立を来年度に向けて行ってまいりたいと考えております。

こちらのほうも、サテライトオフィスがたくさんいらして、住んでいただいて、起業の数が増えて、今では高等専門学校を町で設立し、入学生を募集しております。こんな町に西川町もしていければと考えております。

もう一つ、最後の質問でありました。若宮大臣がいらしたときに西川町をどう感じていましたかといただきました。

まず、私のほうから、西川町の概要をあらかじめ数字のほうを送らせていただきました。これを見て、まず若宮大臣は、数字から見るとなかなか地方創生は難しそうな地域だと、まず数字を見て思われたと。でも、現場に来てみて伺ったのは、この自然は魅力だし、観光でもう一度来たいというふうに言っていただきました。観光資源魅力、車で通ってきただけなのにそう言っていただきました。こういった魅力から具体的なアドバイスをいただきました。いずれもデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用できるアイデアでございました。こちらのほうも参考にしまして、デジタル活用で人を呼び込む、人がいなくて担い手が少ない西川町だからこそ、こういった交付金を使ってデジタルの技術を活用して、住みよい町、人が訪れる町にしていければいいなと改めて思いました。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。ぜひ推進できるように私も頑張りたいと

思います。頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問、第2点目の質問に入らせていただきます。町長の公約実行に当たっての執行体制について3点ほどをお伺いいたします。

1点目は、各課の事務事業ヒアリングを終えての町長の率直な第一印象と感想についてであります。

町長は、町政運営に当たって町民と役場職員との対話重視を掲げております。就任早々、各課の事務事業ヒアリング、併せて職員との対話を実施なされましたが、率直なところで第一印象と感想について初めにお伺いします。お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 執行体制についてご質問いただきました。ありがとうございます。

まず、私が最初にお聞きして思ったことは、やっぱり西川町は課題がたくさんあるなというのが第一印象でした。数字から見ても、人口、財政から見ても、この10年が勝負だと改めて感じました。

また、最初に取り組んだのは、今定例会に提出させていただきました補正予算の編成でございます。この補正予算を編成するに当たりまして、関係する多くの職員と対話をしてまいりました。私からは、まずは財源を気にせずに、西川町のためになることを考えてほしい、アイデアを出してほしい、事業を出してほしいと申し上げました。西川町職員もすっだいことがあるんだなというふうに改めて感じました。各課の職員は、それぞれの立場で何かをやらなければならないと強い思いを持っていることを感じました。この思いはしっかり補正予算に組み込ませていただいて、3億円弱の大きな補正予算となりましたが、私のほうも工夫しまして、なるべく単独財源を使わないような工夫をしてまいりました。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

新町長と職員の皆さんとの対話で、職員の皆さんも業務に対する意気込みを新たにしているのではないかなと覚えているところでもあります。また一方で、町長もおっしゃったとおり、課題や問題点も浮き彫りになったのではないかと推測しているところでもあります。今後、菅野町政を着実に推進していくためには、職員のやる気を喚起し、各課との横の連携、総合化に向けた執行体制づくりも必要不可欠と覚えているところです。これまでも増して、やる気のある職場風土のいち早い構築を期待しております。

次に、2点目であります。事務分掌及び組織機構の改善見直しについてお聞きいたします。

町長もお分かりのとおり、西川町にも事務分掌に関する規程がございます。どの部署が何の業務を所管しているかを示すものとして明文化されております。しかし、ややもすると、これらが縦割り行政の弊害になっていると言われる場合もあります。今後、様々な分野で高い専門性や効率性が一層求められていく中で、事務分掌はもとより大事であります。縦割りを越えた体制の整備や補助金改革なども考慮した庁内横断の総合的かつ包括的な執行体制をつくっていく必要性を私は感じているところであります。

今後の事務分掌及び組織機構等の改善見直しについて、お考えをお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 町の課の横の連携、包括的な部署についてご質問いただいたと承知しております。

議員おっしゃるとおり、私も国のほうで勤めておりました。やっぱり課ごとの縦割りというのはございます。けれども、私の経験から、一番金融庁が縦割りがなかったなと感じているんですけれども、それは徹底的に見える化をしていたということです。

私も今までどおり、国家公務員のときと同じように情報共有をしております。例えばメール1本送るにも、私は1人とか1つの課に送ったことというのはありません。メールを毎日送っていますけれども、担当する課、担当しそうな、今後関係ありそうな課に私がメールを送ったり、また西川総合開発や月山朝日観光協会など、明らかに関係しそうだというような方に対しては、一緒に、同時にメール送信レポートしております。そういう小さな私の積み重ねが職員の方にも通じていって、こういうやり方もあるんだということを学んで、一緒に勉強していけばいいなと思っております。

また、庁内には、一つの特定の目的を持って組成するチームというものを編成しております。まずは、間もなく立ち上がりますけれども、庁内の効率化、デジタル化に向けた専門チームというものを各課横断でつくります。こちらは過去もあったようにございますけれども、なかなか実効的な成果には至らなかったと聞いておりますので、まずはそれぞれの課の課題、小さいことから成果を上げていくスモールスタートが大事なんだろうなと思っております。実際使ってみて、こう活用すれば効率化できたんだという小さな小さな成功体験を得て、その方が実際使えるよと、使い勝手がいいよ、デジタル化したほうがいいよというような仲間を一人一人見つけていく必要があるのではないかと考えております。

また、先ほども申し上げたとおり、町民の皆様と町外の西川ファンをしっかりとつないで、コミュニティーをつくって、つなぐ担当課をつくらなくてはいけないと考えております。私

が選挙公約で掲げた組織でございますので、今後、事務改善委員会で協議して、来年度に設立していきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。大変前向きな考え方で、町長の熱意で機動力のある組織体制づくりにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。3点目であります。職員の業務遂行能力向上と人材養成についてお聞きいたします。

地方自治法上の規定では、町の主権者は住民の方々であります。そして執行機関として町長。職員の方々は、町長、執行機関の補助機関と位置づけられており、大変重要な立場にあります。菅野町長が掲げる、町政に新風を吹き込む多岐にわたる重要事業の展開を効率的、効果的に、そして着実に推進するためには、職員の方々の能力向上と計画的な人材養成が必須と思われれます。

菅野町長は本省在職中、人と人をつなげる活動をはじめ、地方創生推進やデジタル田園都市国家構想実現会議の事務局として、市町村職員との共同作業ですばらしい成果を上げてこられました。在任中培った経験を生かし、職員の能力向上と人材の養成、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。今現在の今後の方針と当面の取組、ございましたらよろしくお願ひします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 町職員の人材育成についてご質問いただきました。少し長くなりますけれども、3点申し上げます。

1点目、私の公約であります対話を進めるということでしたので、しっかり対話をするスキル、意外にそういうのも必要でございます。そのスキルとファシリテーション、その話を聞いてまとめ上げる力、事業化する力、そういった力を備えなくてはいけないと考えております。

また、対話は、今までは、もしかしたら町の職員の方に壁をつくってお話しされていた町民の方々もいらっしゃるかもしれません。会話をする上で、何事でもそうですけれども、イノベーションを生み出すためには心理的安全性、この人なら何を言っても大丈夫だと信頼されなくてはなりません。そういった信頼を得るには、まず町職員から心を開かなくちゃ駄目だよとか、そういったことをお話しさせていただければなど、お話というか、分かっていた

だけのように進めてまいりたいと思います。

早速、今年度、第7次西川町総合計画の策定を進めていきます。多くの町民の皆様のご意見を計画に反映させるため、町民ワークショップを開催します。町民ワークショップでは、町職員が会議の進行役となって、自らが心を開いて心理的安全性を確保した上で、様々なアイデアを承り、出てくるように誘導していきたいと考えております。

2つ目は、財源を確保するため、交付金や補助金の申請を行っていくと申し上げました。財源確保は西川町にとって大切なことですが、先ほど申し上げたとおり、西川町は提案型の交付金を今まで経験してまいりませんでした。7年、この交付金が始まって経過しています。これを取り戻すために、しっかり申請を書ける職員を育てなくてはなりません。

やはり町の中、庁内で業務をしていると、ほかの地方公共団体の優良事例を目にすることはできない環境にあるかと思えます。最初は、私のこれまでの4省庁で取り組んだノウハウ、補助金を審査する側にもおりましたので、そういったところを町職員の皆様にお教えしたいと思っております。

また、全国の地方公共団体の補助事業を行っている、審査とかをしている国や団体に職員を出向させることで、多くの事例を知っていただいて、より広い視点、発想ができる人材を育成したいと考えています。差し当たって、今年度いきなり出向というわけにも業務体制上いきませんので、まずは、交付金をうまく獲得している民間や団体に、インターンとして1週間ほど職員を派遣するように準備を進めてございます。

3つ目は、先ほど申し上げた私の4つの省庁での経験をしっかり伝えていきたいと考えております。私の得意分野である財政、デジタル活用、地方創生、金融、商工振興、観光も得意だと思っております。これらの今までの私の実務経験を、職員の皆様と一緒に申請書を書くなど、私も一人の講師として皆様と一緒に学んでまいりたいと思います。

早速、去る5月31日、企業版ふるさと納税に関する勉強会を外部講師を迎えて開催いたしました。各課から集まっていたいただき、約20名の方にご参加いただきました。企業版ふるさと納税は貴重な財源確保の手段であり、職員一人一人が広報マンとなるため、制度の仕組みや活用事例を学んでいただきました。制度の仕組みと活用事例に関する周知と研修を行いましたので、この経験を、担当課だからとかということではなく、西川町財源確保のために一人一人が町外の方にご説明できるようにしていきたいと考えております。

また、先ほど手取り足取り一緒に勉強すると、交付金申請に当たって勉強するとありましたけれども、早速、交付金の申請の準備を進めて事前相談させていただいております。職員

3名が私と一緒に2日間で、3年間で8,000万円の事業を申請いたしました。国のほうからも、採択とまでは言いませんけれども、取れそうな感覚を得ておりますので、もし取れば、そういった職員が自信になり、今度は教える側に回って、どんどん裾野を広げていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。町長の人材養成についての考え方につきましてはよく理解できましたので、ありがたく思っております。やはりまちづくりは人づくりと言われるように、人材養成が最優先課題だと思いますので、人材養成により一層力を入れていただければと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。町長が本省在職中に関わったちいきん会と地域に飛び出す公務員ネットワークについてお伺いします。

町長選挙の最中に、地域に飛び出す公務員ネットワークの存在と本業プラスワンで地域活動や社会活動をしている公務員の活動を知りました。「飛び出す！公務員：時代を切り拓く98人の実践」、この体験談をまとめ発刊した本を私も早速取り寄せて読ませていただきました。公務員ネットワークや多様な研究グループとのつながりを深め、活動を楽しみながら自分自身を磨き、全国各地で活躍しているすばらしい公務員がたくさんいることを改めて認識いたしましたところであります。

菅野町長も寄稿しておられて、国や自治体、金融機関、大学、民間とが連携して、日本をよくする有志の交流の場、ちいきん会というグループを立ち上げられ、主宰者として全国を飛び回って大活躍した記事も拝見いたしました。また、ちいきん会のメンバーは2,500人と聞いてびっくりしたところであります。

菅野町長が培った、財務省はもとより、ちいきん会、公務員ネットワーク、その他研究グループ等々に関係する人脈と人的ネットワークは、計り知れない貴重な財産であり、菅野町長の強力な後ろ楯として、今後のまちづくり、地域づくりに反映されるものと期待しているところであります。

そこで、第1点目の質問をさせていただきます。

町長が主宰してきたちいきん会、ちいきん会と言われてもなかなかぴんとこない部分はあると思いますが、ちいきん会との今後の関わりと活動についてであります。町長は本省在職中、ちいきん会を主宰し、自身の活動として地域課題解決チームとしての伴走支援や、ま

た地域の方と共に必要な施策を検討する勉強会を開催するなど、組織の壁を越えて、肩書を外した議論を通じて企画書をまとめ、関係所管に提案をして事業化を図り、また、アフターフォローもしっかり行うなど、人と人をつなげる支援活動を全国各地で実践してきた様子があります。

町長に就任されまして、これまで主宰してきたちいきん会との今後の関わりと活動についてお伺いしたいと思います。ちいきん会とはも含めてよろしくお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず、ちいきん会の活動内容や今後の関わりについてご質問いただいたと承知しております。

まず、結論から申し上げますと、町政の適切な執行に迷惑をかけない程度に、この活動も続けてまいりますというふうに申し上げさせていただきます。

ちいきん会とは何かと申し上げますと、公務員と金融が主に参加する有志の部活みたいなものです。私はこの発起人になりましたけれども、公務員と金融機関、両方、地方創生に必要なプレーヤーです。内閣府、国のほうも、産学官金言の官と金がこれに当たります。

ただ、実情を申し上げますと、金融機関ご出身の町議もいらっしゃいますけれども、基本的には安い預金を集めて高い金利で貸し出す。特に、行政の規制で守られた業種だったわけでございます。今では違いますけれども、こういったあまり頑張らなくても本業に支障のない金融機関と、あまり成果を出さなくてもしっかりお給料が支払われる公務員、この方たちが本気になって頑張ればもっと日本はよくなるんじゃないかという仲間を集めました。

そうすると、先ほど後藤議員からご紹介があったとおり、小さいことであれば、この方、この会社のためにできることを解決したり、また、熊本県に、みんなで考えた提案、財源がこれぐらいあればこんなことができますとお願いして、実際に県の事業として認められたものもございます。これも結局は人と人による対話から始まりました。

西川町の発展のために、彼らも何か役に立ちたいと思っていただいておりますので、彼らとも連携を図りながら、もう既に100人以上西川町に来ていただきましたので、彼らと一緒に西川町の発展のために寄与していきたいと思っております。

最後に、やっぱり人はできる範囲というのは少ないわけです。地域課題解決のためには、いろんなことができる人を知っている人脈、ネットワーク、これが西川町の発展では必要なんだと信じています。この地区で、この会社で、こんなことで困っている、これを解決する方がすぐ見つかる、そんな会がちいきん会だと思っております。今後も関わっていきます。

以上です。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

町長は、ちいきん会のほかにも、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合、また、地域に飛び出す公務員ネットワーク等々にも関係があるかと思いますが、最後に、今後、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合、各自治体の首長の方で組織しているものと思いますが、菅野町長も加入して活動なさる予定があるのか、お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきました地域に飛び出す公務員ネットワーク及び首長連合への加入についてお答え申し上げます。

こちらは、いずれも2つとも加入しております。こちらはそんなに、加入しても毎週活動があるというわけではなくて、まず地域に飛び出す公務員ネットワークというのは、本に載っている約100名の面白い公務員たちの、熱意ある公務員の集まりでございます。こちらのほうは勉強会を続けております。

また、首長連合につきましては、この本に載った方で首長を担っている方が10名ほどおります。こちらの方とはやや頻繁に会合しておりまして、月に2回ほど会合を続けてまいります。私が一番年上なんですけれども、若い首長が、私以下の年齢の方が、日頃の悩みや、サポート役の副町長の話とか、職員人材育成の話とか、決裁の見方とか、各省庁の動きとか、そういったものを共有させていただいて、私なりの勉強にさせていただいております。今後とも続けてまいります。

○古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番（後藤一夫議員） ありがとうございます。首長連合について、菅野町長が一番上だということを知って、大変びっくりいたしましたところでございます。

最後に、菅野町長の持つ若さ、行動力、そして全国的なネットワークをフルに生かして、西川町のまちづくりを強力に進めていただくことを期待して、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○古澤議長 以上で、1番、後藤一夫議員の一般質問を終わります。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○古澤議長 続いて、6番、大泉奈美議員。

[6番 大泉奈美議員 質問席へ移動]

○6番（大泉奈美議員） 6番、大泉奈美です。よろしくお願いいたします。

最初に、菅野町長、ご就任おめでとうございます。体力やら頭やらいろいろ使ったかと思いますが、復活力が早いなというふうに感じているところでございます。

早速、私の質問に入らせていただきます。

菅野町長は4月20日に就任されました。今日は6月7日ですので、まだ2か月にも満たないというところではございますが、若いパワーと行動力、さらに、就任挨拶にもありましたように、選択と集中、継続と展開など、町政に対して大きく期待しているところでございます。町長の公約にありました次の点について質問をさせていただきます。

質問の1番ですが、働きながら産み育てることを両立できる子育て世代に優しいまちづくりにおいて、子育て世代が交流できる憩いの場——カフェですね——づくりについて、今後どのように進めるつもりなのか。すぐとは言えないというふうには思いますが、今、どんな構想でいらっしゃるのかということについてお聞きをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ご質問いただき、ありがとうございます。

私は、4つの選挙公約の1つとして、働きながら産み育てることを両立できる子育て世代に優しいまちづくりを掲げてまいりました。また、政策を進める上では、町民の皆様との対話を大切にしていく政治姿勢を基軸にしております。

それでは、早速、大泉奈美議員のご質問にお答えさせていただきます。

憩いの場、カフェづくりについて、今後どのように進めていくかというようなご趣旨で質問いただきました。

子育て世代が交流できる憩いの場づくり、このたびの選挙期間中、町民の皆様と対話させていただきましたが、子育て世代、若者世代、若い女性が集える、交流できるカフェのような憩いの場が欲しいと多くの方々からいただきました。公民館じゃ駄目なんですかねというご質問をいたしました。答えは、予約して鍵を借りる、この手間が結構壁なんですというお答えでした。気軽にみんなで集まって相談しようよと、そういった気軽に集まれる場を求めておりました。このような声を受けまして、私の公約に、子育て世代や若者が集える憩いの

場をつくり、さらに、ママさんコミュニティーを形成して、子育てしながら働けるような政策を進めたいというふうに掲げました。

まず、カフェのような憩いの場について、整備方法は様々な建築手法があると思いますが、地域のにぎわいづくりの観点や、私の政策の一つである稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりと関連づけた施設にしていきたいと考えております。

カフェ単独では、やっぱり利用効率の観点から現実的ではありません。このため、稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくり、具体的には雇用や人が来てもらえるようテレワーク施設や観光案内所、商工関係施設、直売所なども含めて幅広く議論して、複合的な施設を整備したいと考えております。

実際にこの建物を建てると、誰かがその施設にいないてはいけない人の問題があると思います。こういった複合施設を造るときの最大のポイントは、この施設に誰がいるかです。成功している宮城県七ヶ宿町の複合施設、宮城県川崎町の施設には、そういったマネジャーがおります。この方たちは例外なく民間の方です。この民間の方が何で選ばれたか。人と人をつなぐのが得意で熱意があって、そういった方々がその複合施設の番人になっております。この人が困っていることをこの人なら解決できるんじゃないかとか、この人が困っていれば誰かに相談しようとか、すぐぴんとくるようなコミュニケーション能力が高く、いろんなお世かきを焼く方、こういった方を配置しなくてはいけない、人の問題が重要だということも併せて申し上げたいと考えております。

ですので、せっかく造るのであれば複合施設にして、世代間の交流や異業種、町外の方々のビジネスの話合いもできるし、少しスペースを分けて子育て世代が集まるスペースもつくって、いろんな方が利用していただける施設にしたいと考えております。

また、具体的な進め方、先ほども少しご回答させていただきましたけれども、まずは対話を進めて、どんな複合施設かと、どこに施設を造るべきか、対話を重ねてまいりたいと思います。町のこれからのにぎわい拠点、交流拠点にしたいと考えておりますので、外の方が来ていただける、気づいていただける、できれば国道沿いの場所を確保して整備していきたいと考えております。

来年度には、地方創生拠点整備交付金というハード事業の補助金がございます。これも提案型の補助金なので、必ずつくと、国に認めていただけるというものではございませんけれども、対話を重ねて、自分事にしていただいた役場職員以外の方と、また実際に申請書を書く役場職員の方と一緒に、この申請をチャレンジしていきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、まずは具体的な構想を年度内にまとめて、来年度にその交付金を受けることができれば、なるべく早く建設したいと考えております。

以上です。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 町長、答弁ありがとうございます。

先ほど荒木議員の一般質問の中でも、それに関連する町長のお答えがあったことは認識しております。実は今までも、前町長就任以来、町民はカフェ、要はちょっと集まってコーヒーを飲めるところもない。前は役場の近くにもありましたし、間沢周辺にもありましたし、睦合周辺にもありましたし、各場所に個人の方が経営していたものがあつた。ただ、いろいろ経営面からやめてしまったという経過がありました。

また、町としても、町民の要望があつたことに対しては、地域おこし協力隊制度を活用しまして、女性の方を迎えまして、カフェづくりが、経営というか、できないかなということをやつた経過もあります。その方たちも、町の事業や地域活動に協力したり、あとは弓張平公園でマルシェを企画し、開催するなど、多くの町民と仲よくなり、地域おこし協力隊が終了した後もこの町に住んでいただけるのかなというふうに期待を申し上げたのですが、なかなか移住につながらないという過去の事例もあつたようです。その後、なかなか要望はしていても実現に結びつかないという現実があつたわけです。

今、町長がおっしゃるように、どこに、誰が、要はカフェ一つなんですけど、店主というのは非常に大事なわけですね。コーヒー1杯出す人でも、ちょっと子どもが困つたのよとか、うちの旦那が困つたのよとか、職場でこんなことがあつてねとか、こういった話のできる店主さん、町長は番人と、いろんな意味でおっしゃいましたが、そういった方はやはり重要かと思ひます。

いつできるか分からないものを待つ、あと何年待てばいいの私たちと考えるよりも、今年度いろんな構想を練つて、来年には何とか形にしていきたいということに對しましては、今年はずいぶんイメージが出来上がつてきて、来年以降に形がぼわんとできてくるんだなという思ひを、町民の人、特に女性の方にイメージできて、いただいたことについては大変期待をしていきたいなというふうに思ひます。

まだ町長としてもイメージ、これから対話を続けていくということでありましたので、こんな意見もあるということで、いろんな集まりといいますか、そういったミーティングを重ねて、つくつていついていただきたいというふうには思ひますが、まずはどういった形で町

民から意見をお伺いするかということについて、お考えがあれば、この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、どのように対話を進めていくかという質問をいただいたかと思しますので、質問2のほうに入っていないかと考えております。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 まず、私なりに、今までの町の情報集約というのはどのようになされていたかというのを職員からもいろいろお話を聞きました。ほとんどが二次情報だったと思います。区を通じて住民の形成、要望があった。ただ、商工事業者さんからは直接いただいていたとか、それが傾向として強かったかなと思っております。もちろん、区の区長様、また町内会長様の情報、意見集約というのは大変機能としてありがたいことですので、そちらも今までどおり集約してまいります。

ただ、私も対話を重ねていく中で、たまに、こういうことは区長から聞いていない、町内会長から聞いていないねと、私の見解と違っていたところもありました。ですので、これからは、区によっては、町内によっては、その機能がなかなか維持が難しい地区というのも出てくるかもしれません。ですので、この前、公園での対話、直接話していただく対話なども進めながら、区や町内会の意見集約機能も補足する意味で、直接、町民の方々から、そのテーマに関心のある、思いのある方とお話ししていきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおり、私の西川町のあるべき姿というのは、したいことを実現するサポート、また、そういった熱意というのをしっかり活用していきたいと思っておりますので、直接お話しするような対話を、SNSもそうですけれども、しっかり対話、向き合った対話というのを心がけていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 対話方式につきましては、公園のミーティングにつきましては私も参加させていただきまして、こんなに人がいっぱい集まるのかと思ったぐらい、若い方、お子さん連れで来ていただいたりとか、やっぱりいろんなことを聞くとみんないろんな思いがあるんだなというのを非常に私も感じたところでした。ぜひカフェづくりについては、様々な方面からのご意見も聞きながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

ここで期限といいますか、構想ができた、今年度中に構想ができ、来年には少しぼわんと

した、財源が非常に必要ですので、そういったこともできたということに対しては、ちょっとイメージが見えてきましたので、ぜひこのカフェづくりに期待していきたいというふうに思います。

続きまして、質問の2番目に入ります。

月2回以上、オンラインを活用して町民との対話の場をつくりますにつきまして、このことにつきましては、私も一応苦手ながらスマホを持ち、町長のLINEのグループといますか、そういったことに参加させていただき、またフェイスブックなどで活動を、拝見といますか、見させていただいているところでございます。

月2回以上どころか毎日配信されて、私の携帯の電池がどんどんなくなっていくなというふうなことは感じているところなんです、スマホやパソコンとかオンラインの機器が苦手な方またはできない方に対して、こういった方法で情報発信や対話を進めていくのかという点についてお聞きをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 どういった方法で情報発信や対話を進めていくのかということでご質問を承りました。

まず、対話の数を重ねるには、町役場職員の立場に立つと、回覧板とかお知らせ版もそうですけれども、すぐ聞きたいという場合にはSNS、町の公式のサイト、私のSNSから情報発信して、明日あさって集まれる人という投げかけは最も効率的でございます。何も聞かないで進めるというよりは、そちらはよろしいのかなというふうに考えております。ただ、ご指摘いただいたとおり、スマホとかに慣れていらっしゃらない方がおります。もちろんその方たちとも積極的に対話してまいります、間違いなく。

では、どうやってこの方々と対話していくのかということも、しっかり私なりに考えておりました、まずテーマによってしっかり区分けしていきたいと思っております。先日のような公園の整備ということであれば、これはなるべく若い方にご参加いただきましたかったので、SNSとか、またはZoom、オンラインのほうで対話させていただきました。若い方にはこういった両構えでもよろしいのかなと。子育て中で家から意見を言いたいという方もいらっしゃいますので、オンラインも必要なのかなというふうに考えております。

一方で、なかなかスマホで情報発信をキャッチしにくい方々におかれましては、これまでどおり、お知らせ版やNETWORKにしかわ情報のほうで、しっかり計画を立ててお知らせしていきたいと考えております。もちろん直接会って対話していきたいと思っております。

その際にも、私らもテーマによって区分けを考えておりました、公園だったら恐らく若い方たちだなど、ご参加いただけるなど。また一方で、デマンドタクシーの利用状況のアンケートを取りたい、ご意見を聞きたいというような場合には、こちらは実際に使われているご高齢の方からお話をいただく必要があるわけでございます。こちらについてはしっかり期間を設けて、行政のコストとしてはSNS発信よりもかかりますけれども、しっかり対話を重ねていきたいと思っております。テーマごとにしっかり発信手法というものも工夫して行ってまいりたいと思っております。

ちなみにになりますけれども、ご参考までに、情報発信の点においては、SNSだと毎日来るよというような方も、これも補足できますように、町報の6月号から、私の町民の皆様にお知らせしたいことというものを毎月書かせていただきますので、そちらのほうで皆様が手に取って見ていただくようなことはできるかと考えております。

また、できればということなんですけれども、私のこれからの構想になりますけれども、回覧板を回したり、そういうことでも地区の方々は大変な思いで、また町のほうもコストがかかって発信しているようでございます。これはしっかり対話してまいりますけれども、例えば大蔵村で全世帯にタブレットをお配りするというような、デジタル田園都市国家構想推進交付金がもらえる取組も周りの市町村で始まっております。こちらのほうでも、すぐに声で、動画で町の政策をお知らせしたり、こんなことがあるよと催物をお知らせできるようにできれば、将来的にはよろしいのかなと思っておりますが、その導入に当たっても、しっかり使い勝手のよいように、お年寄りにも見えるように、聞こえるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長　ここで、昼食のため休憩いたしたいと思っております。再開は午後1時といたします。

休憩　午前11時58分

再開　午後1時00分

○古澤議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員）　先ほどお昼時間も挟みまして、また続きをさせていただきますが、

オンラインとかそういったことができない方に、どういった方法で情報、対話を進めていくかということに対して、町長からは、回覧板とか対話、テーマによって区分けをしてやっていきたいという答弁をいただき、また、大蔵村の事例ではタブレットを全世帯にお渡しして、将来的にはデジタル化を進めていきたいというお話がありました。

西川町は高齢化率が非常に高い。マスコミでも、山形県内で一番の高齢化率の高い西川町についてとあって、NHKのニュースでも言われることもありまして、それぐらい高齢者の方がいっぱいいらっしゃるって、ただ、その世代って、若いときは言うては失礼ですが、大変その年代のネットワークもありまして、パワーもありまして、西川町を今まで支えてきてくださったかなというふうに感じております。

ただ、やはり年を取りますとあちこち痛くなるし、そういったことも出てきまして、近所の方とお茶飲みをしながらやっている。訪ねますと、今、町長は何したなやとか、そういったこともありまして、お知らせとかネットワークというか、町報でいろいろ、町でしていることを書いてありますよと言っても、こんなに小さい字、なかなか見えなくて面倒くさいしというご意見もありますので、本当に伝えたいことがありましたら字を大きく、ちょっと経費はかかります。最近で言いますと、大井沢のたより、A3で写真バチバチ、字を大きく、やはり高齢者向けにああいった形でも発信をしていますので、コストがかかるといった面もあるとは思いますが、字の大きさ、写真というのは、目で見るということは非常に大事なというふうに思いますので、ぜひその辺もご検討していただけたらというふうに思います。

あともう一つは、これに関連して、その世代について、老人クラブのネットワークが非常にかたく、町内でも連合会とかもありまして、情報は、その場の集まりの中で非常に、町で何しているということに対しても伝わっていたかなというふうに思います。

ただ、このコロナ禍で、集まることはコロナに感染するのではないかとか、そういった危険性といいますか、そういったことがあるなら、やっぱりうつしたら迷惑をかけるとかということもありまして、なかなか集まらない。ただ、集まっている地区、様々です。コロナ前の活動をしている地区もあれば、やっぱりコロナだからやめたほうがいいんじゃないかという地区も町内にはありまして、今後、通告にはないんですが、高齢者の関連として、老人クラブ世代、老人クラブの活動について、町で何かお手伝いといいますか、いろいろ事務的なお手伝いは、今までも町ではしていただいていたというふうに認識はしておりますが、そういったことに対して町長はどのようにお考えであるかをお尋ねいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。通告からちょっとずれておりますけれども、できますか。

○菅野町長 老人クラブあるいはシルバー人材センターなど、こちらもうまくまちづくりへの協働ができないかといったようなご質問ということでよろしいですか。分かりました。

まず、こういった老人クラブやシルバー人材センターなどのコミュニティーは、ご高齢の方の見守り活動にもご協力いただいておりますし、安全・安心なまちづくりに協力いただいている団体だと思っております。

シルバー人材センターにおかれては、空き家の崩れそうだと適切な管理をする役場の職員の目となり耳となり、いろいろお伝えいただくために協定を結ばせていただきました。

また、老人クラブの方々においては、いろいろな対話の中から、例えば稼ぐ力も十分期待できるなと思っております。例えばですけれども、山菜を一番高く売るためには、塩蔵したワラビを干して、東京、首都圏に売るという作業が必要でございます。こちらの取り手のほうは男で、塩蔵して、それをもんで干す、そういった作業はご婦人方、こういった役割分担ができて、どこかでしっかり集荷して付加価値をつけて売ると、こういった地域の稼ぐ力の一助となつていただくような取組は、私の構想としてはありますので、こういったことは進めていきたいなというふうに思っております。

また、情報発信、私ら町の取組をお伝えするという役割も、できれば担っていただきたいなと思っております。これも、こんなことで近くの方がお困りだったよとか、こういうことで不自由な思いをされているよといった情報を役場のほうに届けていただける役割もふだんから担っていただいているのかなと思います。

これも例えば、将来的なお話になるかもしれませんが、全世帯にタブレットを配布させていただくというふうになると、次に誰が教えるかということになります。こちらは先ほど荒木議員からもいただいたとおり、協力隊などを活用して行っていければなと思っておりますけれども、ただ、その地域で誰が困っているとか、優先順位が高いかといったようなことは、地域にお住まいの寄り添う皆様から、コミュニティーから情報をいただかなくてはいけないと思っておりますので、そういった意味での町との連携を考えております。

以上でございます。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 老人クラブ世代に対しても、まだ就任して間もないということでありますので、今後も、そういった世代の方、老人世代の方でも、人にやってもらうだけでは自分は情けないと、自分もやれることはないのだろうかというふうに考えている方もいらっしゃると思いますので、そういったことも声を拾って、体は確かに80代ですが、気持ちは20代です

とかという方も中にはおられるというふうに思います。その方の体力に合った町への一助といえますか、私も町に対して何かやって、要は人のために何かやることができているんだという自信をつけていっていただけたらというふうに思います。

続きまして、質問の3番目に入りますが、先ほどから町長はタブレットを全戸にということも関連しましてですが、通告のとおりにいけば、町内には通信機器のお店がまずはありません。そのために、器具に不具合が生じた場合、他市町に行き、修理や相談をしなければいけません。行くにしても今は全て予約ですね。スマホでしたら、あなたのネットワーク番号は何番ですかと聞かれまして、そういったことから始まるわけです。ちょっと場所を間違えると変なところに行ってしまうということが私もあります。

使っているとはいえ、見るだけですから、それを一歩前に進めるためにも、これもやっていただけたら町民は助かるんじゃないかなということで、町民相談窓口、よってけらっしゃいとかって勝手に仮称をつけましたが、そういったところが町内施設にあれば、町長の情報発信もさらに拡散され、ばあちゃんたちも、ここのボタンをピッと、テレビのスイッチを入れるようにスイッチを入れて、町長、いい男に出てきちゃっちゃとかというふうのを見ていただくと、こちらから発信はもしかしてできなかったとしても、こことここのボタンを押すと見えるよというだけでも、やはり助かると思いますが、相談窓口というふうに申し上げましたが、このことについてまず所見をお伺いいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 通信相談窓口などの町民相談窓口の設置についてご質問いただき、ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、町内には、通信機器の不具合や使用方法を教え、対処できるような店舗がない状況にあります。また、通信機器の使用法でお悩みの方にも、日常で困ったことがあって、どこに相談すればいいか悩んでしまう場合も多々あるかと思えます。特に、高齢化率が最も高い本町では、これから今のご指摘のご相談とかが増えていくことが予想されます。また、通信機器を利用することで飛躍的に情報収集が容易になると、町の情報が得やすくなるということもおっしゃるとおりでございまして、現在、デジタル機器が利用できない方も、利用できるように支援するということが重要なことと考えております。

私は、公約において、集落支援員を配置しますというふうに申し上げました。すぐに集落支援の窓口を立ち上げられるかという、そうもいきませんので、このニーズが本当に必要かどうかというのをまず対話させていただいて、必要だということであれば、これを地域お

こし協力隊や各地に配置する集落支援員の仕事にできるかどうか、これは採用のことにも関わってきますので、そのあたりも判断してまいりたいと思います。

また、こういった機器の取扱いを教えるということは、例えば、デジタル田園都市国家構想のあるべき地方の姿の役割の一つとして位置づけられているのは間違いございません。ですので、こういった国が進める、誰一人取り残さないというような取組の一環でございますので、例えば町の電気屋さんのほうにこういった業務委託ができないかとか、そういったことも含めて今後施策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） ありがとうございます。

まず、集落支援員、地域おこし協力隊、なかなかどういったことで、ニーズの必要性とかそういったこともありますが、常設ではなくても、例えば週に1度、日中は、あいべのここでやっていますよとか、夜間でしたらここでやっていますよとか、そういった形でもいいと思います。ずっと待っているのに誰も来なかったというのではなく、常設じゃなくて、期間というか、日程を設定してやっていっていただけたらいいかなというふうに思います。

あとは、これを使うとパスワード、アカウント、セキュリティーといった管理方法の問題が必ず出てきますので、こういったこと、基礎的な部分、管理の方法とか、そういったことも含めまして相談する場所があると、次の情報、次につながるかなというふうに思いますので、ぜひ町長、考えていますということで、ご検討といいますか、強く要望したいなというふうに思っております。

実は、今回、町長のすっだいことをするという、非常に分かりやすい言葉で、そういった言葉で伝わってくるかなとは思いますが、恐らくご存じかと思いますが、アリの生態系について私はお聞きしました。2割、6割、2割というのがありまして、2割はよく働く、6割は普通に働く、次の2割は、ちょっとサボりながらふらふらしてどこかに行ったりとか、そういったことがあります。それでアリはうまく巣を作って子孫を残し、次の場所へ行ったりとか、餌場を求めたりとかしているという。

やはりよく働く方も、本当に実践力があってすごく大事ですし、普通に働く方はもちろんでございますが、このサボり癖のあるアリ、もちろんサボり方もあります。ただ、いざとなったら力を出す。そういった町民、普通は何か興味ないなみたいな顔をしているんですが、いざとなったら力を出す町民という方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺、広く町民の方

に発信をしていただき、対話を重ねながら、町の政策を担っていただきたいというふうに思っています。

町長が掲げました選択と集中、継続と展開です。今後の政策に期待をして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、6番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

◇ 菅野邦比克 議員

○古澤議長 続いて、5番、菅野邦比克議員。

〔5番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○5番（菅野邦比克議員） 5番、菅野邦比克です。

まず最初に、新型コロナ対応に当たられている職員、その他関係者の皆さん、大変ご苦労さまでございます。敬意を表したいと思います。人数も大分減ってまいりまして、皆さんの尽力のおかげというふうに思って、感謝申し上げたいと思います。

あと新町長、4月20日、登庁されまして、非常に頑張ってくださいありがとうございます。これからも期待しておりますので、ひとつ体に十分注意して、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから2件の件について質問させていただきます。

まず最初に、この件なんですけれども、お知らせ、皆さん、ご覧いただいたと思いますけれども、区管理の大堰改修対応についてというふうな題材であったわけなんですけれども、改修の対応についての改修が地区の海味になっておりましたので、よく確認をしていただいて、私には別に気兼ね要りませんので、海味のものには海味で対応しろと、こういうことなのか分かりませんが、発行される場合はどなたか確認してくださいと前もお話ししたことがありますけれども、ぜひそういうふうなことでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、区管理の大堰改修対応についてというふうなことで、これは町長就任以前の案件でございますけれども、引継ぎされているかどうかも含めまして質問させていただきます。

この質問は、令和2年9月の定例会で取り上げた案件でございます。国、県、町、区、それぞれの管理している中で、海味区で管理している大堰や水門の改修を急がなければならない箇所があります。このときの答弁では、町内の大堰については全般的に検討するというものでした。しかし、その後、検討したのかどうかを伺います。今後の災害に備え、地域の安

心・安全を守るために、町の財政支援についても質問いたします。

問1、町内の大堰について、区管理の箇所はあくまでも区で管理しなければならないのか。海味区の第4町内、第3町内を流れる大堰は距離も1.5キロと長く、改修工事をするには財政負担が大き過ぎます。財政負担ができない場合はそのまま放置なるのか。高速道路から流れ出る雨水も多く、また、水門の機能が許容限度を超えており、毎年、越水による被害で困っております。町の今後の対応についてどうなったか質問させていただきたい。

以上です。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 大堰の改修について、菅野邦比克議員からご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、令和2年9月の定例会で取り上げられましたということですので、前町長の小川町長からは、こちらの問題があるということは認識しております。

大堰の改修について申し上げます。各地区の用水路等につきましては、慣行水利権により、各地区の水利組合等により永年管理なされてきたものでございます。また、水利組合の町内全域の連絡調整の場として、昭和60年度に西川町水利組合連絡協議会を設立されております。町では、各地区の用水路の改良整備や、災害時の対応に対して町への支援要請等を受け、修繕並びに災害復旧事業等への補助金等による支援を行ってまいりました。

海味区の第4町内及び第3町内を流れる大堰には、高速道路等からの雨水も流入する構造となっております。この工事は平成12年頃に行われております。大堰は工事を実施する前に豪雨対策として、ますや下流の水路を寒河江川まで整備したものでございます。その時点でご承諾いただいたものであり、大堰についての管理は水利組合になりますので、その点をご理解賜りたいと考えております。

町の今後の対応につきましては、私からも山形河川国道事務所長にもご相談いたしました。町議もご視察を一緒にさせていただきました。この点でも議論になりましたとおり、まずはNEXCO東日本と調整しまして、国土交通省にも要請し、対話しながら適切な対応を措置してまいります。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ただいまの説明について、令和2年9月の定例会でも、そういう

事業については水利組合とかいろいろあったわけですがけれども、海味の場合は水利組合はありませんので、その関係上なかなか整備ができない。区でやるんだというようなことで何十年と、前も申し上げたんですけれども、あそこは越水して非常に災害が多いんです。ですから何回も、私が議員になる前も、何十年と要請はしたわけですがけれども、なかなか進んでいないというふうなことで、令和2年9月に一般質問で申し上げたんです。

それで、町長はそのときに、大堰については全般的な見直しを図るというようなことで述べてありますので、その後どうなったかというのはほとんど何もないので、引継ぎの案件でこういうふうになっているよというふうなこととか、令和2年9月以降に、この問題についてはこういうふうなことで進めているとか、何かあれば本当はいいんですけれども、町長が就任する前の話で大変恐縮ですがけれども、町民というのはそういう水害を毎年経験して、田んぼに石が入ったり、車庫に石が入っていったり、なかなかあそこもひどい地域ですので、その辺について少しでも、一歩でも前に進めていただければ、住民としても安心できるというふうに思っております。

あその関係世帯については、約80世帯ぐらいありますので、そういった中で雨が降ると、即、越水しなきゃいいと、土砂崩れがなければいいというふうな、毎年同じことをずっと悩み続けて、区との話とか町内でもいろいろやっているわけですがけれども、やはり遅々として何十年も進まないというのは、ちょっとうまくないのではないかとというふうなことで、私もいろんな人から言われておりますので、1歩でも2歩でも進めることができたならというふうに思っておりますので、その辺、検討していただければなというふうに思っております。

検討するということについては、いろんな見方があってあったわけですがけれども、やっぱり少しでも前に進めるというふうなことがないと、住民としてはどうなっているんだというふうなことを言われますよね。

検討するというのは確かに分かりますけれども、今後、そういうふうな検討するというものについての答弁について、途中経過の説明をしていただける予定はあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

こういったご質問、検討中に当たっての途中経過ということでございますが、こちらのほうもできるだけ行っていければなと思っております。

私の町長室のほうにいらっしゃっていただく方は分かると思っておりますけれども、忘れないよ

うに検討中と、検討しなくちゃいけないものというのは付箋に書いて貼っていますので、それが外れない限り、しっかり対応してまいりたい。私も忘れないようにいたしますけれども、こういった場のご質問でなくても、議員からも、一緒に地区の方もお越しただいて、またこの件に関しては区の役割があるものですから、区長、区の役員の方にもお越しただいて、私らも2つの課にまたがる問題でございますので、定期的なお話合いというのもしなくてはいけないのかなと思っております。こういった事情も、こういったというか、どれぐらいの規模でやらなくてはいけないのか、優先順位、区としてそこが高いのか、そんなことも対話しながら進めていければなと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 区の役割も大きいということで、令和2年9月以降、区長さんと一緒に要望書、前の町長のほうにお邪魔して要望書を出した経緯がございますので、その辺の用紙はあるかとは思いますが、区としても、その当時は一番先の問題点というようなことで捉えておりましたので、捉えたからすぐなるというわけではないということは皆さん分かっておりますけれども、もう何十年も待っているのも、やっぱり直していくところについては直して、住民に安心を与えなくちゃならないというふうな使命もありますので、ぜひこの辺は検討していただきたいと思えます。

区の管理というふうな、前も何回もいろいろ話ししたんですけれども、区の管理というのは、土砂上げとか草刈りなんかは区の管理でいいんでしょうけれども、側溝そのものが、大堰ですので、流れて途中からは町で管理するけれども、その間はいきなり区で管理しなさいというの、ちょっと理屈に合わないのではないかと、いうふうにも質問したことがありますけれども、それは前から区でやっているんだというようなことをおっしゃいますけれども、現実として区で対応できないわけですよね。1.5キロもあると、川幅を広げたり、それから深く掘ったりなんていうのは当然金がなくてできないし、実際、地目を見ると町有地なんですよ、全部、土手から堰から。ですから、本来的には町がやるべきではないですかと、町有地ですので。

ですから、前もそういう話はしたんですけれども、なかなか進まないというふうなことで、今回もう一回遡って、昔の話で悪いんですけれども、そういうふうにしていかないと、いつまでたっても、これからは区管理だ、区管理だと言われると、これから何年、何十年、同じ質問をしても進まないのかというようなことを申し上げたいというふうに思っているんです。

うちのほうだけでないと思いますので、町の管理している大堰って何本、何河川ぐらいあるでしょうか。ちょっと参考にお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 農業用水路の関係でのご質問で、町内に何か所というようにございます。

まずはその前に、議員が今おっしゃっていただきました水路が、それは大堰というふうなことでございまして、町全体、地域全体に関わるものだから、それは町として管理すべきではないかというふうなご意見をいただきましたけれども、経過としましては、先ほど町長が答弁させていただいたとおり、各農業用施設につきましては、受益者、地元が旧来、水利権を受けまして、江戸時代からずっと、さらには明治の河川法が出て、それ以降も、ずっと各地域の管理施設としてきたものでございまして、町有地というようなことでございますが、国の土地としておりましたが、現在では法定外公共物ということで町の土地になっておまして、それについては、地元の施設ではありますが、底地については法定外公共物ということで町の土地というふうなことになっている経過の中で来ております。

したがって、水路については、町内に限らず全国的に、全ての水路については、それぞれ地域、受益者が管理してきたものでございますので、そこを町が管理をするということについては、それはいたしかねることではないかなというふうなことで、それを管理するために、各地域においては土地改良区、西川町土地改良区だとか、そういう土地改良区とか、民間のそれぞれの団体をつくりまして、それぞれがお金を出し合って管理してきたというふうなことでございます。

本町につきましては、海味とかそういったところについては、土地改良区に入ってこなかったというふうなことでございますので、それぞれその区で管理というふうなことになってきたわけございまして、したがって修繕とかそういったものについては、町としましても十分な支援、修繕というふうなことでさせていただく中で、してきたというふうなことでございますので、そういった面につきましては十分ご理解をいただきながら、していただければというふうには思っているところでございます。

町内の大堰関係の水路で、ちょっと本数については、今、手元にありませんが、町内の田んぼがある施設については全ての区でございまして、13地区ですか、その中で、先ほど町長も申し上げた水利組合と。海味には水利組合そのものがないということですが、水利組合の連絡協議会の中には加入していただいて、一緒の考え方の中で管理をしていただいているとい

うようなことでありますが、ちょっと本数は大変申し訳ありませんが、全ての区に、大堰に匹敵するような水路が各地にあるというようなことをご理解いただければなというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） その説明については前と同じだと思んですけども、要は私が言いたいのは、今、越水で困って、海味区だってどこの区だってそんなに金はないわけです。ですから、法律的にはこうだというのは分かりますけれども、それをどうするんだという解決策を私は欲しいわけです。

土地改良区とか区でやるんだというのは、今までもこうなんだというのは分かりますけれども、それで対応できないので私は申し上げているので、その辺をどうしていくかというものを、考え方をお聞きしたいということだったんです。この辺について今後どういうふうな考えで臨まれるのか。あくまでも江戸時代以降ずっとこうなんだというふうなことを踏襲されると、我々としては何もできないわけです。だから、越水して水が上がってもそのままということになるのか、それともどういう形で修繕していくのかという方針みたいなものをお聞きしたいなというふうに思っております。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず一般的な水路の場所につきましては、越水その他、豪雨災害等が見込まれる場合につきましては、それぞれの地域の中で、まずは取水口の管理とか、あと途中の洪水吐で吐き出すとか、そういった地域で雨に対する管理体制を取っていただきながら対応しているというようなことをごさしまして、さらには、ほかにその場面の中で越水が非常にひどいという場合につきましては、先ほど、町のほうでもその修繕、さらには危険箇所等については、地域と話し合いをして、必要であればその部分の改修をしてきたというようなことがございます。

特に、今、議員がご指摘の海味の小学校の下のところのことでございますが、これにつきましては、あそこが一つの分水の地点ということになっておりまして、その当時のことについては、担当は建設水道課でございますし、このたびの高速の関係のことを含めて、町長が先ほど答弁していただきましたとおり、NEXCOなり国交省なりと相談しながら、修繕について検討するというお話をお話をさせていただいておりますけれども、ちょうど分水になっていまして、全てあそこに水が入ってくると。通常は、本来ならば上から来る高速道路の水も、本当は交差してしまって下に流すような形を取ればよかったですけれども、

やはり上のほうから流れてくる水も利用したいということで、ちょうどあそこに通常の水も入ってくるような形を取った構造になっているのかなというふうに見てまいりました。

したがって、一旦水が増えるとあそこに全部集中してしまうということです。だから、通常の水も使わなきゃいけない、洪水のときも対応しなきゃいけないということで、ただ、大きな水門がありますので、雨が降るといふような場合には、水門を開けて下のほうに直接流すような体制を地元で取る必要も、実際にはあるのかなというふうなことも見てきております。

したがって、今後のことにつきましては、先ほど、建設水道課のほうと町長のほうでも現場を確認させていただきながらというようなことでございますので、そういった中で対応を、産業振興課としましては、大きな一般的な改修、さらには途中の、地域と話し合いの中で、洪水吐、例えば海味地区の水路の途中に大水が入ってきた、途中でもやっぱり道路から水が入る場所もございます。そういったところについても、例えば途中で洪水吐で吐き出すとか、そういった部分の改修もやっぱり考えなきゃいけない部分もあるかと思っております。

そういったことにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、地域の方と一緒に話し合いながら、必要な箇所についての改修というようなことが必要なのかなというふうに、産業振興課としては見ているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） この前、見させていただいて、国交省の方と一緒に見たわけですが、今、水門の話がありましたんですけども、大水のときは水門は全部開けます。開けても吸い込まないというような状態ですので、あそこを見てもらうと分かるわけですが、水門の入ってくる構造が全く効果的でないといえますか、1回、大林沢のほうから入ってくる水が4町内から流れてくる水を止めちゃうという勢いで、そういう構造になっていますので、この前、国交省の人も、何でこっちは真っすぐ入ってくるようになったのかななんて、そういういきさつもあったわけですが、あそこを直さない限りは、ずっとこれからも水はあふれ出る。だから、水門を全部開けても大林から来る川で全部止められるという状態で、それでもあふれてくるという状態ですから、その辺は見てもらうと分かるわけですが、近くの住民にとっては非常に不安な材料の一つになっておりますので、この辺、もう一回見ていただければ、産業振興課さんですか建設水道課さんですかちょっと分かりませんが、見ていただいて、あれも直すといっても金がかかりますので、すぐしてくださいとも言えないわけですが、でもちょっと大変なんです。

ですから、その辺を酌んでいただいて、何回も言いますけれども、一步でも前に進んでいただければ、水門が真つすぐ大林沢とか4町内から来る水が寒河江川のほうにどんと抜ける構造であれば、あふれるということは大分少なくなってくると思いますので、その辺、もう一度検討いただけないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。建設水道課さんには、この前、一緒に同行させていただいて現場を見たところございまして、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 海味大堰の大きなますの件であります、5月11日に国土交通省山形河川国道事務所長が菅野町長を訪問された際に相談をさせていただきました。それで、5月23日に山形河川国道事務所から職員の方に来ていただきまして、各地区、何か所かあったわけですが、菅野町議さんにも同行いただき、現場を案内して、助言を得るために案内したわけでございます。

その後も、電話で山形河川国道事務所から連絡が来ておりまして、町の職員も人数的に手薄であるということで、再度の案内は必要ないものの、山形河川国道事務所ですら独自で調査をしていただけたというようなことで話がございました。

それで、今後、何らかの方法、例えば維持管理の手法でありますとか、あとは大雨が降った際の支障になりそうな箇所でありますとか、その辺の助言がいただけるかと思われまして、その際には地元からもぜひ話を聞いていただいて、課題解決になるように、例えばどこが対策が必要かということになりますと、工事の金額にも反映してきますので、その辺の助言のときには一緒に交ざっていただき助言を聞いていただき、課題解決になるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目に移ります。

1番目とちょっとダブった面はありますけれども、もう一度、今後も温暖化の影響で、どんな災害がどこで発生するか分かりません。区の管理案件でも大堰については見直しを図って、町民が安心して暮らせるように、今後、財政支援についてどう対処していくのか質問させていただきます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今後の財政支援についてご質問を承りました。

おっしゃるとおり、近年の温暖化の影響により大規模災害が頻発する中で、区の管理案件の見直しについてご指摘いただきました。先ほども申し上げましたけれども、区の水路につきましては、古来のこともございますので見直しはなかなか難しいんですけれども、対話を重ねてまいります。

また、大規模災害時における地元負担を可能な限り軽減するような補助については、町のほうもございますので、こちらのほうもご活用いただければと思います。

ただ、先ほどから議論を聞いてまいりましたけれども、私も実際にその現場の映像を見させていただきました。こちらは、海味地区の多くお住まいの皆様のところでは影響度が大きいというふうに考えておりますし、事が起きてからでは取り返しがつきません。ですので、そういった人の命が関わっているという案件だというふうに重く受け止めて対応してまいります。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 財政支援というのはなかなか難しいというふうな認識なのかどうか分かりませんが、実際、災害に遭うと、遭った人ばかり非常に大変な思いをしておりますので、その辺、回ってみると分かると思いますので、今もって直っていないところも、この前の災害の分でありますので、いつ直してくれるか分からないなんていう話もしていましたので、実際にその後の状況について町で確認していただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

この件についても、今日、一步進んだのか進まないのか分からない答弁でしたので、私としては一步でも前進があればというふうに思っておりますので、海味区の方も何人か聞いていらっしゃると思いますから、ぜひ町と、区とか町内とか困っている方がいると思うので、対話という精神であればいろいろ聞いていただいて、どうやったらその金が出てくるのか、直せるのかというふうなものをみんな期待しておりますので、今すぐ1.5キロ直してくれなんて決して言いませんので、一番大きいような先ほど出た水門、一番早く直していただければ、ある程度防げるのかなと私も思っておりますので、その辺についてよろしく今後ともお願いしたいと思います。

1つ目の問題は終わりました、次の問題に移ります。これも前の案件で、大変申し訳ないんですけれども、水沢温泉館の改修工事についてであります。

令和4年第1回の定例会で、水沢温泉館の改修工事について予算化になりました。町内で

観光客、月山を除いてですけれども、一番訪れる道の駅の敷地内に建っている施設でもあります。今年度に改修工事が行われますが、この工事について2点ほど質問させていただきます。

第1として、この施設を利用する町内の方や観光客は5月と10月がとても多い月です。改修工事は10月からと聞いておりますが、町内の飲食業や観光業者への影響も考えた場合、できるだけ遅くできないか、できれば11月に入ってからの方ができないかを質問いたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 水沢温泉館の大規模改修工事の時期についてご質問がございました。

水沢温泉館の大規模改修事業の実施については、4月19日に業務委託の入札を行い、現在進めているところでございます。工期については6か月が必要と、そのため年度内完成を目指すには10月に工事を開始する必要があるとございます。

ただ、先ほど菅野議員からもご紹介あったとおり、地域経済分析システムによれば、ここは月山スキー場に次いで2番目に町外の方が訪れる重要な観光拠点となっております。10月には紅葉シーズンで本町を訪れる観光客が最も多い時期であり、休館により町内の飲食業、観光業への影響も出てくると考えられます。この工期の6か月と観光客への影響ということを考えていかななくてはなりません。

このため、町のほうでもご質問を承って検討した結果、なるべく観光客への影響を軽微にするために、10月16日が月山のリフトの最終営業日と聞いております。ですので、ここまでは何とか営業できるようにいたしまして、その後に改修工事のほうに移らせていただくということでご理解賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 10月16日がリフトの終了で、リフトに合わせるという考えは分からないでもないわけですが、多分、10月に訪れる、入湯される方というのが一番多いのではないかと思いますけれども、その辺の人数的なことは概算でわかりますか。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 お答えいたします。

水沢温泉館の入湯者の人数というふうなところで見ますと、コロナ前ということで令和元年度の状況を見ますと、ピークは8月になっております。5月から増え始めまして、6月で一旦ちょっと減るんですが、8月にピークを迎えて、9月に下がって10月にまた下がると。ピークの8月で1万4,000人、9月で1万人、10月で8,600人というふうなことで、11月にな

りますと7,000人というのが、令和元年度の実数でありますけれども、そういったところで、10月はやや下がってきている時期だというふうにはなってきております。

先ほど町長の答弁にもありましたが、トレッキングとかというふうなことで、帰りがけに寄ってお帰りになるという方もいらっしゃると思いますので、やはり影響的に見れば、リフトを運行している間はあるかもしれませんが、その後というところと少し和らぐのかなと。やはり工事の工期もありますので、ぎりぎりのところでそのようなところを考えたところがございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 西川町に来るといって観光客は、温泉目当てでも随分いらっしゃると思いますので、10月は気候もよくて、菊まつりの準備とかいろいろありますので、できれば施設を外していただければなというふうに思っておったので、6か月の工期というのは、いつから始まっていつというのは議会に対してもまだ説明も何もなし、設計図がどうなっているというのも我々見たことないので、どういう内容ですというのとは分かりません。

この前は、上物だけ直しますというふうなことだったんですけども、その上物の洗い場ですね。前にも質問したときに、洗い場の洗った後の水が隣のところまでどんどん流れていくので、感じが悪いので、この辺もぜひ検討してくれという話はしました。

それから、施設のシャワーの水もシャワー室の外に流れてきますので、その辺のあれもチェックしたのかどうか分かりませんが、もうちょっと快適な形。それから、1回シャワーすると5秒ぐらいしかもたないですね、早くて。だから、結果的にシャワーの水栓を観光客の人は何回も押すわけです。だから壊れて、行った方は分かると思いますけれども、使用中止というのがいっぱいあるわけです。これは秋まで直さないのかというふうに思っていますけれども、寒河江のある温泉施設は、計算してみると15秒ぐらい出ています。ここは5秒とか4秒とかというんで、機械をガチャガチャ押すのでかえって壊れる。新しくしても壊れると、こういうようなことですから、前もその辺も話したこともありましたがよ。前の副町長さんにも、あまり短くて分からないんじゃないかという話はしたことあったんですけども、それでも新しい蛇口が入っても、5秒とか、ひどいときは3秒とかということですので、もうちょっとこの辺を検討すれば、逆に壊れないで済むのではないかなというふうなことです。

この設計図というのは、議会に説明というか、あるんですか、こういうふうになりますとか何とかというのは。要望もそういう点で直していただけるものがあるのか。委託設計し

たから直らないんだということであるかどうか、ちょっと分かりませんが、使っている方は非常に要望があり過ぎるぐらいあるんです。ですから、できれば事前に見せてもらおうと、ここを直したらどうだとかということもあって、観光客も非常に喜ばれるものも出てくると思いますので、議会に対して設計図の公表なんてあり得るのか、それとも一発で工事しますというふうになるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。今後の進め方、分かる範囲内で。

○土田商工観光課長 水沢温泉の改修工事につきましては、今現在、設計発注をしております。町内の荒木建築さんのほうにお願いしております。7月末の工期で設計を行っていただいております。その中で、洗い場とか、今話があった全体的な洗い場の位置とか、そういったところも含めてなんですけれども、入った感じのいいようなといいますか、そういったところも今設計の中で検討していただいております。

図面であります、7月末というふうなことでありますので、その途中段階でお示しできる機会を設けていただければ、そこで、途中段階ですので、上がる前の段階でというふうなことであれば、一旦お示しさせていただくことも可能かなと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） ぜひできればそういう機会を設けていただければありがたいです。

先日も、町外の方ですけれども、温泉に入って洗い場が見えるなんてとんでもない施設だと文句を言って帰った人がおりましたので、風呂からは見えないような洗い場を造ってくれというようなこと、なるほどなと思っておったんですけれども、そういう点もあったので、設計図、できた段階で見せていただければ、こうこうこういうふうに直せるのであればお願いしたいなというふうな気がしております。

分かりました。せつかく金がかかりますので、ぜひいい施設を造っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。改修工事は上物工事ということでなっておりますけれども、3月の定例会でも質問が出たボイラー工事について質問します。

今回の工事では、予算の関係でボイラーの更新工事はできないとの答弁でした。しかし、ボイラーが故障したらまた何週間も営業を休むのでしょうか。上物と一体工事を行ったほうが将来的に費用が少なく済むのではないかと考え、見直しをする考えがないのかどうか質問します。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 水沢温泉館のボイラーの改修についてご質問をいただきました。

今回の工事は、老朽化により早急な対応が必要な浴室部分の柱とはり、浴室、脱衣所の内装を改修するという内容でございます。地下部分のボイラー、配管についても、24年経過して老朽化は否めません。今年度はボイラーのオーバーホールを行って延命を図るということにしております。

老朽化対策でボイラーの更新も検討しましたが、まず現状の工事費、工期だけでも、予算は1億7,000万円ほどとなっております。環境に配慮したボイラー設置を検討いたしましたけれども、さらに高額な費用もかかるということでございまして、今年度は、早急に対応が必要な上物部分ということで改修工事を行うこととしております。

なお、このたびの温泉改修の施設というのは、そもそも委託管理しております西川総合開発とともに、もっと西川町が稼げる地域になっていけば、一緒に効率よく、せっかく直すならということでお金が支出できるかもしれません。ただ、昨日、西川総合開発の決算を見ていただいたとおり、そんな余裕はないわけでございます。ですので、私の稼ぐまちづくり、稼ぎ続けるまちづくりの中心には、やはり地域商社が必要だと思ひまして、そういった機能を西川町にも、西川総合開発が担うべきなのか、機能強化しておくべきなのか、新しく建てたほうがいいのか、そういったことも検討してまいります。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 今説明あったとおり、配管も二十数年たっておりまして、私も海味の老人センターを担当しておったとき、ぶよぶよでした。もう血管が破れるごとく何か所も修理したけれども、結局駄目でああいう形になったわけですがけれども、成分が違うので、水沢温泉はもつのかなという気はしますけれども、もつという保証はないわけで、実際に1億7,000万円何がしをかけて造ったら、ボイラーと配管が壊れたとなりかねないわけですよ。ですからその辺で、また床をひっぺがして配管工事したり週間も休んだりすると、また金がかかるわけですよ。

そういった面で、金がないでは何としてもないわけですがけれども、前の町長、小川町長は、ずっとこの問題について質問したときに、まずはボイラーを直すんだという話は皆さん聞いています。突如として3月の定例会で、ボイラーはなくて上物だと変わったわけですね。チップで燃やしてと言うけれども、チップなんていうのは取り入れるには非常に金が

かかって、現在は合わないわけですよ、一緒にとるなんて。だけれども、ボイラーを直すと言っていたのが、基本的に建物を建てるには、前からいろんな件で申し上げているわけだけれども、基礎から始まって上物という感じだと思いますけれども、上物が後でまたおかしいということで、また金がかかるというのはちょっと、あのときも皆さんからいろいろ出たわけですよ。ボイラーを直さないのかという件が出たわけで、後でまた休む。

あとサウナも、出るわけですがけれども、例えば、町長さんどうぞ来てくださいと言ったとき、いや、今日、ボイラーが壊れて、配管が壊れて、サウナはこれから使われないのよと、こうなったときに、また工事ですよ。現在で見積りするよりもまた金がかかっていくわけですよ。

だからその辺、先行投資でしたほうが安上がりでないかというふうに私は感じておりましたので、ただ現物が今はないので駄目だということであれば、それはそれで仕方ないでしょうけれども、できればそういうふうにしてもらいたかったなというふうに思っておりましたので、3月定例会で決まったことですがけれども、金が余計かかるんじゃないかなというようなことだったので、ボイラー、配管は大丈夫だと聞いたなら、大丈夫かどうか分からないなという話もありましたので、じゃもう一回聞いてみるかなというようなことで今回提案させていただいたところです。

ボイラーを造り変えするというと、実際幾らぐらい追加になるんでしょうか。参考にだけお聞きしたい。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 水沢温泉館のボイラーであります。まず、地下に入るところ、3メートルの2メートルの堅穴を開けるようになっておりまして、今の形のボイラーであれば、そのままそっくり壊さないで取り替えることはできます。

そうした場合に、そのボイラーなんですけど、今2台入っているんですけど、1台が壊れれば何とか1台で、お湯の供給量は減る、貯湯槽に入るお湯のたまる量というのが、1台で沸かせば時間がかかるわけですが、入っている方にはそんなに、出ていくほうは変わらずというふうなことになりますので、ためるだけが時間がかかるということになるので、1台だけでも動かさないことはないというような状況になっております。

ただ、今の型のボイラー、温水ヒーターという位置づけのものにはなっているんですけど、それでいいですよと、2台を交換するというもの、ざっくりした業者さんの見積りであるんですけど、2台で1,650万円ほどです。今のものをそのままやろうとすればです。ただ、

それに附帯工事がかかります。

ただ、重油でいいのかどうかというのが、今、環境に配慮したとかというようにところが叫ばれておりますので、同じ重油のものでいいのかどうかという、そういう判断もしなくてはいけないということになりますので、その部分については、機械そのものだけが1,600万円というようなことになっています。

あとは、灯油という場合もあります。今のは重油を使ったものですが、灯油も同じような金額で、温水ヒーター、ボイラーと言っているものは買うことはできますが、ただ灯油になりますと、ランニングコスト、燃料代が倍近くかかってくるというふうなことになります。

あとは、ガスというのもあります。LPGの場合ですと、ボイラーだけで2,000万円ほどになります。それに附帯工事が1,400万円ほどかかるというような、もらっていますけれども、プラス、ガスですのでガス代が非常に高いので、ランニングコストだけでも1億3,000万円を超えるような金額になってくるというようなことになっておりますので、やはりそう比べると、重油というのは随分安いんだなというふうに思ったところであります。

あとは、ペレットというのもありますけれども、これは火力が、カロリー数が低いので、2台だけでは使えないので3台入れて、3台入れてもまだ低いというような状況になりますので、また機器もかなり高額になりまして、ちょっと比べ物にならないくらいの金額になっておりました。機械だけで1億8,000万円ほどというふうなことで、さらに附帯設備工事のほうもかかってきますので、なかなか厳しいのかなというふうなところであります。

そういった観点から、詰め切れていないというようなところと、あとは、建物自体の躯体の部分、大断面が水によって腐食して、大分、指でも押せるような状況になっているところもあるというふうなことも聞いていますので、それを解消するというのが第一だというふうなことで、当初予算のほうに組みさせていただいたところでありましたので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 分かりました。単価1,650万円、本体だけですというのと、何かできそうな気がしたんですけれども、附帯工事もありますのでうちよっとかかるということですが、できれば一緒にやったほうが得だったかなという気がしております、その後のためにはね。ただ、上物だけ直していただければ、相当、天井にいる何とかも見えなくな

るし、非常にいい感じにはなるんでしょうけれども、足元がそういう環境だと、またかとならないように、ぜひしていただければよろしいわけで、出来上がれば快適な温泉にまた入らせていただきたいというふうなことに思っておりますので、1,650万円であれば何とかならないのかなという気がしますけれども、ペレットは駄目だと思います、ああいうのは。

だから、今までも何年か前から検討はあったと思いますので、本来的には何をするというのは、もう決まっていなくちゃいけなかったと思うんですけれども、現状がそういうことだとすれば仕方ないわけですが、できれば一緒にして、上も下も快適だというふうにしていただければ大変ありがたい。

私も毎日使っておりますので、今度は快適に入れたいと思いますけれども、ぜひ、金のかけ方について、事業をする場合はもう一度、どうやったらいいのか、この辺も検討しながらいろんな事業をしていただければいいかなというふうに思っております。

これで私の持ち時間、ちょっとまだありますけれども、終わらせていただきます。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、5番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

○古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

○7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

初めに、菅野町長、当選おめでとうございます。これからの4年間、西川町の発展のために、新町長の手腕にご期待申し上げます。

さて、町長は5つの公約を掲げて当選いたしました。その公約と第7次西川町総合計画について質問いたしたいと思います。

最初の質問です。

毎年100人前後の町民の減少が続いておるわけですがけれども、町長は選挙期間中に強調していた、10年後、生産年齢人口が増加に転じる施策というようなことでおっしゃっておいりました。このような施策というのは具体的にどのような施策なのかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 私が町長選挙を通じまして訴えてまいりました公約や西川町第7次総合計画策定に関する基本的な考え方についてお答え申し上げます。

それでは、佐藤耕二議員のご質問に回答させていただきます。

10年後に生産年齢人口が増加に転ずる施策ということでございます。ご指摘あったとおり、毎年100人前後の町内の人口が減少しております。生産年齢人口に置き換えると、毎年約80名ほどが減少しているということでございます。

生産年齢人口が増加に転じると、このためには、現在の若い世代や子どもたちが定着し続け、かつ、本町から転出する方よりも本町に移住する方々が増える状況にならなくてはけません。このために、まずすぐ着手できる、すべきと考えた施策は補正予算に盛り込んでおります。子どもたちには可能な限り町に残って、将来、家庭を持ち、子どもを産み育てられる町にしていく施策として、幾つか補正予算に盛り込んでおります。

1つ目は、子育て世代の経済的な負担を軽減する施策でございます。せめて最初の手だてとして、保育園と小中学校の給食費の完全な無料化でございます。

さらに、本町には高校がない。その就学には、近隣の市町村にお住まいの方よりも経済的負担が多いと考えております。このため高校生に対する就学費用を支援してまいります。この就学支援事業については、今回、定例会に提出している補正予算に計上しております1人当たり年間10万円の補助ということでございます。

また、将来的には、過疎債、過疎ソフト債などを使いまして、高校、大学卒業後でも町に帰って就業、本町に戻っていただけるような教育ローンの免除の制度の創設を目指します。帰ってきていただいた方に対しては、一定の基準を設けまして、数年住み続けてくれたら、この教育ローンは完全に町のほうで負担するというところでございます。こちらのほうはお金

はかからないので、最初は予算化の必要がないわけです。ですので、すぐできるのではないかとと思われるかもしれませんが、教育ローンですので金融機関との調整が必要です。こちらのほうに時間を要しております。農協さんや山形銀行さん、きらやか銀行さんと進めてまいりたいと思います。

子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるためには、若い女性が住みやすい環境が必要だと考えております。このために、ママさんのコミュニティーの形成を支援できるような憩いの場の確保に加えて、子育てしながら働けるような、テレワークなども十分ビジネスが成り立つような社会にしていかななくてはなりません。

こちらのほうで、公約にはございませんけれども、企業が求めるスキルを習得するというようなことは必要だと思っております。企業が求めるスキル、例えばウェブのホームページのデザイナーとか、チラシを作るセンスのある方、また、オンラインショッピングを作る、そんな技術を手につけていただく施策も必要だと考えておりますので、こちらはそんな場が、まずサテライトオフィス、先ほど申し上げた集まる場ができましたら、そういったスキルを身につけていただく支援などもしてまいりたいと考えております。

そして何より、本町に住み続けていくためには、稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりが必要です。現在の町内の企業や店舗で事業が継承できるような施策については、外部人材や副業人材を活用し、町内の事業所が継続して経済活動ができるように取組を進めてまいります。

また、小さくとも新しい新規性があり、課題解決などにつながるビジネスを展開する企業の誘致も進めてまいりたいと思います。企業誘致、なかなか難しい取組ではございますけれども、隣の町よりも支援策は薄いかもしれません。けれども、高速道路が近くにあります。この町の職員、町の方が面倒を見てくれる、こんな安心感や信頼感を、私も協力して企業にそう思ってもらえるように、企業誘致のほうも進めてまいります。

また、西川町に合う施策として、先ほど来申し上げているサテライトオフィスの誘致事業でございます。こちら、できれば来年度にその施設を設けまして、再来年度からその誘致も進めてまいりたいと思っております。そうすることで、サテライトオフィスにパソコンを持ち込んでいただいて、1人2人と働いていただくことで、町民の方への雇用が生まれることを期待して、こちらの施策も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから答弁ありました。

生産年齢人口というのは、当然、15歳以上65歳以下の人口の件なわけですけども、この生産年齢人口を増やしていくというのは、非常にある意味では大変かなと思います。今までも町としても何もやってこないわけじゃなくて、これはしなくちゃいけないだろうということでいろんな施策をやってきたと思うんです。

その中で、今、町長からありましたように、補正予算にも既に4点、5点と取り組んでいるということなので、町長が就任してから1か月半ぐらいでしょうか、その中で補正予算にこうやって取り組んできたということは、非常に評価できるのではないかなと思います。予算化したわけですから、あとはこれを実行に移すと、一步一步前に進むということではないかなと思います。

今、東京圏の在住者の中で、地方移住への関心を持つ人が非常に増えているということがありました。特に20歳代にその傾向が高いということがありました。その理由として何かと申しますと、テレワークにより地方でも同様に働けるという回答をした人の割合が24.3%に上っているということでした。

そこで、今、町長のお話にもありましたサテライトオフィスということが出てくるわけですけども、やっぱりサテライトオフィスが重要で、それも複合施設にして、来年度中にはめどをつけたいというような町長のお話があったわけですけども、移住してきたいという方が非常に多いというのはこの資料からも分かります。数字にも出ております。ただ、どうやってこの西川町、町の認知度を上げていくのかと。西川町に来てもらうためには何をすべきかということも大事じゃないかと思うんです。その辺はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、佐藤議員のほうから、西川町を認知していただく情報発信ということで質問を承りました。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、内閣府の調べによれば、地方移住は若者のほうが関心ございますと。ただ、収入が減らなければということでございます。病院がないとか、コミュニティーに慣れないかもしれない、そういった心配よりも収入の心配をしているというところが、都内の若い方の移住に当たっての心配事でございます。

西川町のシティプロモーション、情報発信というのは、私もいろいろ理解を深めてまいりましたけれども、先ほど申し上げたような東川町ですね。写真の町と言えば東川。小国町、白い森、これも徹底しています。西川町、月山のある町なのか、日本一の雪国宣言なのか、

雪と緑と太陽の町なのか、これを統一する必要が、あるいはしっかり、観光ではこれとか、志津温泉であれば日本一の雪国とか、そういった役割分担を、シティプロモーションの政策としては考えなくてはいけないと思っております。

分かりやすい選択と集中と申し上げましたけれども、地域のブランディングも同じでございます。選択と集中で、戦力の小出しというか、小出しでたくさんというのは、実はシティプロモーションのほうでは愚策に当たります。成功するためには、一つ尖った、徹底して使うシティプロモーションが必要だと思っております。

また、町議がおっしゃったとおり、移住人口を増やしていくためにも、シティプロモーションというのは必要でございます。まず実動部隊を増やす。実際にお試し移住みたいなどころを進めなくてはいけないというふうに考えております。また、うまく移住者を増やしている地方自治体は、地域おこし協力隊や集落支援員にたくさん来ていただいて、この地に住んで慣れてもらって、人を覚えて、この土地が好きになり移住していただいております。現状、西川町は、地域おこし協力隊も2名、集落支援員も1名ですか、少なくなっておりますので、こういったところからまず進めていきたいと思っております。

また、シティプロモーションに関しては、次の第7次総合計画において議論することになっておりますので、そこも含めて、ブランドの統一や、見栄えもですよね。写真も、なるべくこれをつくって、これを見たら西川町と思ってもらえるようにしてもらおうとか、そういった統一したブランド力をつくらなくてはいけないと感じております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、町長からお話があつて、先ほどもありましたけれども、北海道の東川町、実は私ども議会でも視察に行つてまいりました。あそこは、ふるさと納税として視察するだけで1人1万円払わなくちゃいけないんですよね。それで、ちょっと分厚い冊子をもってきて、視察してきました。確かに写真の町でした。そういうところに行つていろんな勉強をしてきました。

また、先ほどあつた徳島の神山町ですね。神山町には私ども行っていないんですけれども、議会でもその近くの上勝町には行つてまいりました。そのときに神山町の話も聞きまして、あそこはサテライトオフィスがたしか十何社入つているとかという話、その当時聞いたことがあつたんですけれども、そこには残念ながら行けなかつたんですけれども、そういうところを参考にしながら、これからのまちづくり、お互いに議会と執行部と一緒にやっ

かなくてはというふうに思います。

今、移住者というか、そういうこともありましたけれども、当然、人口を増やしていくというのは、前々から議会でもいろいろ話ししていたわけですが、いろんな方法があるわけですね。その一つとして、今、町長からありましたように、地域おこし協力隊はどうするのかというような話もあります。

それで、今現在2名ですが、これも去年のどこかの機会にも言ったんですが、地域おこし協力隊をもっと積極的に公募しなくてはいけないんじゃないかというお話をさせてもらったときに、町のほうでは、考え方として、要するに定住を見据えた地域おこし協力隊でないと、募集をかけていないというようなお話があったわけですね。何か固まっていると言うとおかしいですが、考え方が少し固いのではないかなと。もっと柔軟性を持ってやっていかないといけないなど。定住が大事なのか、地域おこし協力隊で町のためにやってもらうのが大事なのかどうかということも含めまして、その辺、地域おこし協力隊は考えるべきであるし、今から町長がどのように地域おこし協力隊を考えていくのかどうか。募集をどうしていくのか。

村の名前は忘れたんですが、たしか青森県のどこかに視察に行ったときに、その村長さんが言っていました。地域おこし協力隊は全て私がトップセールスで行きますと。現地に行って面接して、そこで決めますということでした。そこは村なんだけれども、かなり地域おこし協力隊員がいたんですが、この人たちがいないと村は今大変なんだと、そういうふうな気持ちがないと、公募して、応募してくるのを待つだけではやっぱりいけない。もし仮にそれだとしても、実際、町長がお会いしてもらって、これだと思うのは採用していくというような考えも必要ではないかなと思います。

それと同時に、先ほど出ました集落支援員なんですけれども、集落支援員は何年前に、一番最初に大井沢区で集落支援員、3年間やっていただきました。その後に吉川で1人と。これは区長会でも何回もその話が出たわけですが、やはり今現実にそぐわないから、集落支援員は必要でないというような地区がほとんどだったわけです。

その辺のお話は十分聞いていらっしゃると思いますけれども、それに関して、集落支援員をできれば12地区全部というお話もありましたけれども、その辺は、現時点で結構なんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問は現在の集落支援員でよろしいですか。ありがとうございます。

集落支援員の制度、まだこれから聞き取りを始めようという段階で、まだ本当の、始めようとプランニングをしている時期でございます。これからどのように進めていくかは、まずはこの地域においてどのような集落支援員の役割があるかというのを、一つ一つ地区ごとに聞き取りしなくてはいけないと思っております。

また、西川町の町役場のほうからお願いするような仕事というのも考えていかななくてはならないと思っております。タブレットの配布ということが、本当に2年後行うということになれば、こういったスキルを身につけた方を募集しなくてはけませんし、まずそういう段取りを組んでいるところでございます。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 集落支援員はもう少し状況を見ながら判断されると思います。

移住者の件なんですけれども、前に山形新聞のほうに、移住者を増やすためにはどうすればいいのかということで新聞記事が出ておりました。それを見ますと、県のほうで市町村の実務担当者を対象にしたヤマガタ移住・定住大学を開校したと。年間12回の講座を計画して、第1回講座は5月20日に1回終わっていますよということで、新聞記事に出ておりました。

これに関して、西川町はこのヤマガタ移住・定住大学に参加したのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてですが、県主宰の大学についてですけれども、うちの町の担当職員1名派遣しております、大学のほうの研修内容を受講しているところでもあります。

今後の県の受講の詳細については、私のほうも承知していないところではありますが、県からの大学のご案内については、積極的に参加してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 1人参加しているということですので、県は県でやっているわけです。県も2021年度は264名の方が移住してきたということですので、前年度から見ても121名増加しているというようなことでした。非常にある意味では効果的に県もやっているなと思えます。

県内に264名が移住したんですけれども、西川町に2021年度に移住してきた方がいらっしゃるかどうか、分かれば教えていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 西川町への移住の数ですけれども、県の公表している数字については、公の機関を通じて移住してきた方の数字を挙げております。こちらのほうは、西川町、2021年度は、公の機関を使って移住された方は、私はないというように認識しておりますが、正確なところについては、ちょっと手元に資料がないんですけれども、記憶としてはないのかなど。

ただ、公的機関を通じないで移住されている、人口動態上から見ると、年間ある一定程度の方が西川町に転入されてきていますので、そういった方々については、毎年100名前後、西川町に入ってきているというようなことは、住民基本台帳の移動上、そういった状況になっているというように承知しております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今の公のというのは、移住・定住の推進センターがあるんですよね。その相談窓口を通じた方がという話だと思うんですけれども、その方ではないかと。でも、県内では264名いますよということで、西川町でなぜいなかったんでしょうか。その辺も、移住・定住というのは非常に大事だと、みんながいろんな議論をやりながら、今まで何年もやってきたわけです。でも実際はいないということ。やっぱりこれが現実なわけです。ですから、その辺を、せつかく派遣もしているわけですから、町長が音頭を取りながら、しっかりその辺をやって、移住・定住に結びつけていただきたいというふうに思います。

当然、移住・定住ばかりじゃなくて、先ほどからあるように、結婚適齢期といいますか、若い人がどうやってするのか、そのために補正予算をいろいろやっていますよということで、これなんかも続けて継続しながらやっていただきたいというふうに思います。

その結果がいずれ出るわけですけれども、それにしても10年後、これは先ほど言ったように、みんなで、町長一人ではもちろんできないので、町職員も含めて、それから議会も含めて、町民みんな含めて、みんながこれをやる気になってやっていかななくてはいけないんじゃないかなと思いますので、頑張って、とにかくみんなで増やしていきましょう。

次の質問に入りますけれども、私の質問は、今まで質問してくれた議員の方とほぼ似たり

寄ったりなので、それだけ新町長に期待するところが多いんじゃないかなと思うし、また、多分、回答的にも同じような回答かなと思いますけれども、あえてお聞きします。

さきの町長選挙では、すっだいを実現する町にと言って町長はやってきました。では、すっだいは、誰のすっだいを実現するのでしょうか。町民の方、町職員あるいは町外の西川ファンなど、いろんなことが考えられます。また、すっだいは、大小にかかわらずそれぞれたくさんあるかと思うんです。全てすっだいをやろうとしても無理だと思います。その辺はどういうふうにお考えなのか、どのような方法でやっていくつもりなのかお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 すっだひ、やりたいことの実現についてご質問があったかと思ひます。

まず、この実現のために、町の職員の人件費や、あるいは支援事業というのをつくってまいりますものですから、一定の枠組み、ルールというのをつけなくてはいけないというふうにはまず考えております。

対象のほうは誰かというご質問なんですけれども、これは私であっても町職員であってもそうだと思います。また、町民の皆様もそうだと思いますし、町民の皆様、町民と町外の人でこれをやりたいんだということも対象と考えております。最初から網をかけては何が起るか分かりませんので、そういった可能性のほうも西川町は拾っていただける町だと有名になつてもらうぐらい頑張りたひと思ひます。対象を広くしていきたくひと思ひます。

その上で、そのルールというのでもこれから考えていきたくひと思ひますけれども、詳しくは、担当の課ができる頃には、こういった一定のルールがあるよということですが、人件費を使わせていただく以上、やりたいことの結果、課題解決になるか、影響度、将来性なども踏まえて、優先順位をつけて考えていきたくひと思ひます。

特に、地域の課題を解決できる、そんな方やアイデアを私は優先していきたくひと思ひますし、また、西川町は移住人口につながる前の関係人口が弱いです。ほぼ未整備。このあたりを協力いただける方々を、移住につながる施策、取組を同じ方向を向けると思ひますので、優先してまいりたいと今は考えております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 私、なぜこんな当たり前といへば当たり前のような質問をしたかといひますと、案外、町民の方、不服に思っている方が多いんです。町長のすっだひって何だ

と、俺のすっだいこと、何をすればいいのやと、町長に直接言うのかとか、みんなしてくれるのかと言う方がいらっしゃるんですよ、何人か。何かしか私は聞いていませんけれども。

ですからあえて質問させていただきましたけれども、すっだいことを実現していくんだというふうに町長はおっしゃっておりますけれども、町民にとっては、自分のすっだいことを拾い上げてくれるのかということがあるわけですから、町長のほうで、一定の枠組みというか、ルールづくりをやって、それから前に進みますよというお話だったので、それはそれでももちろん結構だと思いますし、その中でも地域の課題を優先していくと。優先順位は当然つけなくちゃいけないですよ。それでないと何でもかんでもできないし、当然財源のこともあります。

財源については後でやりますけれども、そういうことで、町長がすっだいことを本当に町民の方に分かってもらわないといけないのではないかなと思います、町長の今の考え方をね。ですから私はここで質問して、そして、議会だよりになるか分かりませんし、生中継なのか分かりませんが、町民の方に一人でも多く理解してもらえなというふうに思います。

いろんなすっだいことも含めまして、先ほど町長のほうからもありましたけれども、やっぱりトップセールスが大事だという話がずっとありましたよね。対話をするんだと、トップセールスが大事なんだという話がありましたけれども、ちなみに、これは総務課長かな。町長の交際費の予算というのは今年幾らぐらいになっていますか。分かれば。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

私の記憶では、年間おおよそ130万円ほどというふうに認識いたしております。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 130万円ということで、おおよそでしょうけれども、町長、遠慮しないでどんどん行って、足りなければ補正で何でもかけて動き回ってください。椅子に座っていないで、ぜひそういうふうに行動できるようにお願いしたいというふうに思います。

いろんなすっだいがあって、私はできれば、今、町長がすっだいことを最優先してほしいというふうに思います。先ほどから補正予算も含めましていろいろあると。今までのずっとお話の中でもありましたから、まず町長が、俺はこれをこの町ですっだいんだということを第一に優先して、町民からいろんな話を聞きながら、その中で優先順位を決めてやっていていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。先ほど言いましたように、皆、似たような質問なんですけれども、3番目の質問になります。

町長は対話を重視して、そして政策、事業企画を策定して予算化していく考えですけれども、どのような方法で対話をしていくつもりなのかお聞きします。ということは、これは先ほど大泉奈美議員の質問でお話を一応聞いておりますけれども、もしお答えをいただけるんだったらお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

対話の手法については、先ほど来、テーマに応じて、対象となる方々に届きやすいような、回覧板なのか、SNSなのか、組み合わせてなのか、そういったことも踏まえて実施していきたいと思っております。

そこで、対話の方法は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、ちょっとご質問からずれるかもしれませんが、対話をしてよかったなと思っただけなのは、地域にある慣習とかルールというものを町民の方に知っていただいたというのは大きいかなと思っております。公園はこれまでは、整備の要望は区で行って、それを町が造る、整備する、それを区のほうで管理する、このルールを知らなかったというような方が大変多く、過半数以上いらっしゃいました。こういったことで、であれば管理のほうを今度は考えなくてはいけいんだと、管理は今まで区だったけれども、これからは任意団体をつくって考えなくてはいけない、そんなことを考えるきっかけに町民の方が思っただいたことは、町にとっても大変ありがたいと、今まで区のほうに頼ってきたところも徐々に見直すきっかけにもなるのかなと思っております。

あとは、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 先ほどの大泉議員への回答も、中身は聞いておりましたけれども、その中で、若い人たちはオンラインでという話で、SNSを使いながらということで、これはこれで結構です。

高齢の方にはどうしますかという質問があったときに、町長は、お知らせとか町報なんかで情報の発信をしていきますよという話がありましたけれども、お知らせ情報では情報の発信で、対話にならないですね。対話じゃなくて、あくまでも先ほど言ったように、自分の考

えを町民の方に知っていただくと。知っていただいてその結果、町民からどういうふうな回答が来るのかというのは、これじゃできないわけです。その辺はどういうふうにお考えなのかということが1つと、もう一つ、コロナ禍だったから別ですけれども、今まで町長と語る会をずっとやってきたわけですから、そういうような手法も続けて取るつもりなのか。2点お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 すみません。ご質問いただきまして、先ほどちょっと私のほうで言葉足らずなのかもしれませんけれども、回覧板におきまして、いついつどこで対話会を開催するというような情報を流させていただくものでございます。ですので、こういうことをやりたいんだとか、そういったことも含めてしてまいりますけれども、実際に対話会をお聞きさせていただきたいということになれば、開催情報を催事としてツールを使ってご案内させていただきたいと思っております。

もう一つは、町長と語る会ですよね。こちらのほうは、もちろん最低限実施しなくてははいけないと思っております。また、私は町長選挙のときから、自分の性かもしれませんが、言いやすいタイプなんじゃないかなと思っております。毎日、相談をありがたいことにいただいております。昨日もある地区の方が区でお見えになって、意見要望、優先順位のつけ方とか、そんなことを意見交換してまいりました。自宅です。こういった取組はふだんからしてまいります。

私に情報が集まる、あるいはそれを伝えて役場に情報が集まるというのは、本当にありがたいことをごさいます。こういうことで西川町に移住したい人がいるんだとか、住宅、どこかないとか、空き家がないとか、あるいは西川町の勤め先の任期が終わってしまったと、こういうノウハウがあるんだけれども、西川町で役に立てないか、あるいは西川町で住みながら隣の町で雇っていただける企業はないとか、いろんな話を承っておりますので、こういった姿勢は私が生きている限りしていきたいと思っております。

また、町長と語る会というのは、これは本当に最低限行わなくちゃいけないことだと思いますけれども、私はその場が大事なんだと思っております。午前中も申し上げた心理的安全性ですね、この人、この空間なら何を言ってもいいんだ、そういう場づくりが必要だと思っております。それで、例えば移住者の方のお話を聞きたいということであれば、例えば大井沢地区で開催したときには、なかなか移住者の方は言いづらいとかというお声もしあったら、改めて移住者だけの会合をしたりとか、そういった工夫もしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、言いやすい環境、せっかくお越しいただいたんですから、何でも話していただけるような環境をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 午前中の答弁に確かに回覧板というお話がありましたので、それは分かりました。

ただ、町長も多分心配されていると思いますし、今までもそうだったと思うんですけども、なかなか人が集まらないという現実が出てこないとも限らない。その辺は、先ほど町長がおっしゃったように、自分が話しやすいほうだと思うということで、町民が分かってくれるかと思えますけれども、やはりそこまで行くまでに大変かなと思います。

対話ということで、その辺は町民の方は理解しているわけですから、あとはいかに、どんな手法で人を集めて、人からよく話を聞けるかどうかということではないかなと思いますので、回覧板で回して果たして、回覧板というのは回るものですから、その日にちが分からなくなっちゃうなんてことも可能性のあるわけですから、その辺はもう少し考えていただきたいというふうに思います。

町長と語る会も、最低限やっていきたいというようなお話でしたけれども、今までのことを考えると、言いたい人というのは毎年決まっているんですね。この人は発言する、この人は来てもらったけれども何も言わない、もう大概決まってくる。ですからその辺が、あとは町長の手腕ですね。あと周りの方がどういうふうな雰囲気づくりをするのかということも含めて、今まではそうだったということでも、これからは多分違う方向性が出てくるかと思えますけれども、そういうふうに持っていかないと、何のためにやっているのか、対話対話と自分の空回りになっては困りますので、そういうことにならないように、町民をうまく巻き込んでやっていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、政策、事業企画、これを策定しながら予算化していくということで、今まで出てきた話の中で、町長は、なるべく国からの補助金、交付金を持ってきてやりたいというようなお話でした。先ほど来から話が出ておりましたけれども、令和4年度の地方創生の予算、あるいは令和3年度の補正予算があるわけですね。令和4年度に関しては1,058億円の予算があると。令和3年度の補正では700億円ぐらいあると。その中でいろんな項目があるわけですが、今申請しているものもあるというお話でしたよね。これは1次と2次があって、2回目の募集に応募しているということだと思いますけれども、先ほ

どちよつとあつたような気がしたんですが、具体的にどのような予算に申請しているかどうか、教えていただけないでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの議員のご質問についてでございますが、地方創生推進交付金に事前申請で内閣府に申し込んでいる事業につきましては、今般の一般会計補正予算第1号の商工観光費のほうで計上しております。

まず1つは、デジタル観光コンテンツの政策をつくる事業であります。そちらのほうと、あとは外部人材登用した事業承継事業、あと、副業人材を活用してその事業所を応援しているこうという事業、こちら、3本を1本の事業に仕立てまして、国のほうに、今のところ3か年、先ほど町長が答弁申し上げましたように、七、八千万円程度の規模感で事前申請で提案しているものであります。補助率は2分の1というようなことで承知しております。こちらのほうを交付決定、認められれば、今のところこの事業については、今、議員がご指摘いただいた令和3年度のコロナ特交、臨時交付金、そちらのほうの財源を充てておりますが、地方創生推進交付金、こちらのほうが採択なれば、財源をそちらのほうに財源充当を見直しまして、そして、令和3年度から繰り越ししているコロナ特交につきましては、財源に余裕が出てくるということが生じますので、優先順位で今般の6月補正で対応し切れなかった部分の政策について、必要に応じて対応していくような手だてになっていくのかなというようなところで理解しているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、課長のほうからありました申請したものですけれども、交付金2分の1ということですが、これも過疎債を使えば、自主財源が少なくなるんじゃないかと思えますけれども、過疎債を使った場合、幾らぐらい、何分の1ぐらいになるのでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 こちらのほう、推進交付金の補助残分について、過疎債充当というようにございますが、詳細、もう少し財源充当をできるかどうかですけれども、仮にできた場合にしますと、交付税算入が7割、将来で元利償還分、認められておりますので、実質負担は2分の1の7割でございますので、事業費の15%程度の一般財源の負担になってくるというように理解しております。ただ、過疎債の充当については、後ほど詳細、詰めさせて

いただきたいと思います。

加えてですが、推進交付金の補助残分については、先ほども荒木議員のご質問の際に答弁したかと思えますけれども、その補助残分については、企業版ふるさと納税、こちらのほうも充当可能でございますので、そういった財源の確保についても、今後、取組を進めてまいりたいというように思います。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 交付金で2分の1、過疎債を使えば残り15%、あるいはふるさと納税を使えばということですので、財源的には非常にありがたいですね。そうやってこれからの施策を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。

質問事項は、第7次西川町総合計画はどのような手順で進めていくのかというようなことをお聞きしたいと思っておりましたけれども、昨日、全員協議会で聞きたいことを全ておっしゃっていただきました。それを承知の上であえて答弁を求めたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 西川町第7次総合計画の策定手順についてご質問いただいたと承知しております。

第7次総合計画の策定は、先日の全員協議会でお話ししたとおり令和4年度内に策定いたします。総合計画は、町政と町民の思いが一体となったものであることを理想としております。私の公約や西川町の地域課題が何かなどを町民の皆様と対話しながら策定を進めてまいりたいと思っております。

手順のほう、スケジュール感を申し上げます。6月に町民アンケートを実施いたします。アンケートの集約を行った上で、8月から町民ワークショップを開催してまいります。町民ワークショップは、町職員で構成する部会で考えた素案に対する意見交換などを行ってまいります。11月までに3回、ほぼ毎月開催していきたいと思っております。

総合政策審議会は、計画策定の方法や策定内容を審議する機能として、6月、11月、2月の3回開催を予定してまいります。12月には計画の素案をまとめまして、年明けには主要の施策の内容、2月に基本構想、基本計画などを決定し、議員の皆様にご諮った上で、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。およそ2月頃になるかと思えます。そして、最終的には3月定例会に提出し、審議をいただきたいと思いますと考えております。

今までの第6次総合計画、いろんな町民の方々と対話した際に、多くの方がこの存在を承

知しておりませんでした。私が地方創生で成功しているとしている自治体は、この計画を約4割以上の方が知っております。西川町は恐らくこの1割にも満たないと思います。ですので、町民皆さんの声や意見をいただいて、みんなで作って、この計画を自分事だというふうに、自分が関わったものだと認識していただいて、町民、職員一丸となって、10年以内に生産年齢人口を増加に転ずるといような奇跡が起こるものと信じてつくってまいります。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 第7次総合計画の中には町長の公約も入っているということなので、公約を入れながら、皆さんで力を合わせてつくってほしいなというふうに思います。

今日は、町長の熱意が非常に感じられる一日だったんじゃないかなというふうに思います。また、町長の新しい考え方というか、新しい感覚、そういうことが少しずつ役場の中にも浸透してきているなというふうに感じます。これが町民の方にも浸透していけるように、今からも頑張っていただきたいと思います。

ただ、議会というのは監視機能を持っているわけです。ですから、町長がしたいこと、やりたいことをどうやっているかどうか、その辺を議会は、監視という言葉はあれですけども、やっぱりきちんと見極めなくてはいけないというふうに思います。

町長は対話を重視していきたいというようなお話でしたけれども、議会との対話も非常に大事だと思いますので、今までのことにとらわれなくて、いろんなことをやる時には、もちろん議長との相談が必要なんだろうけれども、必要に応じて全員協議会を開いて、町長の考えを聞くとか、その都度その都度、何も議会の開催中でなくても、そういうような手法を取りながらやっていって、お互いとかく町のことをよく考えながら、10年先、この町をどうするんだということを真剣に考えていきたいと思います。

それを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これまで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

令和 4 年 6 月 8 日

令和4年第2回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年6月8日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅野 大志 君	教 育 長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
農委事務局長	眞壁 正弘 君	病院事務長	飯野 勇 君
建設水道課長	安達 晴美 君	生涯学習課長	奥山 純二 君
学校教育課長			

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書 記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。昨日の佐藤耕二議員の一般質問に対する答弁の申出がありますので、これを許します。

荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいま議長のほうからありましたとおり、先日の佐藤耕二議員に対しまして私のほうから答弁いたしましたことについて、2点ほど訂正をさせていただきたいと思えます。

第1点目であります。公の機関を通じて町のほうに移住された方、人数というご質問がありまして、その際、記憶ではゼロ人、ないというようにお答えしたところではありますが、確認したところ、2021年度、令和3年度におきましてはお二方いらっしゃいましたので、2名ということで訂正させていただきたいと思えます。

2点目です。2点目、地方創生推進交付金の補助残分に対する財源の手当について、過疎債充当になるかというようなことでございますが、確認したところ、地方創生推進交付金はソフト事業でもございますので、基本的に過疎債はハード整備に充てるものでございますので、推進交付金については充当することはできないということを確認しました。ただ、地方創生拠点整備交付金、こちらのほうはハード整備に充当できる交付金でございますので、その補助残分については過疎債を充当した例があるというように確認したところでございますので、今申し上げました2点、修正いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤幸吉議員

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

○8番（佐藤幸吉議員） おはようございます。8番、佐藤幸吉でございます。菅野町長には今回初めての質問でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、私は、空き家対策について質問を申し上げたいというふうに思ひます。

この案件は一昨年もやっておりますが、それから2年たちまして、いろいろな制度の変化など、あるいは空き家の実態など、結構変更があると思ひますので、その辺の状況について質問いたします。

また、近年、町内の空き家は増えているというような把握でございますので、これらについて1番目の質問に入らせていただきたいというふうに思ひます。

過去には、平成24年、あるいは29年と5か年ごとに調査をするというような経過になっていたようですが、最近においては、その後、2年後の令和元年、あるいは昨年9月のデータなどがありますので、かなり頻度の早い時期に調査に入っているのではないかとこのように思ひます。そういう点では、新たなデータとして把握するにはきめ細かい調査の結果だというふうに思ひますので、その辺について、第1点目、質問したいと思ひます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤幸吉議員のご質問にお答えします。

空き家の把握について。

空き家の把握につきましては、実態調査を行い、把握に努めています。これまで、平成29年度、令和元年度、令和3年度と3回実施しております。平成29年度は93戸、平成元年度は122戸、令和3年度には172戸の空き家を確認しております。

調査に当たっては、山形県空き家等実態調査要領を参考にして調査をしております。老朽危険度の判定については、4つのランクに分けてだんだん悪くなります。AランクからDランクに分類しています。具体的には、Aランクは、小規模の修繕により再利用が可能な状態、Bランクは、管理が行き届いておらず、損傷も見られるが、当面の危険はない状態、Cラン

ク、今すぐに倒壊や建材の飛散の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい、Dランクは、倒壊や建築材の飛散など危険が逼迫しており、緊急性が極めて高い状況と分類しております。令和3年度の実態調査では、最も危険性の高いDランクは7戸となっております。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。令和3年度における調査の結果は172戸ということで、その中で本当に危険な状態というものも把握されておるということで、AからB、C、Dというようなことで、4つのランクに172戸が分類されているものというふうに思っております。

そういう点からすれば、いわゆるデータベース化されていることによって、その後の調査におけるチェックなどを行うことによって、その推移が分かるのではないかとというふうなことで、そのデータベース化されていることに対し、やはりこのような簡単な調査の仕方でも今後とも空き家の状態が分かっていくのではないかと、こんなふうに思っております。

それから、この把握の仕方としまして、町民税務課に異動届などがされる際に、窓口の声かけが必要だと思いますが、その点、どういうふうにされて空き家の把握をされているのか、お尋ねしたいというふうに思っております。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

空き家の把握の仕方、状況等についてでありますけれども、ただいま議員からもご指摘がありましたように、町民税務課のほうでは、固定資産税を賦課するに際しまして、当然のことながら台帳等は管理してございます。

あと、議員からもご指摘がありましたように、私どものほうで、先ほど町長がお答えいたしましたとおり、直近では平成29年度、そして令和元年度、そして昨年、令和3年度と、一、二年置きに現地に赴いて実態調査を町内全域で行っているというようなことで、整備しておりますデータベース、空き家の管理台帳ということになりますけれども、それに基づいて、まず現地を回ると。

加えまして、水道の使用というものが生活していく上で当然ありますので、水道の開栓状況、閉栓状況、これらを建設水道課のほうにも調査、確認を求めまして、そういった開閉の動きがないというような空き家もリストアップしながら現地を回ると。

加えまして、機会あるごとに申し上げておりますけれども、周辺の方、いわゆる地元の町民の方なり、あるいは町内会、区の役員の方なりから連絡いただいているということもございますので、そういったものを総合的に整理いたしまして、町内全域、これを職員が現地を回りながら空き家の把握に努めて、先ほど町長の答弁でもありましたように、その空き家の危険状況をA、B、C、Dというような形でランクづけしながら、管理に努めているというところであります。よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。町民税務課における窓口の把握というようなことについては、必ず固定資産との関係が出てくるので、その把握はされるということになるわけでありましょうし、今回、納税通知書に入っている固定資産の異動に係る届出はお済みですかというようなお知らせでありますけれども、従来の小さな字で、A判3分の1ぐらいの大きさだったわけでありまして、今回の内容についてはA4判でかなり分かりやすく表現されているというようなこと、それから補助対象の内容についても書いてあるということで、非常に親切な内容になっているのではないかと、こんなふうに思っております。

こういうことを文書でお知らせすると同時に、窓口でももう少し把握の仕方なり、どう管理されるのかということまで押し込んで窓口で聞いておく必要があるのではないかと、このように思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま議員からもご指摘がありましたように、5月の中旬に固定資産、町内に固定資産を有する方に発出いたしました納税通知書・課税明細書、これらの中に同封いたしました空き家等に対する呼びかけ、これに対しまして一定の評価をいただいたということは、我々、事務を担当する者としては光栄に感じるところでございます。

今後とも、お気づきの点があれば、いつでもご指摘賜りたいと存じますけれども、この5月の中旬に発出いたしました税額の通知書、これにつきまして、空き家の適正管理、これを呼びかけてまいりましたのは、これまでも機会があるたびに申し上げておりますけれども、平成25年が初めてでありました。ちょうど空き家の問題が出始めた。本町においても空き家の問題というのが現実的な問題となるというようなことございまして、今思えば、当時の担当課長の指示等もございまして、この固定資産の通知のほうに出せば少しでも呼びかけ

になるんじゃないかというようなことも含めながら、当然、その後はホームページなりいろいろなお知らせ等でもご案内はしていますけれども、通知を納税通知と一緒にお出ししたというのが初めてでございまして、かれこれ10年になろうとしてございます。

加えまして、議員ご指摘にありましたように、今年は、昨年から今年にかけて私どものほうで空き家の対策基本計画というものを策定いたしまして、その中で、後ほども議員のご質問にあらうかと思えますけれども、除却の支援の補助、助成、こういったものについての制度も整備して、今年から施行させていただいておると、こういうこともございまして、その関係のご案内。

さらには、昨日、町長から一般質問にお答えする形の中で申し上げましたけれども、西川町シルバー人材センターのほうでも、いわゆる空き家の適正管理のためにお役に立ちたいというようなことで今年の冬から申出がありまして、先月、協定も締結いたしましたけれども、そういった適正管理のために西川町シルバー人材センターも頑張りますと、こういう形のお知らせというような形で、そういったものをお知らせさせていただいているというようなところでございます。

当然、例年はあまり感じなかったんですけども、今年は補助制度も創設したというようなこともございまして、4月の広報、町の町報、お知らせ、ホームページ等でお知らせしまして、その後、5月中旬にその案内をお出ししましたところ、やはり5月下旬になりまして、もう一気に空き家の除却に対しての相談と、こういうものも増えているという状況でございますので、そういったこれまで呼びかけてきたのは一定程度の意識づけはあったのかなというふうにも考えているところでございます。

そういったものに加えて、町内部のほうでも、議員ご指摘のとおり、町民税務課税務係のほうでも、その除却の確認できたところの情報を提供するなりして、税的な税法上の手続を呼びかけていただくとか、そういった形の取組も一方ではやっておるということでございます。

あわせて、議員からご指摘いただきました窓口、あるいは直接的な声かけにつきましても、これまでも心がけてございますけれども、なお一層心がけながら呼びかけてまいりたいというふうに考えておるところであります。よろしく願います。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。窓口での呼びかけということについては、

担当課としての先ほどのA4判の呼びかけなり周知というようなことで、かなりの成果を上げる結果になるのかなというふうに期待をしたいというふうに思っております。

今、答弁の中で、シルバー人材センターとの空き家の適正な管理を推進するための協定を結んだと、こういう新聞報道などがありまして、大変両方とも、シルバー人材センターも雇用の確保、あるいは空き家の管理という面でも非常に相乗効果のある事業だと、こういうふうに思っております。この締結の中では、見回り、あるいは雪囲いの設置、あるいは除草、剪定作業というような内容になっておりました。こういうことを通してお互いのよさをつくっていく。かなり内容の濃い、これから町を管理していく上で、単なる空き家の管理だけではなくて、町全体の管理につながっていくのではないかと、こういうふうに思うぐらいの内容かなというふうに思っております。しかも、172件の空き家がある、その中での管理でありますので、大いに期待を申し上げたいというふうに思っております。

ところで、これらのことについてであります。この申請、誰がどのように申請するのか、あるいはこれらの情報をどういうふうに把握した上でシルバー人材センターに報告し、依頼をするのか、それから費用についてはどういうふうになるのか、この協定に当たっての内容について、この2点についてご質問申し上げたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先般の西川町シルバー人材センターと締結した協定に基づく空き家の適正な管理のための内容等についてであります。まだ締結して間もないというようなこともございまして、私のほうに直接空き家の所有者、管理者から本件についての問合せというのはいたゞはまだまだございません。一義的には、当然、私どものほうの役場、総務課のほうでも、問合せ等があれば、すぐシルバー人材センターのほうにつなぐというような形にしてございますし、一方、シルバー人材センターのほうでも機会あるごとに、今年からこういった取組も行っているというようなことでPRに努めていただくということにしております。

これからかなというふうに思いますけれども、基本的には、議員からご指摘がありましたように、空き家の周囲の草刈り、除草、植木の手入れ等々になろうかと思いますが、やはり冬期間のことを考えますと、シルバー人材センターなものですから、屋根の雪下ろし等はやはりこれは難しいというようなことで、それはできないというところもございまして、周囲の除排雪と、こういうものも、たまに空き家を訪れる方にとってはお願いする項目にもなるのかなというふうには思っております。

基本的に、管理の仕事の依頼、承り方等については、シルバー人材センターと当該の管理者、所有者との間で話し合いを行いまして、その決められた価格に基づいての直接の経費のやり取りというふうになるというふうを考えておるところでございます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 分かりました。ありがとうございます。シルバー人材センターの役割が増えてくるというようなことで、大変望ましい。しかも、きれいになる空き家の管理というものを含めて考えていきますと、非常に有効な手段ではないかなというふうに思っております。

把握の仕方の一つとして、実は地区、あるいは町内会などにはあるべき姿が、揺るがない役割があるのではないかとこのように思っております。町内会長には転出されるような場合は挨拶などがあると思いますが、その際に、異動後の空き家の状況について聞き出す事項などを明確にしておく。そのことによって空き家を把握するという手段になるのではないかとこのように思いますが、ルールづくりをするという必要はないのかどうか。必要事項、いわゆる所有者、所有者の住所、連絡先、管理の方法、利用の頻度などを聞いておく必要があるのではないかとこのように思いますが、その辺、町内会長さんなり、あるいは区長さんなりをお願いするというような方法、ルールなどはないでしょうか。その辺、あるいはこれからやろうとする考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの議員のご質問についてでございますが、一昨年、昨年と地域コミュニティーに関する町の支援の在り方、地域コミュニティーと行政の役割分担という形で、地元の区長さん、町内会長さん、公民館長さんの方々といろいろな話し合いを通じてまいりました。その中で、このたびの空き家の管理について、地元のほうで具体的にその情報を把握されているかということを確認したところ、町内、13地域ありますけれども、2つの地域を除いて、区ないし町内会のほうでほぼ大体、空き家の所有者の方と何がしかの連絡が取れるような状況にあるというようにも伺っております。

ですので、政策推進課としては、空き家バンクへの登録を促したいという観点から、できるだけその利用価値のある空き家については空き家バンクに登録できるように、その地元の区ないし町内会長さんとつながって、空き家バンクのほうに誘導いただけるようなことをその地元のコミュニティーの方々と一緒になってやっていけるようなことを、まず、取りあえ

ず、最初、一部の地域をモデルとしてやっていきたいなというように思っております。

あと、昔から、前から大井沢地区のほうでは地域を離れる際のルールというのがあったように記憶しておりますが、町全体として、その区や町内会にこういったルールはどうですかということについては、まだそういった議論には踏み込めていないというようなところが現在の状況であります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） いろいろ、ルールはないにしても、それなりの把握をして関心が持たれているというようなこと、それから町との関連でもそういう話合いがされているというようなことで、大変地域でそれらを守るという姿勢があるのではないかなというような受け止めをしたところでございます。今後とも、そういう完全な把握をすることによって、お互いの理解がされる、深まっていくということになると思いますので、これらについてもやはり話合いの中に織り込んでいただきたいなというふうに思います。

この項の中での一番最後の質問になるわけでありましてけれども、所有者を特定できない空き家はあるかどうか、その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

同時に、その場合の対策はどうされているのか、お尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 所有者不明の空き家につきましては、現在のところ、ないというふうなことで承知しているところでありますが、なお今後とも対応については進めてまいりたいというふうに思っております。

また、所有者不明の空き家等につきましては、関係する法律等の整備がなされておまして、登記の促進とか、そういったものを登記所のほうでも今後調査を行って登記を進めていくというふうなことがありますし、将来的には誰も管理する方がいない場合につきましては、国のほうで、ある一定の要件はありますけれども、10年間等の費用を納めた上で国に管理をお願いしていくというふうな制度も今後取られていくというふうなこととなっておりますので、これらの法の運用に合わせまして対応のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。ないということで大変いいのではないかなというふうに思いますが、これらのことは、必ずしも今の状況が今後とも出てこないという

わけじゃないと思いますので、今のような法律に基づいた完全な対策を打てるようお願いしたいというふうに思っております。

質問の2に入らせていただきます。

空き家等審議会の役割についてであります。これらについては、西川町空き家等の適正管理に関する条例第13条には、命令、代執行その他空き家等の適正な管理のための措置について調査審議するというようになっております。そのための審議会であると、こういうふうになっておりますが、したがって、その命令とか代執行を行う際の判断を仰ぐというふうになるのだと思いますけれども、やはり調査した172件、例えば去年の場合、それらの結果について審議会に諮って、全体的な判断を仰ぐという役割まで広げてはどうかという提案でございます。それらのことによって、審議会の役割の判断を仰ぐことによって、より細かいところまでの内容、調査結果が出てくるのではないかと、こういうふうに思いましたので、このようにご質問を申し上げたいというふうに思っております。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 空き家等審議会の役割についてご質問いただきました。

おっしゃるとおり、条例に基づき制定し、空き家の管理、適正な措置に基づいて調査審議しております。現在、弁護士を含め、4人の委員について調査審議をしております。

町の空き家計画の策定や倒壊建物撤去や修繕などの危険予防を図る上での緊急対応を講ずることについて審議いただき、除却支援など、空き家の適正な管理のために支援制度などについても意見をいただいております。

ご提案のありました、172件全て審議したらいいんじゃないかということですが、これは、答えといたしましては、今までどおり個別でやっていきます。それはなぜか。172件調査する、これが適正な管理。例えば、Aランクの生命の危険がない住宅に関しても、建物に関しても調査をすれば、弁護士が要るわけです。弁護士の1時間の費用を考えると、172件やったら補正予算を通していただけますか。それぐらいの規模です。現実的に無理です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 確かに172件の件数というのは、労力的にもかなりの件数だというふうに思います。例えば、Cランク、あるいはDランクに絞ってやるという方法もあるのかというふうに思いますが、その辺の状況については、担当者が、町が絞って、最終的には空き家の審議会に付託するというふうなことになるわけでありまして、そういうこれま

でどおりのやり方でやっていくということになるのか、あるいはDランクぐらいまでは少し判断を仰ぐというようなことにならないのか、その辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいまも町長からも申し上げましたとおり、空き家等審議会、これにつきましては、議員からもご指摘がありました町の条例、あるいは条例に基づく施行規則に基づいて設置しておるものでございまして、その中で空き家等審議会が協議すべき事項、いわゆる空き家等審議会の所管事項ということで明記になっておるところであります。

議員からもただいまご指摘がありましたように、当然、町全体の空き家、それらの把握、そしてその空き家の状況が、先ほど来のお話からいきますと、Aか、Bか、Cか、Dかというのは、これは基本的に事務方として町の職員がやるべきというふうに従来から認識しておりますし、今後ともその考えは一向に変わるものではございません。

そこで、それらを受けまして、町のほうで、いわゆる条例、あるいは法令に基づいて応急措置なり、行く行くは代執行とか、そういったものの必要がある場合は、やはり当然、専門家、第三者の意見を聞いた上でないと、予算等の経費についても議会等に提出することは、これはいけないという考え方もございますので、当然、そういった面で大きい措置を講じなければいけない案件、事案、あるいは、これはなくてほしいと願っておるんですけども、代執行等の措置を講じなければならない事案等々が出てきた段階は、法令に基づいてこの空き家等審議会にお諮りしてご意見を賜って、その後の事務方としての手続を進めていくということで、今後とも踏襲していくことには変わりはないので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。この役割等を含めまして、今後とも適切に、特にDランクなどについては対策が打てるようお願いしたいというふうに思います。

問い3の空き家等の対策の補助金についてお伺いしたいというふうに思っております。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 空き家の除却に向けた補助に関してのご質問をいただきました。NETWORKにしかわにも載っておりますが、図示して載せていますけれども、改めてご回答いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第3条の空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとして定められており、空き家の管理については所有者の責務とするところがございます。しかし、中には、適正に管理されず、周辺へ悪影響を及ぼす空き家も生じてきております。老朽化による倒壊などで周囲に被害を与える以外にも、防災、衛生、景観など、様々な点において住民の生活や観光の推進に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

本町では、令和3年12月に西川町空家対策計画を策定し、総合的に空き家対策を進めているところがございます。対策の方針、4つの方針、1つ目は発生予防、2つ目は適正な管理、3つ目は利活用対策、4つ目が管理不全空き家対策と、4つの段階ごとに方向性を決めて取り組んでおります。空き家は、空き家になってからこの劣化の進展が早いことなどを考慮し、空き家になった早い時点での利活用や除却を推進するため、この制度を設けております。

具体的には、西川町住宅建築支援事業補助金、空き家バンク利用推進支援補助金、空き家購入補助金、西川町空き家除却支援事業補助金などがございます。特に、最後の西川町空き家除却支援事業補助金につきましては、今年度、新たな補助金として創設いたしました。空き家を除却する方に、50万円を上限に、経費の半分を補助するものであります。空き家除却に当たっての呼び水的な施策になりますが、5月31日現在、14件のご相談をいただいております。本日現在でも、さらに2件増えまして16件となっております。当初予算では5件分の補助を計上していましたが、今回、定例会に提出している補正予算に10件の追加を計上しているところがございます。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の回答につきまして、特に空き家除却支援事業補助金というようなことについて詳しく説明をいただいたわけでありますけれども、とりわけ、当初予算で5件見ておったのが、補正で10件プラスということで、500万が補正されているようであります。申込みが16件というようなことで、また補正を組まなければならないぐらいの認知というふうになるかと思っております。除却をすることによって、やはり管理をしない、そういう状況をなくすためには、大変いい制度だなというふうに思っております。関心度も非常に高いと、こういうふうに思っております。

ところで、これらの実施要綱について、当初予算を組んだときにはまだ出来上がっていなかったというふうに理解をしているわけでありますけれども、これらの実施要綱についてか

いつまんでお知らせいただければというふうに思います。この件について、よろしくお願ひ
します。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

前段でございますけれども、ただいま議員からご指摘があった中で、今回の定例会に上程
いたしております補正予算の中の空き家の除却支援、申し上げましたとおり、10件の追加と
いうことで、合計15件になるというようなことでございます。

それで、ただいま議員からご指摘いただきました、これでも足りないようなにぎわいじゃ
ないかと、反響じゃないかということですが、先ほど町長がお答えいたしましたとおり、相
談自体が今日現在16件というようなことでございますので、当然、相談いただいて、いわゆる
実情等々をお聞きしながら現地を調査するなりして、私どもの職員が現地を調査するなり
して、いわゆる補助、議員から今ご指摘がありました補助要綱に該当する、しない、そうい
ったことも含めながら補助申請という形で持っていくので、今定例会には10件というよ
うなことで追加の提出をさせていただいているということで、今後どうなるかということも
ございますけれども、9月なりの補正予算の段階でまたお願い申し上げるようなことになる
のかどうか、そこはちょっと何とも今のところ把握いたしかねるところでありますので、よ
ろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議員からご質問がございました補助の要綱でございます。予算の編成の時点ではというご
指摘もございましたけれども、基本的に、今現在、本町におきましては、予算の編成作業を
するに当たりまして、特に新しい事務事業の予算、あるいは新しい制度の予算、これらにつ
きましては、基本的に、その実施するための要綱、これの原案を添えて説明できるような形
で内部の予算の聞き取りをやっているということで、予算要求と合わせた要綱の制定、これ
を基本的に努めているというところでございます。当然、この除却支援事業の要綱につつま
しても、昨年、町長からもありました空家等対策計画、これをつくる策定の段階から、いろ
いろな基本的なことも協議を重ねてきまして、加えて空き家等審議会の中でもご意見を賜っ
てきたというようなことでございます。

そういったこと等も含めまして、簡単な概要等について申し上げますと、先ほどお答えい
たしましたとおり、支援する内容につきましては、住宅等の解体、除却の費用の2分の1と、
そして限度額を50万円とするというものがまず1点でございます。加えまして、解体の業者
等、当然、今の時代でございますので全て業者のほうにお願いしてという時代でございます

ので、これについては、町内に住所を有する業者にお願いするということを条件として加えております。

こういったことも含めながら、個別的な問合せがあれば、こちらのほうでも詳細な説明を申し上げながら関係者と話を重ねているというような状況でございます。そういったことでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。

1つ目は、除却される費用の2分の1、50万を限度と、こういうふうなことであります。それから、業者は町内業者を利用するというふうになるわけではありますが、今の時代、必ずしも町内の業者に限らず、町外の業者を利用される方も非常に多くなっているのではないかとこのように思っております。

そういう点では、補助の在り方について、町内の業者を利用した場合は50万ということで今の条件に合うわけではありますが、例えば町外の業者を利用した場合、30万にするというようなことで、補助はゼロじゃなく、やはり除却されること、あるいはその空き家をなくしていくという目的からすれば、何らかの補助対象にしながら遂行するというような方法があるのではないかとこのように思います。ぜひこの辺の検討をしていただきたいなというようなことでご提案を申し上げたい。額については、今、仮の額を申し上げたわけですので、これは検討していただければよろしいのではないかとこのように思っております。ご答弁がありましたら、よろしく申し上げます。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘の、いわゆる町内、町外の業者の関係でございますけれども、先ほど町長がお答えいたしました本日現在までの相談は16件というようなことで、この16件の相談の概要、内容等を私なりに整理している段階では、その点が大きな問題になっているというふうには今現在は認識いたしておりません。

しかしながら、いろいろな場面で話し、ご説明申し上げますけれども、令和2年7月豪雨災害の復旧工事、これがいわゆる3か年というようなことで、激甚災害でございましたので、申し上げるまでもなく、今年度が最終年度というようなことで、町内各地の復旧工事の大詰めを迎えている年度ということもございます。そういったことで町内の業者のいわ

ゆるその状況といえますか、そういったものがなかなか厳しい時期にあるということは私どもも認識いたしております。

加えて、いわゆる解体の施工の関係でございますけれども、町内の小学校、廃校になってから10年以上経過してございます。この間、ご案内のとおり、数校のいわゆる廃校施設の解体というものも行っていましたので、町内の関係業者のほうも解体のノウハウは整備しておるとい状況はあるのかなというふうに思いますが、今年の春から、さらにやはりSDGsとか、様々環境が叫ばれる世の中でございますので、解体に関する基準が一つ厳しく加わったというふうに聞いてございます。それは、アスベストがあるかないかということが今年の春から加わっているというふうにお聞きしてございます。

そういったことで、当然、それらに対する対応、アスベストの有無の調査等々も出てくるわけでございますので、そういったことも含めて、今現在、相談の個別案件については丁寧に対応させていただいておりますけれども、議員からご指摘がありました町内と町外の業者の、いわゆる町外も補助対象を可能にして、加えて金額的な差をつけながらもというご指摘でございますけれども、それらも当然、昨年来、私どものほうも考えてまいりました。基本的に、出した結論は、町内のやはり産業、そういったものも含めると、コロナ禍にあっても、いろいろ今後、どういった時代になるか分からないところではございますけれども、やはり町内の皆様方を最優先すべきという基本的な考え方、これは第1番目に尊重すべき事項であるというふうに考えまして、町内の業者ということで限定させていただいたところがございます。

申し上げましたような世の中のこの基準の変化等々もあろうかと思っておりますけれども、基本的にはこの方針を貫いていって、様子を見てまいりたいというのが今現在の考え方でございます。

なお、ご意見として、そういったご意見も本日この議場でいただいたということは、当然、事務方としては把握の整理をさせていただきたいと存じます。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の提案につきましては、町内業者を最優先するということについては私もそのとおりでございます。ただ、現実として町外の利用者もおるのではないかとこのように思いますので、その辺の検討なり、あるいは受け止めをいただいた、その中での将来的な検討対象になるのかなというふうに期待を申し上げたいというふうに思っております。

問い4に入らせていただきます。空き家になっている危険な家屋、建物の把握はどうなっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 危険な空き家の把握についてご質問がございました。Dランクは7件ということ
です。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 先ほど答弁がありました。確かに、今、本当に危険、対策をしなければならぬ7件というようなことで、簡潔な回答をいただきましてありがとうございます。

今年度、今回の補正予算の中に、管理不全空き家応急措置工事請負費184万6,000円という
ような予算が置かれております。それはそれで対策をしなければならない場所だというふう
に思いますが、現在、間沢地区の、これも何回か申し上げたんですけれども、112号線沿い
の旧間沢油店、景観的にも、あるいは危険なブロック塀があつて、周辺に畑があるというよ
うな、あるいは住宅もあるというような状況の中で、ブロック塀の危険な状況。それから、
街灯がぶら下がっております。風で今にも落ちそうではありますが、なかなか、何年か前から
落ちないのでありますけれども、落下しないということで、危険性はあるのかどうか分かり
ませんが、そういう状況になっている。しかし、先般、1個だけ街灯が落下したというよ
うなことで、人には危害などなかったようでありますので幸いだったのでありますけれども、
そういう状況というものを把握されてはおると思いますが、対策はやはりないのでしょうか。
その辺、お尋ねしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

空き家の管理につきましては、これまでも機会あるごとに、そして今回、本日の議員との
一般質問の中でも明確にお答えさせていただいておりますけれども、所有者、管理者等の責
務であります。当然、所有者、管理者等が、その物件が存在する以上、責任を持って管理し
ていただかなければいけないというのが我が国の基本とするところでございます。その代わ
りと言つては何ですが、そういったことで個人の権利というようなことで財産の所有を認め
ておるものというふうに理解してございます。

そういう考え方に立ちますと、当然、間沢の油店につきましては、所有者、管理者が責任
を持って管理していただかなければいけないというのは、これまで機会あるごとに申し上げ

てきたとおりでございます。

ただいま議員から具体的な、いわゆる電気、街灯等が落下になったというようなことも含めまして、私どものほうでも状況は観察しながら注視しておるというようなことで、今現在、議員からも今ご指摘があったように、街灯が落下して、当然、自分の敷地内に落下したというようなことで、その敷地内であれば、当然、ほかの方が危害を受けたとしても、今度、勝手に入り込んだというようなことで別の面での問題になってまいりますので、全てあの敷地内で今のところは例えば落下なり、あるいは塀が倒れても、敷地内のほうに倒れてくるものというふうに予想しながら見ておりますけれども、これまでも再三申し上げておりますように、なお一層、あそこも含めて空き家については注視をしてまいりたいという考え方に変わりはございません。

どこまでが立入禁止というようなことになるかでしょうけれども、いわゆるドラム缶も入り口のほうには設置になっているというような状況もありますので、そういったことも含めて敷地内には入らないようにしていただくようなことになると思いますけれども、そういった敷地内に出入りがあれば、当然、危険予防の看板等の設置というのもこちらのほうでは努めてまいりますけれども、あくまでも所有者、管理者の責任において管理していただくと。私どもはそれを危害が発生しないかどうかも含めて注視しているということでもありますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 注視しているということでもありますので、危険が及ばないように、ぜひ今後とも管理を徹底していただきたいなど。管理というよりも注視をしていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、もう1点でありますけれども、宝沢地内で、昨年、一昨年から、落下、落雪注意というような看板を町のほうでも掲げておった家屋があります。その空き家は、誰もいないわけでもありますので、その対策を、特に雪が積もって家屋に影響を及ぼすというようなところで、町内会でもいろいろな会議をして対策を練っているんですけども、なかなかちがが明かないというような状況でありました。去年は何とか地域の方で雪下ろしをしたのでありますけれども、今年は通行止めをして、通行できないような状態にして雪から守ったというような状況です。今年の雪を見ますと、非常に雪が多いわけでありまして、軒先、あるいは屋根の一部が非常に壊れているというような状況になりました。そういう意味では、今後、

雪が積もれば、あの家屋はややもすれば倒壊するなど、こういうふうなところまで及んでおります。

そういうところから、それから、通行止めをされますと、あそこには子どもさんが5人ほど通学している小学生がおります。みんなで集合する場所まで行くときには、そこを通過しなければならない。非常に危険だというような、これは、夏、冬問わず、そういう状況になっております。ぜひご確認の上、この対策をしなければならないということになるかと思っておりますので、現在把握している状況、あるいは今後、今、私が申し上げた内容の中で何とかしなければならないという状況にならないのかどうか、その辺、ご見解をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 宝沢の集会所の近くの物件かと思っております。私も昨日、夕方、見てまいりました。確かにお住まいではないけれども、急な屋根の角度のため、滑り止めはありましたけれども、町道を塞ぐような雪が落ちてくるだろうと推測できました。おっしゃるとおり、聞き取りしたところ、小学生の通学路になって、その合流箇所に通るためにそこが必要だというふうに承りました。

ただ、空き家政策というのは、もう昔から対策の必要性が叫ばれている中で、国土交通省のほうでも特措法がやっと平成26年にできましたというような対応になったのは、個別性が強過ぎるからなんです、空き家に対しては。包括的な政策というのはなかなか打ちにくい分野になります、空き家に対しては。これも、先ほど総務課長からもありましたとおり、個別に判断しなくてはいけないというふうに考えております。

ただ、2年前に山形新聞に掲載され、大変な道を塞いでいると、雪が積もっているというような報道があって、住民の方がボランティアで雪かきをしたと聞いております。これはすばらしいことです。私は、こういった地域の住民の方が一緒になって作業して、ボランティアであっても、自分のコミュニティー、子どもたちの安全を守るんだというために動いていただくというのは、本当にあるべき望ましい姿だと思っております。ただ、町がこの個別のことに対して、また契約を組んで雪下ろしを町がするのかということとは別問題だと思っております。ぜひ、町ではなくて、地域でまず話し合っていたいただきたいというふうに私は思います。その話し合いには、もし必要であれば私も参加しますし、そこで、仮にですよ、仮に、ボランティアだからやれないというふうになれば、私が一町民として仲間を連れてソフトパワーで雪下ろしをします。そのつもりでございますので、しっかり対話してください。

○古澤議長 佐藤議員、時間が来ておりますので、最後にしてください。

○8番（佐藤幸吉議員） ありがとうございます。今の町長の答弁より、その対策の難しさもある、法的な難しさもあると思いますが、現実的なところを見ながら今の町長の答弁をお聞きしたところでございます。

問い5の空き家の活用についてでありますけれども、いろいろあるかと思いますが、今回、時間的なこともありまして、これは今後のときに検討させていただきたいと、こういうふうにあります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 仁 議 員

○古澤議長 続いて、3番、佐藤仁議員。

〔3番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○3番（佐藤 仁議員） おはようございます。3番、佐藤仁です。町長とは今回の一般質問が初めてですので、今後、一般質問を含めて、いろいろな会合で話合いがあるかと思っておりますので、ざっくばらんに建設的な意見を交換させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

質問通告しているわけですが、質問通告した途端に全協の資料が先週の金曜日に来まして、それを見たら、私の質問を先取りして聞いていたのかなというような内容で、ほとんど回答があるようなことで月曜日の説明を聞いていたわけですがけれども、それを踏まえて、しよ

がないというか、今さら通告を変えるわけにもいきませんので。ただ、町民の方は全協は分かりませんので、ダブるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

極めつけに、質問1はまさにそのとおりの質問でありまして、7次総合の作成ということなんですが、質問1で、まとめ方の基本スタイル、これをどのようなスタイルでやっていくのか。今までですと、10年、5年、3年というような3本立てでやっていたわけですが、回答は分かっておりますが、一応質問させていただきます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤仁議員からいただきました質問についてお答えいたします。

全員協議会のほうでお答えさせていただいた部分もあるかと思いますが、おっしゃるとおり、こちらの議会のほうを町民の方も大勢見ていらっしゃる、あるいは録画で見ただけだと思いますので、その点、改めてご説明させていただきます。

それでは、ご質問にお答えいたします。

総合計画の期間についてでございます。第7次西川町総合計画につきましては、令和5年から令和12年までの8年間を予定しております。このたび策定する第7次総合計画は、政治・行政一体のスタイルを取り、町長が、私が掲げる政策と行政の中長期的な計画という意味での総合計画としようとしております。このため、計画期間は、町長任期に合わせて4年の2期分、8年と設定する予定でございます。

なお、政治・行政の一体化、一体型のスタイルを取る総合計画と申し上げました。第7次総合計画は、ビジョン共有機能を持つと考えております。中長期計画としての総合計画は、将来ビジョンとしての性格がございます。動きの激しい時代であっても、目指す目的地を見失わないで、町民の皆様の意識、考えとも共有するということが重要であります。したがって、町民のアンケートや町民のワークショップ、まちづくりの提言など、町民の皆様との対話を通じて、町民の皆様がこの総合計画は自分たちの計画だと納得感あるものに仕上げたいと考えております。町の全体のビジョンとして共有できる状況を目指して計画を策定してまいります。その際には、町民の方々に、いろいろなテーマに、幾つかのテーマに分けて、このテーマであればぜひ意見を言いたいというような方に委員になっていただきまして、広く募集をしていきたいと思っております。

なお、総合計画は、第6次の計画では10年計画でございます。コロナウイルス感染症など

の言葉も掲載しておりません。かなり硬直的な計画になっております。その時々々の社会情勢を踏まえて柔軟に対応できるような計画である必要があると思いますので、この点も、今後の策定後の運用に関してもそういった面を意識してまいりたいと思います。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

今、話がありましたように、今までは10年、5年、3年ということで、やはり十年一昔というふうに前は言われましたけれども、今は1年先も分からないような現代です。非常に私もその期間はちょっとどうなのかなというふうに思っていたところで質問させてもらったところ、策定方針を見ると、当面は8年、4年で、1年ごとにローリング形式で実施計画、それを見直していくんだと。ただし、3本立てで、基本構想、基本計画、実施計画というようなことを回していくと。しかも、10年ではなくて、町長の任期に合わせた4年、8年と。1年はかぶるわけですけども、政策の年度がありますのでね。そこら辺はやはり妥当なのかな。妥当という言葉は大変失礼かもしれませんが、私もそのような形でいいのかなというふうな思いをしております。

それで、ちょっと担当課長に今までの経緯というか、ちょっとそれを確認したいんですけども、経緯といいますか、今までの流れです。西川町の計画策定の流れですね。基本構想というのを義務づけられたのが、1969年、昭和44年です。それを自治省のほうから基本構想を頂点とした計画が理想だというようなことがあって、基本構想、基本計画、実施計画の3本立てというもので、今、どこの自治体も進めてきたと思います。

それを踏まえまして、西川町では、1975年、昭和50年6月から第1次ということでスタートしております。今現在、6次総合と。第1期、第2期は5年ずつです。どうも計算が合わないな、60年たっておらないんだけれども。そうしたら、見てみたら、当初、2つが5年、5年で10年で、50年目と。今は6次の9年目になるわけですけども、策定したのが24年でして、6次総合。そして26年から開始をしているということです。

ところが、この策定の計画にもありましたけれども、2011年、平成23年にこの構想が廃止になりまして、それにこだわることはないですよというようなことになったわけですけども、西川町ではその3本立てでいくというような、いろいろな条例の関係もあってスタートしているというようなことでよろしいですね、荒木課長。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤仁議員のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、平成23年に地方自治法が改正されまして、各自治体での基本構想、そして基本計画、こちらのほうの策定の義務づけはなくなりました。ですので、全国の自治体においては総合計画をつくっていない自治体もあるやに聞いておりますが、ただ、ほとんどの自治体は、多くの自治体は、やはりその将来ビジョン、そこに向かってまちづくりを進めていくという観点から、それぞれの自治体の実情に合わせて総合計画をつくっている状況にあります。

本町の場合は、議会全員協議会でもお示ししたとおり、西川町議会基本条例の規定に基づきまして、基本構想と基本計画については議会の議決を経て、これに基づいてまちづくりを進めていくというように定められておりますので、この条例の規定に基づきまして第7次総合計画を作成してまいりたいというように考えているところであります。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） それで、廃止になった理由というのが、基本構想というのは計画的な行政の運営を図るためというような文言がたしかあったはずなんです。これの文言を見ると、どうしてもこの行政計画といいますか、役場、自治体の、市なら市役所、町なら役場の計画というふうなことになりかねないわけですよ。それですと、町長もおっしゃっていたように、やはりどうしても町民の関心が薄いというふうに私も思います。

それで、役場、あと町民、例えば事業者、各団体、いろいろあります。これが一体となってやはりいろいろな計画、目標を立てていく。言葉が適切かどうか分かりませんが、公共計画みたいなのでないと、どうしても町民または事業者に行き渡らないだろうというふうに私個人は思っております。そこら辺は今後どのように策定に生かしていくのか、町長の考えでもいいし、課長の考え方も結構です。お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきまして、ありがとうございます。町民の方をいわゆる巻き込むというか、そういう観点からご質問いただいたのかと思います。

おっしゃるとおり、基本構想のほうは、もう総務省のほうで最初、当初は規定したわけですが、会社の社是的な町の社是と、町是みたいな形での位置づけだったかと思います。具体的な政策ではなくて、イメージを書いてあるものでございます。

その上で、これから具体的に私らがつくっていかうと、町を挙げてつくろうとしている総合計画の策定に当たっては、やはりこの計画に少しでも携わったというような意識、町民の

携わったよというような認識を持っていただく必要があります。アンケートも実施させていただきます、町民アンケート。また、先ほど申し上げたとおり、各分野の委員会のほうでは手挙げ制で参加したい方が参加していただく。そうやって、この計画は皆様の計画だと、みんなで作った計画なんだという意識づけをしたいと思っておりますし、また、役場職員にとってみても、一次情報、直接的な意見を聞けて、具体的なお提案をいただくというのは本当にありがたい機会でございますので、そういった機会を増やす、言わば、この策定に関わる町内、町外の関係人口を増やしていくというようなことを気をつけていきたいと思っております。

また、手挙げ制になりますので、なかなか手を挙げなかった方たちへのフォローというのも大切かと思っております。こういった面は、随時、NETWORKにしかわやお知らせ版などで、こういう進捗になっていると分かりやすくご説明をいたしたり、また町外の方に対してはホームページなどを通じて、SNSを通じてお知らせしていき、西川町が動いているんだよというような進捗を広くお示ししたいと思っております。そういったことで意識を醸成していきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 言葉が適切かどうか分かりませんが、やはり町民、事業者、それを巻き込んで計画を立てていくと、これで合っているのかというようなことにもならないのかなど。正直、私も、議員になる前なんか、あまり関心がなかったのも、総合計画なんかあったのかなというふうな感じはありましたので、なおかつ今度、新しく7次総合をつくる段階においては、そういうものも考慮していったほうがいいのかということ、ちょっと今質問をさせていただいた。

策定方針の中にも、行財政のマネジメント、あとはビジョンの調整というものを考えると、やはりそこら辺が頭にあったのかなと私なりに感じていたところです。ですから、例えば基本構想と基本計画、先ほど言った行政計画と公共計画に例えば分けるとすれば、逆に公共的なものが一番三角形の頭にあって、行政的な計画は三角形の真ん中にあって、下に実施計画があるのかなというようなスタイルもありかなというふうに私なりにちょっと感じていたところです。今から策定するので、それはお任せしますけれども、そういうことを念頭にちょっと感じていたところなので、いろいろ考えていたんですけども、先ほども言ったように、全協で結構お知らせがあったので、質問の2に行きます。

町ではひと・まち・しごと創生戦略を策定しています。総合計画に、今後、創生総合戦略

の内容を取り入れていくのかどうか。または、これは別個にして、総合戦略は戦略、7次総合は7次総合と、それを別個に策定していくのか。これもちょっと説明がありましたけれども、質問いたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご質問がありました。ありがとうございます。私は3月まで国の総合戦略の総括担当をしておりましたので、大変ありがたい質問だと思っております。内閣官房の皆さんにも聞かせてあげたいというような議論です。なかなか総合戦略というのが、西川町の町民の方もそうかもしれませんけれども、認知されないもので、その意味づけについても改めてご説明させていただければと思います。

市町村は、まち・ひと・しごと創生法第10条において、総合戦略を定めるよう努めなければならないというふうに規定されております。現在、総合戦略を策定していない自治体は、1,800中、約30と聞いております。ほとんどがこの戦略をつくっております。ただ、ご指摘のとおり、単独でつくるか、総合戦略に盛り込んでいるかというのは、それぞれでございます。約半分が単独でつくっております。約半分が単独です。あと残りは総合計画と一緒にやっています。または総合計画の別紙で総合戦略的なことを残しているというような自治体、それぞれでございます。

総合戦略と総合計画の位置づけというのを改めて整理させていただきます。ちょっと長くなっても大丈夫ですか。短く。分かりました。

総合計画は町のビジョン、総合戦略は言わば短期的な目標、3年、5年ですね。3年、5年の目標値をしっかりと整理して、国の交付金、地方創生関連の交付金を申請する目的の面もある総合戦略になります、総合戦略。ただ、西川町においては、これまでそういった地方創生の推進交付金を得ていなかったわけです。だから、なくてもよかったんです。なくてもよかったんです。でも、今、別につくっておりますと。ただ、これからは地方創生推進交付金をできるだけ活用していきたいと考えておりますので、総合戦略は別に3年から5年の計画として改めて作りまして、交付金を取る目的を主目的にしてつくってきたいです。

そのためになぜ分ける必要があるかというのは、地方創生の基本方針や地方創生の国の総合戦略というのは1年ごとに出版、1年ごと。これには、新しい関係人口、テレワークとかパラレルワーカーとか、新しい言葉が並びます。これを総合戦略に入れておいたほうが絶対に交付金は取りやすいんです。この交付金を、総合戦略を柔軟にその言葉を国の大要に合わせて入れておくだけで、国の交付金というのは格段に取りやすくなります。ですので、こ

ういった町民の声をまずは先行して入れておく総合戦略の位置づけも、町の行政、お金を国からいただくための計画としては必要でございますので、個別でつくってまいります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） これをもっと前に聞いておけばなと思って、今、質問の内容をちょっとうちで昨日も夜遅くまで考えてきたんですけれども、何かしづらくなつたんですが、今、3期目をつくろうとしているわけですよね。町では、27年から1期目、これを5年やって、終わって、今現在、2期目ですよね、平成2年から。これを6次総合の終末に合わせて、5年のところを4年でやっているということは間違いのないと思います。今回は総合計画7次が8年と4年ということで、今年一緒に作成をして、そして4年目に合わせると。ということは3年となるわけなんでしょうけれども、3年になるのかな。そういうふうな流れで今度は行くということで、新しく、中には入れないで、別個にひと・まちの総合戦略のほうを考えて、分けてすると。

私、ちょっと考えたのは、やはり町でもいろいろな計画があるわけです。それをやはりなるべくコンパクトに、まとめられるものはまとめたほうがいいのかなど。つくるほうも楽し、運用する人もいろいろなものを見なくても、しかもそれをコンパクトにというような形にしたほうが、今から1年かけて総合計画をやるのであれば、まとめられるものはその中にぶち込んだほうがいいのかなどということで、総合戦略のほうも今年1年かけてやるんだとすれば、基本的に基本計画のほうに例えば入れられるものは入れていったほうが、まとめる手間も省けるのかなと。ただし、今言ったように、補助金等のあれもあって別個にしている、改正するものは改正していったほうが町としてはいいんだというようなことであれば、それはそれでいいのかなと。

ただ、先ほどいろいろ話がありましたけれども、私もちょっと民間のデータとかをちょっと見てみたんですけれども、ちょうど2年前の春頃のデータなんですけれども、総合計画の中の基本計画の中に何らかの形で総合戦略を入れている自治体ですね。町、村はちょっとデータがないんですけれども、全国の市、あと東京の23区を入れると、たしか815だか町と区があるんですけれども、回答率が50%ちょっとで、そのうちの約3割が——基本計画の全体を総合戦略と位置づけているというのが大体6.8%ぐらい。基本計画の一部を総合戦略と位置づける、これが一番高いんですけれども、あと実施計画の全体を総合戦略と位置づける、あと実施計画の全体を総合戦略と位置づける、あと実施計画の一部を総合戦略と位置づける、これを足すと大体30%。ということは、815の50の30というと、大体百二、三十になるんで

すかね。これは2年前です。

これは一般の会社が取ったデータですので、どこまで信用できるか分かりませんが、そういうデータがあったので、まとめる以上はコンパクトにしたほうがいいのかというように考えたものですから、町長が今おっしゃったように、別個にしてなるべく予算を、お金を持ってくるんだと、そういう戦略に使うんだと。

ただし、あと、この前、ちょっと長くなって申し訳ないですけども、新聞に出ていました田園と。これもプロなんだろうけれども、あまり立ち向かうのは嫌なんですけども、これが決まって、今度、ひと・まちと同じように、各自治体に総合戦略をデジタル田園都市国家構想のあれもつくるように要請になるんだというような新聞記事が載っていました。いつ来るのか分かりませんが、そこも間に合えば、やはりこの計画の中に、基本計画の中に入れたほうがいいのかというふうになんかちょっと思ったものですから、そこら辺はどうなんですか、ちょっとお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、方針をできるだけコンパクトにまとめたほうがというのは、まさにおっしゃるとおりでして、例えば、総合戦略はもうつくるということなんですけれども、この関連は総合戦略をご覧くださいみたいな形で、総合計画をご覧くださいになれば、ここからはもっと詳しく知りたいとお思いの方はこれを見ればいいんだとか、そういった関連づけというのはつくる際にはしていきたいと思います。

また、私も、いろいろな計画、全て見たわけではございませんけれども、公表できるもの、公表できないもの、公表できるものについてはなるべく一緒にしていかななくてはいけないと思っております。また、例えば観光ビジョンとかがありますけれども、観光ビジョンは、これも数年前に制作されているんですけども、コロナ対応とか書いていない。大人数を集めてやりましょう。無理ですというような、もう時代に合っていないような計画というのはできるだけ、もう観光なんて、日々、何が起こるか、どんなことがトレンドになるかというのが変わりますので、そういった時代の変化が激しいものについては、計画というのをそもそもなくなってもいいかどうかというのを検討しなくてはいけないと考えております。

また、ご質問いただいたデジタル田園都市国家構想実現会議の議論を総合戦略に踏まえられないかということは、踏まえたいなというふうに考えております、答えとしてはですね。現在、6月1日にデジタル田園都市の国家構想の基本方針という案が示されました。こちら

のほうを拝見して、まだこれから、恐らく国のほうから地方総合戦略に入れなさいと、なるべく入れるよう努めなさいというようなことが恐らく来るかと思えます。総合戦略にはもちろん、お金を取るためと申しあげましたけれども、それに即して直しまして、また、総合計画においても、ここは私らも目指すべき、これから西川町が目指すべきデジタル田園の姿と、デジタル田園と西川町が目指すべき姿が同じものに関してはなるべく取り入れて、ちょっと新しい言葉が並ぶものですから、ワークショップや町民の方々には丁寧にご説明していきたいと思えます。

なお、最後に、AIを使った観光アプリケーションでの新しい観光というのを補正予算に盛り込んでおります。こちらは、デジタル田園国家構想の初めての事例ということで、先日も若宮大臣から注目されておりますので、デジタル田園都市の観光分野のAIを使ったアプリ、全国初、これをしっかり西川町の施策として売り込んでいきたいと思っております。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 今から1年、丁寧に議論して計画を練るわけですので、なるべくまとめられるものはまとめてもらって、みんなが見やすいように、分かりやすいようにぜひ計画の策定をお願いしたいというふうに思えます。

時間もちょうど半分ですので、質問3に移ります。

町民が住み続けたい、そして楽しくなるような夢のあるインフラ整備も必要というふうに思いますが、考えがあればお聞きします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 夢のあるインフラ整備についてご質問がありました。お答えさせていただきます。

私の選挙公約のほうで申し上げている、稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりの中に、産業振興施設を整備しますというふうに書いております。こちらは、町外の企業を誘致するテレワーカーが入っていただく、テレワークする企業が入っていただく施設をイメージしておりました。加えて、昨日、大泉奈美議員のほうからご質問があったとおり、カフェのような憩いの場という声を踏まえて、これに併設ということも考えていきたいと思っております。そういった施設を、複合施設を造ることで、町内外の様々な人が集い、交流し、ビジネス上の交流や幅広い世代の交流にもつながって、新しいイノベーションや事業が生まれることを期待しているというふうに思っております。

また、先ほどデジタル田園のお話がありましたけれども、箱物だけではなくて、デジタルインフラというものも大切かと思っております。観光客が求めるWi-Fiや5G、デジタ

ル診療とかにも使える5G、情報を伝える情報発信機器、タブレットなどのこういったこともインフラの一つでございますので、建物だけではなく、そういったインフラも整備してまいりたいと考えております。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

今、最後にインフラ整備の内容もちょっと話がありましたけれども、私もちょっと見てきたんですけれども、インフラストラクチャーですかね。これは属に、やはりみんながイメージするのは、道路とか建物とか箱物関係をちょっとどうしてもイメージしがちなんですけれども、やはりこれは国民生活の基盤ですので、施設とか、あとサービスですよ。あとは、いろいろな機関、制度、あと仕組み、こういうのもひっくるめてインフラということだそうですので、一応、それを前提にちょっと今から質問させていただきます。

全国的にですけれども、若者支援とか子育て支援、あとは女性の活躍の支援と、もちろん少子化問題、これはやはり国を挙げて、全県でいろいろ取り組んでおります。町長もそういうものを中心的にということで話をされております。ただ、若者もそうなんですけれども、高齢者に対する施策というのは、国からもいろいろ、やってはいる、あるんでしょうけれども、あまり聞こえてこない。聞こえてこないのは私だけなのか、ちょっと分かりませんが、そういうふうな感じがします。

7次総合の中にも、今度、4つのテーマということでもありますけれども、特段、高齢者というようなことに対する文言はありませんけれども、安全・安心なまちづくりとかという、その中で議論になるのか、ちょっと分かりませんが、私、常々思うんですけれども、やはり高齢者、65歳以上を高齢者と言うわけですけれども、幅がありますけれども、西川町で6月1日現在で4,848人です。高齢化が約45%としますと、約2,200の方が該当するわけですよ。今まで西川町に住んで一生懸命やってきた方々が、やはり生き生きと伸び伸びと楽しく過ごせる、そういうふうなまちづくりも、やはり今後の計画、総合計画の中に、何かどこかに盛り込んでいけないのかなと。

盛り込むんだと言われればそうですけれども、子どもや孫さんというのは、やはりじいちゃん、ばあちゃんが生き生きとして暮らしている姿を見ると、ああ、この町にはずっと住み続けられるんだと、自分も年を取ったときに楽しく過ごせるんだというようなまちづくりをしていかないと、それが逆パターンになると、何だ、年取ったらああいう暮らし方なのか。ちょっと西川町に住めないなみたいな、そういうふうなイメージでは困るというふうに

思っています。

今までもいろいろ一般質問の中でもそういう類いのことを質問させてもらってきたんですけども、そこら辺、今後の計画の中にどのように盛り込んでいくのかなというようなことで、ちょっと考えをお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 総合計画においての高齢者への活躍の場に対しての施策という意味でご質問いただいたかと思えます。

当然、人口の約半数いらっしゃる65歳以上の方におかれては、もちろん、たくさんいらっしゃるので、しっかり対応しなくちゃいけないと思っています。安心・安全なまちづくりのところでご意見をいただくのは、まず、そういったご高齢の方々にお聞かせいただきたいと思っています。その上で、例えば足の問題とか、これからの医療の心配、介護施設の心配とか、そういったことを汲み取って施策にしていきたいと思います。

一方で、稼ぎ続けるまちづくりということも掲げておりますけれども、こちらのほうもぜひこの世代の方々のお力をお借りしたい。これまでのノウハウとか技術、経験、変え難いものがございます。こちらを活用していきたいと思っています。

例えば、できるかどうかですけれども、ワラビとか山菜を売るという話、単純な話なんですけれども、今現在であれば、お父さん方が取っていただいて、それを売れるものは産直、直売に売りますと。三つまたになったものは塩蔵にしますと。そういうことで売られていますけれども、今、私のところには、東京から、市場を通さないで、西川町から買いたいというような方々が大勢いらっしゃいます。

やはりこういった集荷や、誰が主の山菜をお持ちになっているかと、生産できるかというのは、その方々の情報をちゃんと聞かなくてははいけませんし、その方がもし集荷を手伝っていただくとか、その中核になるのはもしかしたら総合開発かもしれませんけれども、そういった集荷の部分でご協力いただいたり、また、塩蔵したワラビのほうは1.25倍で売れる。できれば干したワラビを東京のほうに販売したいと思っています。その部分で付加価値をつけて、町に還元したいなと思っていますけれども、やはりそこも役割分担が必要で、取ってくるのはお父さん方。塩蔵するまでがお父さん。そして、一旦、例えば総合開発が買い取って、それをもんで干してくれる、手間のかかる作業をしていただくのがお母さん方と、そういったことがうまく連携できて、さらにこれを高く、銘水館ではなくて、2倍以上売れる、2.25倍で売れる東京の市場のほうに出荷するというようなこともしていきたいな、チャレン

ジしていきたいなと思っております。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） やはり朝から晩までにここにこしているわけにはいかないの、やはり稼ぐ。大分前に、20年以上前ですけれども、四国のほうで「いろどり」とかという本も出まして、年配の方があの当時からタブレットみたいなのをを使ってやっていたと。西川版もやったみたいなことがあったわけですけれども、ああいうのをすると生き生きと高齢者が育て、育つとは言わないか。暮らせるとか、ひとついろいろあるとは思いますがけれども、別に大きいテーマに掲げなくても、そのさっきの安全・安心なまちづくりとか、そういうふうな中でやはり高齢者のほうの生きがいというものもテーマに上げていただいて、ぜひ計画にしていきたいと。

それに絡めてではないんですけれども、いろいろ公園の件で今ヒアリングをやったと。大変いいことだと思います。ただ、ただということではないですが、睦合公園があります。今までも私、何回か質問させていただいて、直近では去年の12月に一般質問させていただきました。あそこは都市公園だったわけです、2.2ヘクタールぐらいの。それがまた追加になって、河川敷までなると。それで4.8ヘクタールほどになったと。交付金も倍以上の、妥当かどうか分かりませんが、150万ぐらい来るので、それを維持費とか何かに充てながら、今言ったように、山形県もそうですし、西川町もそうですけれども、やはり多世代の家族が多いわけです。やはり孫とじいちゃん、ばあちゃん、子どもと親御さん、子ども同士、親同士、じいちゃん、ばあちゃん同士、そういう憩いの場、それも併せて、そこを何とか進められないのかなというようなことを質問したところ、担当課に検討させていますというような答弁だったわけですが、それはちょっと町長が知らないことなので担当課長にお聞きしますけれども、それは指示があったのか。もしあったとすれば、どの程度まで検討になったのか、しなかったのか、そこだけちょっと確認をしたいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまのご質問で、睦合公園についてということですが、まず最初に、睦合地区のほうで、総合計画、6次総のほうに睦合公園を拠点とした地域づくりということで計画がございました。それについて、担当課としては、その具現化をするためにどのような財源があるかということで、県庁にお伺いして、補助金がないとか、そういうのを検討したりしてまいりました。

あと、その後、町の庁舎内で検討会ということで立ち上げまして、県内の公園、東根の公

園とか舟形町の公園とか視察に行きまして、役場庁舎内で原案を作成したりしまして、地元
の睦合区のほうにも素案を提示いたしました。その後に睦合区さんのほうからも考えがござ
いまして、その辺のすり合わせというものを行っておりました。最終的に、地元区のほうに
町のほうの考えは最終的なものはまだお示しはしていない段階でございました。

以上でございます。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 公園についても、さっき、町長がカフェとかいろいろあって、昨日、
大泉議員の質問の答えにも、何か国道沿いにとか、ちらっと聞いたので、おっ、もしかした
ら、睦合公園も国道だなと。今日、雨交じりの曇りですけども、ちょっと太陽が差してき
たのかなと思った。勝手に思ったわけですけども。

ただ、いずれにしても、それをどういような格好で公園を整備していくのか。やはり全
世代型、若者の意見を聞くということで今回やったわけですけども、全世代型が公園の場
として使える公園というのはやはり睦合公園がいいのかなという、私にとって地元ですら
なおさらなんですけれども、そういうことをちょっと簡単にでいいですから、いや、答えら
れないのならいいですけども、町長の考えがどの程度まであるのかだけ。いや、まだ検討
中なら、それはそれでも構いませんけれども、お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 睦合公園に関しましては、西川町の入り口なので、整備の優先順位、最も高い順
位で整備したいと考えております。どうかというのは、やはり公園はいろいろ意見がありま
して、遊具の整備でとどまるのか、もっとキャンプ場とか人を集めるための施設に使うのか、
そういった地元のために使うのか、人を集めるのかとか、そういった議論をまず考えていき
たいと思います。

また、今、課長のほうから、県のほうに補助金を聞きに行った。ないですよ。ありまし
たか。ないですよ。県のほうは、大体、あまり予算規模もそんなに豊富でございませ
んので、ないと思います。ただ、国のほうではいろいろ工夫しようがなくて、そういった観光施
設で使うんだよ、管理棟を含めてということであれば、都市公園であっても観光庁の補助金
がございまして。こちらのほうを検討したり、また、地域のために必要な建物を造らなくちゃ
いけない、芝生も敷かなくちゃいけないということであれば、地方創生の拠点整備交付金と
いうのがございまして、ぜひこれからは国を意識して仕事をしてまいりたいと思います。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 最後に力強い言葉が、何か少し明かりが差してきたかなと勝手に思っております。

それと、今、町営住宅、いろいろ整備をやっています。今年も2棟、来年も2棟です。もう一つが、既存のものが睦合コーポがあります。雇用促進住宅から受け取ったものですが、これの一応基金があると思うんですけれども、ちょっと担当課長、もし分かればお願いします。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 コーポ睦合の令和3年度末の基金の残高であります、約1,995万円ほどでございます。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ちょっと眞壁課長に本当は相談すればよかった。ちょっと議会もあるということで、飛び越して担当課長には大変申し訳ないんですけれども、いろいろ聞くと、やはりいろいろな世代、年代別が入居しています。町の方もそうですし、町外の方も来ます。あそこは、40世帯のうち、31世帯か32世帯入っています。高齢者も当然おります。介護認定を受けている方もいます。一番のネックは、やはり今、手すりがなくて困っていると。これは中長期的な課題ではないんですけれども、年配の方がいろいろ暮らしていく、あとは、そのためにそこの施設を利用できなくて、別な町外へ行くかとかと言われても困りますので、何とかこの手すり等を設ける計画をしていただきたいなど。

今、基金が1,900万近くあると。年間の家賃収入が大体800万近くあるわけですね。この前、外壁は直さなかったんですけれども、設備を直したということですので、例えば、階段が4つあるんですね。あそこは中廊下でなくて、お分かりのように、昔の建物というのは、例えば財務事務所の、全国にあります、あれも階段式で、階段が1つで、2つに分けてばたっとするとシンメトリーで合うような構造になっていまして、中廊下とか片廊下でないわけですので、エレベーターもちょっとつけたくてもつけられないと。それが、階段が4つあって、5階建てで40世帯と。そういうエリア分けをするのか、全部に手すりをつけるのか分かりませんが、5階建てですので、4階まで、例えばワンフロア10メートルあっても40メートルです。掛ける4、160メートル。1万円にすると160万、2万円にすると320万。お金は分かりませんが、そこら辺の基金があるわけですね。今からも収入が入ってくるわけですので、何とかお願いしたいと。ちょっとこれは簡単な答えだけお願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 対話から始めて、私はやはり現場を見て話を聞いて実行するので、はい、つけますとはなかなか言えないんですけれども、現場を見て、すみません、判断させてください。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ちょっと建築基準法の件もあって、つけるにも非常に頭を悩ませるような建物なんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間もなくなってきたので、4番目です。

今後の防災面のインフラ整備も必要だと思いますが、総合計画に当たりどう考えていくのか、お願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 防災面のインフラ整備について、お問合せ、ご質問がございました。第7次西川町総合計画では、4つのテーマで議論していくというふうに申し上げました。この1つに安心・安全なまちづくりがございました。防災面のインフラについての議論もこちらのほうで行いたいと考えております。例えば、防災面のインフラで、デジタル田園国家を少し意識させていただきますと、防災のためのタブレットの配付というのも一案なのかなと考えております。

また、耐震化ですね。公共施設の耐震化が図られていない施設のほうは、なかなかこれからも使い勝手の面で融通が利かない部分もございますので、議論に加えていきたいと考えております。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 毎回これも、2年前のコロナが始まったときにも、ちょっとこの対策というか、危機管理についてお話をしたところなんですけれども、あの頃の答弁、あの話の後、避難所のベッドとかスクリーンをやったらいいのではと、その後のあれで購入したというような話があります。今、いろいろ話が出ているのが、TKB48と言うのか、フォーティーエイトと言うのか分かりませんが、要するに、T、トイレ、Kはキッチン、Bはベッドと、そういうものを災害時には48時間以内に整備できる体制をやらなければいけないと。いけないというわけじゃない。やったほうが良いというようなことも言われております。

そこら辺を頭に入れていただいて、ちょっと時間がないので一方的に話をさせてもらいますけれども、そこら辺を今後、やはりトイレですよね。そこら辺、どういうふうに整備していくのか。危機管理ですので、ないにこしたことはないわけなんですけれども、前もってやると、

何だ、あんなことに金かけてというような国民性で、いざ、起きると、なしてないのやとかとなる。そういうのがどうしても出てきます。無駄とは思ってもやらなければならないのがやはり危機管理です。日本の場合はやはり自然災害が多いので、お隣のユーラシア大陸の国なんかは自然災害がほとんどないので、紛争を今ロシアでやっています。ああいうふうな危機管理はあるんですけども、日本は逆に、災害に対する危機管理というのは昔から大事だ。ただし、それも起きてみないと分からないというような現状なので、無駄かもしれませんが、今後、そこら辺を十分検討していただきたいというふうに思います。

それと、やはり今後は電気ではないのかなと。電力です。少子化でどんどん人が少なくなっていくから、電気は少なくてもいいのかなと。逆ですよ。デジタル関係云々で、結構今から、例えば防除にしても何にしても電気料がすごく食うわけですよ。災害になった場合に電気が止まる。これはやはり機能不全になる。田園都市国家は、まさに電気がなければ。供給も、もう今、原子力なんかも止まって——それはここで議論すべきじゃないね。だとすれば、町でどういうふうな災害時に起きるであろう電気災害をやっていくのかということは大きな問題だと思います。

一番いいのは地中化なんでしょうけれども、これも国の政策というのは何か尻切れトンボみたいになってやって、これは大胆な発想かもしれませんが、やはり地中化なんかも道路関係に埋めていくわけですけども、今現在、年間400キロと。今後、800キロする。日本全国、120万キロある。800で割ったら1,500年かかるというような状況ですので、いや、西川町は小さい町だけでも、地中化するんだから何とかしてくれよというふうに国にこれは西川町をアピールする意味でも、これは突飛な話でしょうけれども、そういうふうなことも考えながら、やはり危機管理を前もってやっていくというのが必要かと思います。

先ほど医療関係とか出ました。やはり西川町は、医療、介護もご覧のように渡り廊下でつながってしまっていて、非常に整備が遅れていることはほとんどないと思います。それに災害時の危機管理もきちんとしていると。そして自然も豊かだと。例えば、前も話ししましたがけれども、ロープウェーなんかもやったらいいのではないかなと。

あと、この前、去年も話ししましたがけれども、自動運転ですね。デマンドはやっていますけれども、開始、まずは睦合関係を自動運転化で申し込んで、それこそ提案型で申し込んで実施運転をやって、それにデマンドタクシーが入ってくるというような構想も、とにかく夢を与えるような、そして西川町に住みたいというようなことを今後考えていただきたいなということをお願いして、言いつ放しで大変申し訳ないんですけども、私の一般質問

を終わらせていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤光康議員

○古澤議長 続いて、4番、佐藤光康議員。

〔4番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○4番（佐藤光康議員） 4番、佐藤光康です。町長が町民との対話を通じてまちづくりを行うという強い思いを語っていますが、私も議会で、まちづくりに町民のワークショップなどをぜひ取り入れてほしいということを求めてきましたので、大賛成です。私も積極的にまちづくりについて提言していくことで、議員としての役割を果たしていきたいと思っています。

そこで、移住・定住人口をどうやって増やすかといろいろと語られてきました。今回、私は、子育て世帯の町内の移住・定住について、具体的に質問していきたいと思います。

まず、質問1で、定住促進住宅についてですが、現在、西川町定住促進事業として、今年度は2LDK6戸、1LDK6戸を建築し、来年度は3LDK8戸を建築する予定です。この事業の中に子育て世帯の移住・定住という施策があるのかどうか、また子育て世帯の移住・定住に絞った定住促進住宅を造ろうという考えはないのかどうか、質問いたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 では、佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

定住促進住宅についてご質問がありました。ご質問は移住者に限定したものということでございますけれども、できれば、方針としましては、移住も定住も両方目的とした住宅を建設しようとしております。

本町では、若者世代、子育て世代の移住・定住を促進するために、役場庁舎南のみどり団地第2期となる造成地に集合型賃貸住宅を建設してまいります。今年度は、単身用に1LDK重層タイプ、6世帯分1棟及び子育て世代用2LDKメゾットタイプ、6世帯1棟の建設、来年度には建設を予定している3LDKメゾットタイプ、4世帯分2棟の建設を行うことを現在設計しております。今後、建設工事の節目や完成工事の建物内覧会を開催し、町産の西山杉を広くアピールしていきたいと考えております。

また、町営住宅のアピールについては、動画作成やSNSを活用して子育て世代の皆様には十分伝わるよう情報を発信してまいりますと思いますが、私のほうでいろいろな方々にお話を聞かせていただきました。定住のために、西川町へ定住してよというふうに話しかけると、では、どこに住むんですかとなるわけです。そのときに、この住宅がありますよというふうにお示しさせていただくんですけれども、なかなかホームページでこの住宅の間取りを見るというのは難しいです。探せなかったです。こういった移住者の気持ちになって考えたり、また、では西山杉の住宅を見せてよとなるわけです。そうすると、今、住まいのお宅にお邪魔する以外、西川町で見ることができません。隣の大江町でしか見ることができません。こういったことも町の改善点としてこれから考えていかななくてはいけないと考えております。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 今、町長が移住者の立場に立っていないんじゃないかということをおっしゃっていましたが、全くそのとおりだと思います。具体的に指摘していきたいと思っております。

やはり西川町は、昨日も話がありましたけれども、非常に自然が魅力だと。自然が好きで来た方、今、移住してきている方がいますけれども、大変多いです。受入れ側の熱意、そして支えるサポート体制、それをどういうふうにするかということが非常に大きな課題だと思います。

先日、町長は、生産年齢人口、15歳から65歳までの人口をいかに増やすかということで発言されました。そのためにはUターンですね。寒河江なんかで町外で暮らしている方が、アパートを借りて、結婚して、子ども世帯がいらっしゃると。そういう方にも、ああ、西川町に定住促進住宅のすごいのがあるんだと。では、もう西川町に住んで、そこから通うとか、そういうUターンしてくる方をどんどん増やせるかどうか。それから、Iターンということで、都会に住んでいる方たちが西川町に魅力を感じて、ああ、では西川町に行こうということになるかどうか、そこが決定的な問題だと思います。

そこで問題になるのが、Uターン、Iターンしてもらって、そこで職場に通勤するわけです。通勤する段階になると、やはりどうしても障害になるのが雪ですね。朝起きて除雪して、そして行かなくちゃならない。そうなったら、もう寒河江さアパート借りて暮らしたほうがいいべというのが非常に多いんだというふうに思います。

今、みどり団地や長期賃貸住宅の方々も、ほとんどの方は屋根つきの車庫を造っておられます。今回、定住促進住宅を造りますけれども、そういう移住してもらうために町外の方も

対象になっているわけでしょうから、そういう移住してもらうために屋根つきの車庫を造るなどという考え方はないのですか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの雪問題がUターン者に一番ネックになるのではないかというようなご質問だったかと思えますけれども、今現在計画している町営住宅には、駐車場は屋根つきではございません。ただ、今までの定住促進住宅、若者定住促進住宅につきましては、除雪に関する経費を若干いただいておりますが、駐車場のほうは町のほうで除雪するということで対応しております。周りの雪も自然落雪方式でございまして、周りのほうも、たまれば、バックホー、除雪機などで除排雪をするようなことで対応しているところでございます。以上であります。

○古澤議長 すみません。質問の途中でございますけれども、ここで昼食のため休憩させていただきます。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 車庫、定住促進住宅の車の屋根つきの車庫ということですがけれども、やはり車には雪が積もりますから、それを除雪してまず出勤ということになりますね。移住者の方にはやはり結構つらい負担かなと思います。

そこで、定住促進住宅で、屋根つきの車庫のある県内の定住促進住宅はないのかどうかということで、ちょっと調べてみました。あります。山形県の新庄の北の鮭川村です。ここに鮭川村の移住定住ガイドというのがあるんですけども、ちょっとこれはスクリーンか何かで見せてやりたいんですけども、ありませんので、ぜひそういうのもあればいいなと思いますけれども、今日は口頭でということになります。

それで、ここは平成28年から3年間、毎年、5戸ずつ定住促進住宅を造りました。ここは条件があります。1つは、小学生以下の子どもがいること。シングルマザー、シングルファ

一ゼーはもちろん入れます。それから、子どもがいなくても、同居しようとする配偶者があって、鮭川村で子育てを望む方、それが入居条件になっています。そして子育て、小学生以下の子どもがいる方。そしてもう一つは、15戸全て、今、町外の移住者が入っているんです。村外ですね。村の外から来た方が全員移住されて、ここに15戸、みんな埋まっているということになっています。

私もちょっとこれは興味がありまして、直接行って、鮭川村の職員の方お二人から丁寧な説明をしていただいてまいりました。行ってみますと、もう一戸建てなんです。一戸建てで高床式。最上地方には高床式のが結構ありますよね。高床式で、落雪式の屋根ですから除雪の心配は全くない。朝起きれば、屋根つきの車庫から、2台分あるんですけども、そこからもうすぐに出勤できると。この車庫の前まではきちんと村で除雪してくれるということなんです。ですから、雪の心配は全くないということになります。全て3LDKで、非常に住みやすそうな、私も中を見せてもらいましたけれども、本当にいい感じで、ああ、これだったらいいねという感じ、住みたいなという感じでした。

一戸建てですから結構お金もかかったと思いますけれども、なぜもっと安上がりの形にしなかったんですかと言いましたけれども、やはり子どもがいる世帯というのはどうしてもうるさくなったりしてちょっと迷惑がかかるとか、いろいろと気を遣うということで、できれば住みやすいようにということで一戸建てを造ったという話でした。家賃は月4万円です。そして、中学生以下の子どもが1人いれば5,000円引き、2人以上いれば1万円引きです。ですから、3万円でこんな立派な屋根つきの車庫のある一戸建てのうちに住めるということになります。

西川町の定住促進住宅の家賃は幾ら。いろいろ形態はありますけれども、幾らなんでしょうか。そして、子育て世帯に家賃の支援はないのでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今ご質問は、西川町の定住促進住宅等の家賃の件だったと思います。町のみどり団地のA棟につきましては、2LDK、家賃4万円、3LDK、家賃が4万5,000円と、あと、みどり団地のC棟、D棟、これも3LDKですけども、4万8,000円ずつというようなことで設定をさせていただいております。冬期間には共益費として除雪費を頂いております、12月から3月まで2,000円を頂いているというような状況であります。

以上であります。

〔「家賃補助はありますか」と呼ぶ者あり〕

○眞壁建設水道課長 申し訳ございません。家賃補助につきましては今のところございません。
以上であります。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 鮭川村から見れば、結構割高な感じがありますね。なぜ4万円に家賃設定したんですかというふうにお聞きしました。職員の方は、大体、新庄市にアパートを借りて皆さん方は暮らしていると。新庄市の家族が入るアパートというのは、大体5万円から、よくて7万円ぐらいだと。それに新庄から鮭川村に戻って来てもらうためにはやはり4万円ぐらいが妥当だろうということで、4万円にしたということです。

新庄市へは二、三十分で通勤できますから、雪はありますけれども、ちゃんと屋根つきの。結構豪雪地帯で、何か平野的な感じがするんですけれども、新庄と同じぐらいの豪雪地帯だそうです。屋根つきの車庫もありますし、安心して二、三十分で新庄とかに通っているということです。それで、多くの方々は、結婚して新庄でアパートを借りていた方が戻ってきた。また、直接、群馬県から絵本作家が来られている方、世帯もあります。そういうことで、全員、町外から来られてきたということになります。

ここは学校の跡地なんです。学校が建てられていまして、これをどうやって壊そうかと、その後どうしようかと、お金どうしようかと悩んだんだそうです。過疎債をうまく使える手はないかと、7割、国からお金が来ますから。そういうことで検討して、学校解体の費用と定住促進住宅建築を合わせてやろうということで、両方合わせてやったということで使えたという話をしていました。

ということで、非常にしっかりと考えておられるなという感じで、ぜひ町のほうでもそういういろいろな国からお金を引っ張ってきて、できるだけ町のお金を使わないでということで頑張ってもらいたいということになります。そしてぜひ子育て支援のほうも家賃のほうもやっていただきたいというふうに思います。

次が、定住促進住宅、西川町にも、皆さん、住んでおられますけれども、町内会の作業や行事への参加状況はどうなっていますでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 アパートに住む方の区・町内会への参加についてのご質問ですが、まず、町のほうに入居の募集がある際に、入居希望の方にその区・町内会への行事の参加への説明を行いまして、それで区・町内会へ情報提供していいかというようなことで承諾を得た場合に、区・町内会へ情報を提供しております。今まで情報提供が拒まれた事例はござい

ません。全て説明して、区・町内会へ情報を提供しているというような状況でございます。

以上でございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） うちの町は、できるだけ町内会の行事に参加してほしいということになりますね。実は鮭川村は、入居資格に、自治会組織などの地域活動に参加すること、それがしっかりと入っているんです。小学生以下と同じ条件の中に、その参加することという義務なんです。そして、入居する場合、義務として一番大事にしているのが面接なんです。面接をしっかりとやっていると。西川町は面接はやっているのでしょうか。あと、選考基準で、もし何か倍率が多くなった場合には、何を一番重視しているのでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 選考の際に、担当課でもって申込みの資料を作りまして、入居審査会というものにかかまして、それで決定をしております。それで、複数あった場合には抽せんでもって決定を、要件が合っておりますので、複数の場合は抽せんでもって決定をしているところでございます。

以上でございます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 今、抽せんということでした。

鮭川村は非常に厳しいんです。やはり倍数、2月にたまたま1戸空きまして、そして正式に募集していないのに、口コミでばっと広がって、7件の申込みがあったそうです。具体的には、実際に3人の方、3世帯の方と面接をしたと。

面接の基準は何かといいますと、選考委員会がありまして、大学、会社の入社試験のような面接があるんだそうです。担当者がポイントを持っていまして、町外から来ているか、町内、県外とか、それでポイントがつくんだそうです。そして子どもが何歳とかですね。そして地域活動に、ここはしっかりと面接で、もう入居条件にもありますから、地域の活動、花いっぱい運動、草刈りに参加できますか、消防団活動に参加できますか、もうきちんと言うんだそうです。そして、その反応を見てポイントを皆さん方がつけていくと。

そして、一番大事にしているのは人柄だそうです。要するに、コミュニティーに参加できるのかどうかと。今いろいろな問題が入居者は出ています。西川町でも同じです。ですから、この町のコミュニティーに参加できるのかどうかということをもっと大事にしているということで、人柄だと言っていました。ですから、そういう点で、やはり非常にそういう、今から

こういう非常にいい条件の、ぜひ移住してほしいということをやするわけですから、やはりきっちりとおちらの言いたいことを言うていくということが大事になってくるんだと思います。

特に、鮭川村で、私、聞いたんですけれども、単身者用の住宅は造る予定はないんですかと聞いたんです。うちは今年、設計して、今年度できますね。単身者用で一番心配していたのは、造りたいと。だけれども、若い方ですから、騒ぐとか、いろいろなことが出てくる可能性がある。あと、消防団とか花いっぱい運動とか、そんなのはやってられないよとかという若い人も当然おられるわけですよね。ですから、そこら辺が非常に心配しているというお話をなされていました。ですから、今年、多分、単身者用の募集も始まるでしょうから、ぜひそこら辺もよく考えていただきたいというふうに思います。そういうことで、面接とか、それもぜひ考えていただきたいと思います。

それから、鮭川村の特徴は、普通の子育て世帯住宅というのは、大体、子どもが高校生になると出ていかななくてはならないです。舟形とか真室川もそうです。ところが、鮭川村は、高校を卒業しても15年間、高校を卒業してから15年間はそこに住んでも構わないよというふうに言っているんです。ですから、1歳の子どもがいて移住して、高校生になって18歳。さらに15年ですから、長い方は30年以上、そこに住むことができるわけです。なぜこんなふうに鮭川村が優遇しているのかということです。それは、まちづくりの担い手をつくるということなんです。やはりただ入れるということじゃないと。需要があるから造るということじゃないと。まちづくりの担い手をつくっているんだということでした。今、ここは結構若い地区が多くて、消防団へ入りませんかと言っても、要するに、もう定員がこの地元の地区で消防団はいっぱいなんだそうです。ですから申し込む必要はないと。

やはり問題は、今、西川町は、みどり団地だけに若い人が集まっているよねと。残りのほかの地区は、大体子どもが出ていっちゃって、お父さんとお母さんだけ残った世帯、そしてどっちかが欠けた世帯ということで、非常に高齢者だけの世帯になっています。そこで鮭川村も悩んでいまして。今、空き家、各地区の空き家があります。空き家バンクを使って何かできないかということを考えています。

うちの町も、空き家を利用して、積極的に町が買ってとか、そしてその地区にある利用できるものを買って、そういう子育て世帯に提供する。みどり団地以外の地区にもそういう若い世代を送ると、そういうことの発想というのではないのでしょうか。

○古澤議長 荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤光康議員のご質問ですが、実は、私どもも一昨年、舟形

町と鮭川村と遊佐町へ視察に行かせていただきました。空き家の関係の調査と若者世代の住宅づくりという観点で、議員と同じ視点で視察に行かせていただきました。その際に、鮭川村も、そして遊佐町も、町自ら住宅を購入してまでリノベーションして住宅に供するというような取組をしているというのを教えていただきました。そして遊佐町のほうでは、町が購入しないまでも、県の住宅公社と芸工大と町が協定を組んで、購入しないまでも、県の公社のほうで直して、それを再生して売りに出すとか、貸しに出すというような取組を行っているというような制度も教えていただいたことがあります。

こちらのほうもいまだ政策実現はしていませんが、今後、佐藤議員ご指摘のとおり、うちの町に民間アパートの住宅ストックもございませんし、そして一戸建ての空き物件でご紹介していくということは、今、空き家バンクのみでございますので、先ほど来、ご指摘のとおり、移住していただきたいという割には町内の住宅ストックが手薄な状況にありますので、今後、それらのことについては、これからのことになっていくだろうというふうに思いますけれども、これは鮭川村、遊佐町の制度などを参考にして考えてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 鮭川村では、今、空き家を2戸利用して子育て世帯の住宅をつくっているそうです。1戸は借りて、空き家を借りて、そして1,000万円でリフォームして、そして貸しているということでした。もう一戸は買っているという話でした。ですから、多分、さっき言われましたように、国とか県のいろいろな補助の形があると思います。ですから、今から集落支援員とか地域おこし協力隊もどんどん活用していくという話もありますので、それも、みどり団地だけではなくて、各地区を見ていただいて、空き家バンクもなかなか契約までいかないようですから、うまくそれを利用してもらって、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、質問2に移ります。

「職」や「食」の支援についてですけれども、鮭川村の移住ガイドのこのさっきのパンフレットの中には、県外から移入してきた方、世帯には、米とみそ、しょうゆ1年分が提供されると書いています。あと、職の支援ということで、首都圏から移住してきた方には、世帯100万円、単身60万円、起業した場合には最大300万円の移住支援金があると書かれていると。西川町には、「にしかわぐらし。」という移住・定住サイトがあります。そこを見ても、米

くれるのでねえべかとか、みそ、何度見渡してもないんです。何で西川町はないんでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今のご質問に対して、ご回答を申し上げます。

初めに、食べるほうのご質問です。食べるというか、食の支援ということに関しては、西川町も同じように県の、こちらは県の事業でございまして、移住者向けの支援ということで、先ほどおっしゃった産品というか、生活に必要なものの1年分を提供するというようなことはしております。また、生活、定住促進の観点から、食の支援について、西川保育園や小学校、中学校の児童・生徒の給食費の完全無料化は、今の今回の定例会に予算計上しているところでございます。

以上です。

〔「給付」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 職、働くほうは、移住された皆さんの職への支援については、国の制度、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業を活用して、東京から移住して、かつ県が指定する企業に就職された方々に対しては、同じように単身の方々は60万円、世帯で移住された方は100万円に加えて、18歳未満のお子様がいる場合には30万円を加算して支援をしております。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 要するに、国とか県での支援が、西川町の「にしかわぐらし。」、移住・定住サイトになんてないんです。ですから、やはり皆さん、県とか国というのは分かりませんから、西川町を検索して移住サイトを見ると。そこを見ますので、きちんとやはり漏れなく入れてほしいということです。

「にしかわぐらし。」も非常にお金をかけた形で、移住者の体験談などもありまして、非常にいいんです。でも、移住者はもうここに、西川にいないよねみたいな方もおられますし、それから移住・定住支援事業、先ほど町長が言われましたけれども、それがエクセルで出さないと、ダウンロードしないと見られないんです。それで平成28年度なんです。鮭川は2021年です。もう見ただけで、あっ、平成28年。まだ更新していないんだ。この町はもう駄目だねと、最初から見の方はそう見ると思いますね。ですから、すばらしい女優を使うかどうかという問題だけではなくて、やはり素早くきちんとやってほしいというふうに思います。

昨日の答弁では移住者がゼロという話がありましたけれども、今日、2名ということになったようですけれども、やはり分かりやすくシンプルに、町の思いが伝わるように、ぜひよ

ろしくお願ひしたいと。期待しています。

次に、質問3、子育て支援について。子育て世帯の定住者、移住者への支援についてお願ひします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 子育て支援ということで申し上げます。かなり、子育てといっても、小学生、中学生、高校生とかございますけれども、取りあえず大きく捉えていただいでよろしいでしょうか。では、そうさせていただきます。

まず初めに、乳幼児期についてでございます。本町では、妊娠前から妊娠中、産前産後、育児など、それぞれの時期に応じた切れ目のない支援を行っております。この点は、県内の他市町村と比べても見劣りしない、むしろアピールするような分野なのかなと自負しております。これらの支援については、健康福祉課、西川保育園、子育て支援センターの職員で構成する子育て世代包括支援センターの定例会議の中で、支援が不足したり、支援が漏れたりすることのないように、常に確認を行っております。また、そのほかの支援メニュー、支援ニーズにつきましては、定期的な相談や訪問業務の中で把握し、それらを必要に応じて予算化、事業化とつなげております。

今年度、今定例会に提出している一般会計補正予算に、スマートフォンを使った子育て支援アプリ、母子モの導入を計上しております。こちらは、母子手帳機能に加えて、健診や予防接種、地域の子育て支援情報など、町が発信する情報などをスマートフォンで手軽に確認できるものでございます。これまでよりも迅速な情報の提供、共有が可能なものになると考えております。

次に、児童・生徒及び学生について、4点申し上げます。

1点目、放課後子ども教室の無料開催です。多くの市町村が放課後児童クラブの形態で有料としている中で、本町では今年度から希望者全員を無料で受け入れることにしております。

2つ目、西川中学校の部活動の経費補助です。選手登録料、各大会の参加料、県大会以上の交通費の経費を補助しているところでございます。

3点目、西川小学校、中学校の児童・生徒の給食費の補助でございます。給食費についてはこれまでも半額補助で行ってまいりましたが、子育て支援の一層の充実ということで、今定例会で補正予算のほうで完全無償化の予算を計上させていただいております。加えて、高校生などの全員の就学を支援すべく、補正予算に年間10万円の補助ということで考えております。

4つ目、高等学校、専門学校、大学に在学する方への就学支援でございます。町育英奨学金制度を創設し、貸与の申込みがあった方々から利用いただいているところでございます。

以上4点でございますけれども、今後も、西川に帰ってきた方、大学から定住するために帰っていただいた方を対象にした教育ローンの返済免除の制度も早期に創設してまいりたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 一応、鮭川村の紹介をしますと、出産祝金が第1子が10万、第2子が20万、第3子が30万円、小・中学校は学校給食無料、学校入学祝金が小学校1人3万、中学校5万ということですのでけれども、一応、今回、町長が、学校給食の無料とか高校生に10万円支援するとか、いろいろな形で支援を増やしていただきまして、かなり町内の子育て支援も充実してきたのかなというふうな感じがいたします。

子育て支援で一つだけちょっとお聞きしたい、町長にご意見をお聞きしたいということが一つあります。昨日、北海道の東川町の話が出ました。北海道東川町のまちづくりの支援をしている方に、劇作家の平田オリザさんという方がおられます。去年も私、議会で紹介したのでしたけれども、この平田オリザさんは、いろいろところで地域の支援を、まちづくりの支援を行っていきまして、合計特殊出生率日本1位にもなったことのある岡山県の奈義町のことにも関わっているんですね。

奈義町の話で、平田さんはこういうことを言っています。6,000人のこの町は、若い夫婦が隣の市からどんどん移住してくると。移住先を決めるのに夫婦のどちらが決定権を持つかといえば、もちろん子育てを担う女性だと。女性は移住先に何を決めるかと。3つあると。1つは病院だと。子どもが病気になったらどうするんだろうと。病院だと。次が学校だと。子育てで任せていいんだろうかと、この学校は大丈夫なんだろうかという心配。それから、もう一つが図書館だということですね。図書館を見れば、この町の文化的水準がすぐ分かるということですね。

ですから、まちづくりのそういう平田さんが3つに挙げている図書館ですけれども、残念ながら、去年も私、一般質問しましたけれども、町の図書館がないんです。やはり町内の方は学校図書館を使っているということで、何となく慣れている。まあ、どうせあそこに行けばいいんじゃないかという方もおられますけれども、町外から来て、図書館というのはないんですか。びっくりすると思いますね。えっ、学校図書館を使っているのか。大丈夫か。危

なくないのか、一般の方をどんどん入れてとか、当然そういうふうな感覚が町外の方はあるんじゃないかと思うんです。

ですから、やはりそういう子育て世帯、そしてカフェの話もありました。今、複合施設では、小国町、酒田、みんな、図書館を入れていますよね。私も先週、大石田町の複合施設を見ました。座席がたくさんある劇場もありますし、そこに図書館も入っていると。立派な図書館があります。ですから、やはり図書館がないというのは、移住・定住、子育てには非常にマイナスじゃないかと思うんですね。そこら辺、町長はどういうふうに思われますでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 図書館のことについてご質問いただきました。

私個人としましては、西川町の図書館は、私はあまり小学生の中にあるというのは意識なくて、そのまま入らせていただいて、Wi-Fiも完備されて、個室というか、ワークスペースもあって、そこでテレワークというのをさせていただきましたので、そんなに、すみません、私はそう感じなかったんですけども、議員おっしゃるとおり、そういう地域の意見もあるかと思えます。

ちょっとすみません、私は直接聞いていないので、今度お話を聞きたいなと思っているんですけども、それを考えると、私は、図書館に何を求めるのかというのが必要かと思えます。私は、個人的には、やはり図書館だと飲物を飲めないで、リラックスしてできないなというのをいつも思っているんで、それだったらカフェがあったほうがいいな、パソコンを打てるカフェがあればいいなと思ったりするんですけども、そういったお声がもし多いということでしたら、ぜひ複合施設のところの意見集約をする際におっしゃっていただいて、大石田もそうです。確かにおっしゃるとおり、大石田もそうですし、そういった複合施設を造る際に検討の一つにいたしていただければと思っております。

また、図書館の形態なんですけれども、私は、多賀城とかの民間施設のほうの形態もあり得るのかなと思っているんです。西川町、ちょうど本屋さんがないということですね。それも併せて解消できるような仕組みにもなればいいなと思っていますし、あそこでは、蔦屋さんが経営しているにもかかわらず、スターバックスがあって、カフェも飲めると。飲みながら立ち読みできるというような本屋さんの機能も兼ねております。そういったこともご参考にしたいと思えます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 基本的には、学校図書館というのはやはり子どもたちが使う場所。

それで、社会教育の図書館は自由に一般の方が出入りする場所。一般に自由に出入りする方が、限られた図書館、学ぶ場所の図書館に入っているのかどうかという基本的な問題があると思うんですね。そこら辺は、またちょっと後で、またいずれ論議したいと思います。

次に、質問4、学校教育についてということですがけれども、子育て世代に移住してもらうためには、西川町の学校がいいんだよと、ぜひ子育ては、小学校は西川町に入れてという強いアピールが必要だと思うんですね。そういう点で、西川町の学校のよさというのは何でしょうか。

○古澤議長 質問3ですか。ではなく、質問4。ごめんね。

答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの佐藤光康議員のご質問についてお答えいたします。

本町の学校教育の最も大きな特徴といえば、やはりその保育園、小学校、中学校がそれぞれ1園、1校ずつしかないというふうな環境にあるわけですがけれども、その現状をプラス思考で捉えて、西川学園構想の基に保・小・中一貫教育を推進しているというようなことであろうと思います。この学園では、年代を超えた子ども同士の交流、それから保育士と教職員の連携による課題や情報の共有を積極的に行いながら、一貫性のあるカリキュラムの基にきめ細かな教育の実現を目指しております。

また、教職員のほかに、町が独自に配置する学習生活指導補助員も他市町に比較して大変充実しております。一人一人の実態とか、今日、非常に大きな課題となっている、特別支援教育の観点からも大切だと言われている、いわゆるインクルーシブ教育、そんなところも非常に力を入れて進めている現状にあります。

あと、大切な学力向上については、町が設置している学校教育センターのほうで現状等を分析しながら具体策を講じるように、小・中学校の教職員が連携をして取組を進めております。昨年度からは、夏休み中に受験対策の講座なども教育委員会として開催しております。

それから、本町の最もセールスポイントと言えるかもしれませんが、本町では、町全体を学びの場として、体験活動を大切にした教育を推し進めております。西川小学校では、地域に出向いて地域の方々に学ぶふさと楽行、それから本町ならではの特性を生かすカヌー、スキー教室を全学年で、5年生では雄大な月山を望む弓張平をベースキャンプとしたブナの森自然学校などを実施しております。これらは、ほかの市町ではなかなか類を見ない取組じゃないかなというふうに思っているところです。

また、近年、西川中学校のほうでも、1年生では、ふるさとのかけがえない大自然の持つ可能性を広い視野から捉え直すということで、自らの将来にもつなげたいという視点を持って、月山・弓張エリアフィールドワークというものをスタートしました。それから、2年生では職業観を養うトライやるウィーク、これは町内企業さんと連携して推し進めております。そして3年生では、町独自の文化というものを担っていく、大切にしていける心を育てるという意味で、講座別学習として、吉川権現太鼓とか、あるいは岩根沢の太々神楽等の取組にも、従来の枠組みを超えて、全町的なスケールで取り組むという取組を進めておりますし、昨年度は、地域の担い手を育むという観点から、地域防災教育ということで各区の区長さん方と連携した取組などもスタートさせているところです。

また、英語教育に幼少期から力を入れている点も本町の大きな特色かと考えております。

以上のような点が本町の特色と言えるかと思えます。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 今、教育長から、一人一人の子どもをよく見ていく、充実した体制があるという話がありました。また、地域で育てていくんだということ、本当に西川町の非常に大事な点だということをお話されました。全くそうだと思います。

特に、今現在の日本の教育は、学力テストが非常に大きいですね。学力テストで各県ごとの平均点数が発表されると。そして、当然、学校には、各市町村、各学校の各教科の平均点が発表されると。外には公表していませんけれども、先生方には大きなプレッシャーになっていると思います。

子どもたちも、やはり親はぜひいい学校に、いい高校に行ってほしいと願っていると。勉強を頑張ると。でも、やはり子どもたちもいろいろな子どもがいて、理解力が早いとか記憶力が早いとか、いろいろな子どもたちがいます。遅い方もいます。勉強ができないと、やはり、おまえ、何で勉強しないんだということで、何と子どもは親の期待に応え——今の子どもたちは真面目なんです。親の期待に応えようとするんです。ところが、親の期待に応えられない自分が情けないということで、自分の自己責任という今世界になっていますから、自分の責任と感ずるところで、非常に不登校とかいじめとか、あと、一番やはりその結果として、政府も発表しますけれども、自己肯定感ですね。自分を、自分は、俺っていいとか、俺の長所というのはこれだとか、そういう自分に自信が持てない子どもたちがほかの国から比べて非常に多いということが指摘されているわけです。ですから、今、子どもの環境は非常にいいように見えますけれども、非常に今、子どもたちはそういう競争

社会の中で厳しく追い詰められているように思います。

そこで、西川町のいいところは何かといえば、さつき教育長が、一人一人の子どものよさを見つけられる充実した体制があるということをおっしゃいました。ですから、そういう、おまえ、ここがいいよとか、おまえ、これがうまいよねという一言で人生は変わる可能性があるわけです。

例えば、去年も紹介したと思いますけれども、ノーベル賞をもらった吉野彰さんは、子どもの頃に、小学校3年、4年の頃に、女性担任が「ロウソクの科学」という本を勧めてくれたと。これは面白いよと言ってくれたと。そのきっかけで、自分はこっちの道に来たと。そういう子どもの頃のきっかけが決定的だと。ですから、ノーベル賞をもらった方で、いい学校を出て、いい大学をトップで出て、優秀だという方はほとんどいないですよ。自分のなぜ、ああ、俺というのはこんなところがいいんだと、そういうことを見つけられるのが西川町の学校なんじゃないかと思うわけですね。そこら辺、教育長、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 ただいまの佐藤議員のご提言についてお答えいたします。

まさに西川のよさというのは、本当に少人数であるということをやさとして転換していかなければいけないという考え方を持っております。子どもたちの学力ももちろん大切で、いろいろな調査等も行われて、その結果も出てくるわけですが、私は今年度も学校の先生方に強くお願いしたのは、ちょっと専門的なあれなんです、アンダーアチーバーを減らしていただきたいと。全体的に平均値を上げるということよりも、アンダーアチーバーの子を減らしていただきたい。アンダーアチーバーというのは、本来その子が持っている力があるはずなのに、それがまだ発揮できなくている子どもたちです。ですから、そののところにぜひ目を当てていただきたいということと、もう一つ、子どもたちの学力も大切なんだけれども、非認知能力を大切に育てていただきたいということをお願いしております。つまり、社会を担う人としての力であります。そういったことで、これからについては、地域の方々の力もお借りしながら、そういった心を育めるというところに力点を置いていく必要があると考えておるところです。

以上です。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 教育長が今、勉強の苦手な子どもたちを支えていくというお話をなされました。非常に大事なところだと思います。今のうちの町内の中学生も、やはり毎日の

宿題、プリント、ワーク、やはり大変です。勉強が得意な方はすぐ終わりますけれども、苦手な子どもも同じように出されますから、答えを見ないとやれないということになるわけですね。ですから、町内には塾がありませんから、もう家庭教師をつけたりという方も結構いらっしゃると思います。

提案なんですけれども、学習支援、そういう苦手な子どもたちを支えていく、宿題を支えていく、課題を支えていく、そういう学習塾のようなものをつくれないうことが提案です。

住みたい中でいつもランキング上位になっている、島根県の飯南町というのがあります。ここは学習支援館があるんです。中学生、高校生向けに、週3回、夕方4時から、高校生は10時まで、中学生は8時まで、宿題を持ってきていいよ、ワークを持ってきていいよと。それで分からなかったら教えるよと、そういう先生が2人いると。週3回やっているそうです。私は直接電話して、お話をお聞きしました。大変優しい先生方で、中学生の生徒さんは、大体部活が終わって、皆さん、すぐぱっとやってきて、みんなで宿題をぱっとやって、分からないところは先生に聞いて、みんなで終わらせて、あと、8時頃、うちに帰るという話をしていました。

ですから、やはり今、孤独で、1人で、勉強が苦手な子どもは、夜遅く、悶々と宿題をさせられているわけですよ。要するに、できないわけですよ。それで答えを写すわけですよ。ですから、やはりそういう、今、結構厳しいところがありますので、そういう、今、すっだ、中学生がすっだということも、やはり分かりたいということですよ。それを支える、そういう学習館のようなものをつくる必要があると思うんですけれども、週2回でも3回でもいいと思います。それで、夕方6時から8時頃まで2時間ぐらいでいいと思います。そういうのがあれば、今の中学生もやはり苦手な子どもは救われるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

まず、今回、お話しいただいて大変ありがたいなと思っているのは、私のところに塾をやりたいというふうに言う方がいて、そこはお金を取らなくてもいいんだと。自分の必要な、今、中学生までだったら教えられると。その力、それを地域のために使いたいんだという吉川にお住まいの方がいらっしゃいます。その方は、場所がないんだということでした。場所は、吉川の方を対象にするのでしたら、私の家を使ってくださいと申し上げたんですけれど

も、Wi-Fiも完備していますし。ただ、その方のすっだいことと中学校の困り事というのはマッチングできるなというふうに思ったところです。ただ、どこでやろうかねとか、あと、一つ一つ乗り越えなくてはいけないのは、個人の思いとかやりたいこと、取組に関してお知らせするのを町のホームページを使っていいのかとか、その方が対象になる方にどうお伝えすればいいかというのをこれから西川町は考えなくてはいけないと思っています。

佐藤幸吉議員のご質問のときにもありましたけれども、ソフトパワーをこれから西川町は使っていかななくてはいけないと思います。地域でやるか、または町に頼むか、その2択だけではないと思っています。こういった一人一人の思い、やりたいことをしっかり、もっと町や、あるいは新しくつくる課のほうで、町の関係施設とか、しっかり情報を集約してマッチングすることで、今のようなマッチングをしたいなと思っていますので、ぜひこういったお困り事とかすっだいことというのをマッチングするような仕組みづくりが必要だと改めて思いました。

ぜひそういった、結局は地方創生、人ですから、人と熱意ですから、ですので、そういった熱意を受け止めて、それを役場のホームページへ載せたら公平性の観点から今後難しいんじゃないかとか、そういう議論はできるだけなくして、やりたい方のやりやすいように、また困っている方へのサポートになるようなことを考えていきたいと、そこら辺は私はリスクを負ってやっていきたいと思っています。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） ありがとうございます。私も水沢小学校で、1週間に一遍、勉強を教えているんです。子どもたちが来まして、やはり宿題とかを教えているわけですが、そういう吉川の方とも一緒になって、できればもう全中学生対象に町として取り組めないかと思っていますので、ぜひご検討をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、4番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 哲 治 議 員

○古澤議長 続いて、9番、伊藤哲治議員。

[9番 伊藤哲治議員 質問席へ移動]

○9番（伊藤哲治議員） 9番、伊藤哲治です。菅野町長、新町長、当選おめでとうございま

す。今までいろいろな町長と一般質問をさせていただいていますけれども、今回は、今後のまちづくりについて菅野町長がどういうふうな所信を持っているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

今、西川町は、最低限確保したい人口5,000人を割り込み、少子高齢化に歯止めがかからない現状が急速に進んでおります。活力が失われつつある町の生き残りをかけた今後10年間で「すっだい」を実現する町に！というスローガンを掲げ、新たなまちづくりを目指すとして、新町長になられた菅野町長の現状認識、町に対する現状認識と、今後どのようなまちづくりを目指していくのかをまずお伺いしたいというふうに思います。

ただ、この中で、私は、今回の町長選で大変うれしかったというか、よかったなと思っているのは、今まで政治には関心があまりないと言われていた、関わらないで来た若い人たちや子育てを行っているお母さん方が、町の未来を背負っていくのは自分たちだという、積極的に関わっていくべきだというふうに政治参加をしたということが、自分ごととして政治に参加をしてくれたというのが本当にうれしかったです。大きな希望を見いだすことができることだというふうに私は思っています。若い人々が少子高齢化が進む町の現状を憂い、自ら何かをするべきだということを考え、拡散したということは、すごく今後の町の在り方を考える上でも、何よりも前向きに考えていく大きな力になるというふうに確信するものです。私は、この点についても町長の感想をお伺いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 伊藤哲治議員のご質問にお答えします。

選挙戦や今の町の現状を憂いて、仲間というか、若い方が頑張っていたいただいたということは、そのとおりでございます。感想も含めて発言させていただきます。

私が最初にこの町の町政を担いたい、担うべきかどうかと相談したのは、親でもなく、同級生でした。その方は、こう言いました。今まで西川町の町政に関わってこなかった、関わらせてもらえなかったとも言っておりました。地区の長が決める、町内会長が決める、そういった意思決定のシステムが、この地域に根強く、強く残り過ぎていると。それを若い方の声をダイレクトに町政に反映させるためには若いリーダーが必要だということで、たくさんご支援をいただきました。また、若い方だけではなくて、80代の方、70代の方からも、俺はこいつにかけているんだ、だから応援してくれというようなお話もいただいて、この町は、これを聞いて、まだまだ立ち直れるというふうに認識いたしました。

また、こうも思いました。いろいろなお話をお聞きしました。現状認識につながる話ですけども、役場に対して物事を頼み過ぎだとも思いました。こんなことは地域でとか、ボランティアでとか、お金がなくてもできるじゃないですか。それを役場に、やってくれないんだよと。私はそのとき、何でもなく、無職の身分でしたので、これはほかの町では、もう地域の方が手を助け合って、共助の精神でやっていますよと。こんなのは役場に頼まなくていいじゃないですかと申しあげました。そういった方々もいらっしゃるといのは私のほうでも認識して、これから、全てが役場ではなくて、財政規模も小さいですから、みんなで助け合って、共につくりましょう、協働しましょうということを訴えていきたいとも思いました。

以上、感想です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 感想は分かりました。

ただ、今、私が質問したのは、その中で、現状認識、今の町の状況が、そういった若い人たちが今まで政治にあまり関わってこなかったという認識はあったと思うんですけども、それと今後どのようなまちづくりを目指していくのかという点もお聞きしたんですが、その点については、今まで多くの議員が今後の菅野町長のまちづくりについて基本的なことについてお話をしていますし、菅野町長もそれに答えています。ただ、私も聞きたいのは、今後、本当に、いついつまでにどういうことをして、どういう成果を上げていく、あるいは成果を上げられなくても、こういうことをしていきたいんだ、町はこういう形で、理念を持ってこの町をリードしていきたいということをお聞きしたいので、そこを再度お尋ねいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 では、お答えさせていただきます。

すみません。現状認識を先ほどお話しさせていただきました。感想も含めて話させていただきましたけれども、今後の取組ということでございます。改めてという話になりますけれども、まず、やはり私はその4本柱のまちづくりを進めていきますと。その中で、まずは稼ぐまちづくりの準備を5年間でさせていただきます。四、五年でさせていただきます。その後、財源をしっかりと確保した上で、安心・安全なまちづくりを重点的にしていきたいと思っております。その結果、10年以内に15歳以上65歳以下の生産年齢人口が増加に転じる町にしていきたいと考えております。

この中で、どれにも通じますけれども、大切にしていきたいことは、西川町のファンづくり、外の力を活用していきたいという点でございます。外の力を使うというのは、簡単なよ

うで、西川町においては難しいかと思えます。というのは、西川町に、そういった移住人口前の関係人口という層が、応援団が薄いからです。多少いらっしゃるかも分かりませんが、私が考えている関係人口というのは、西川町の景色とかが好きですという方だけではなくて、西川町のこの取組やこの方を応援したいんだ、西川町のここをもったいないから手伝いたいんだという熱い思いを持った関係人口でございます。こちらのほうを獲得するには、密なコミュニケーションや丁寧な体制を組まなくてははいけません。そのために、恒久的につなぐ課というのを来年度つくらせていただいて、関係人口を増加しつつ、先ほど申し上げた稼ぐまちづくりをしっかりと、安心・安全な町へとシフトしていきたいと考えております。以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 関係人口を増やして、稼ぐまちづくりを目指していくという菅野町長のお考えですけれども、今までは稼ぐという認識があまり町政の中で出てきていないんじゃないかというふうに思います。稼ぐよりも、どうやったら現状を維持していくかということのほうがもうすごく大きくて、そこから脱却して、では未来をどうやっていくというところまで、なかなか一般質問をいろいろやっても出てこなかったというふうに私は認識をしています。

まず、そういう面で、今の町政になる前に、前町政のときに積み残された課題や取り組むべき事項の中から、幾つか、菅野町長の新たな考えをお聞きしたいというふうに思いますので、質問1番で、ここ数年で町内から撤退する企業が相次ぎ、雇用の場が失われる現状が続いています。稼ぐ・稼ぎ続けるまちづくりのための企業誘致、企業支援など、その拡充についてどのような施策を実施し、また今後、推し進めるつもりなのか、町長のお考えをお伺いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 では、今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、積み残しというか、宿題とも思っておりますけれども、撤退、あるいは破産目前の企業の対応については、こちらは、私のほうも、まだ破産申請前ということでございますので、こちらの対応もして、私も会うべき方に、しかるべき方に会って、しっかりお願いしてまいりたいと思います。破産申請を速やかに進めてほしいということでございます。

また、企業誘致、企業支援のほうのご質問についてですけれども、昨日来、サテライトオフィスの誘致に関しては積極的に取り組みますということでお話ししてまいりました。その

ために、まずは場所の選定、何を造るか、整備、そして建設をして中期的な取組を行ってまいります。ただ、こちらは、サテライトオフィスは、やはりこういった建物を造って準備して、企業の理解を求めてお越しいただくというような、ある意味中期的な対応にならざるを得ません。

ちなみに、これまでの現状を申し上げますと、企業誘致のほうはあまり実績がなくて、平成24年以降、4社が撤退し、1社が休眠状態。先ほど申し上げたのは、この1社の対応でございます。また、1社が撤退した工場の譲渡を受け、一応操業しているという状況にあります。町民の雇用の場の確保には、やはり短期的に確保できる企業誘致にももちろん力を入れてまいります。

では、どう企業誘致を行っていくか。支援策の面では、今の現状では、隣の町や西村山郡の管内においてはなかなか競争力が難しいというような状況でございます。ですので、少し工夫をしまして、私のほうは、今まで金融庁におりまして、金融行政に精通しているつもりでございます。金融庁の長官の秘書役を務めた人脈を生かして、先日も3銀行の頭取にお会いしてまいりました。こちらの人脈を生かして、金融機関のほうでは、企業が新しく工場を新設したいというような情報がたくさんありますので、そういった方に対して、西川町、こういう土地があるよ、高速のインター、ここからここまで何分だよというメリットをしっかりとお知らせしてまいりたいと思います。企業誘致は、やはりゲリラ戦を行うのでは西川町も体力がなく、どこに西川町に関心のある企業があるかどうかというのは、正直、見つけにくい状況でございます。そこは、金融機関の人脈を生かして、効率的に、集中的に探してまいりたいと考えております。

その上で、競争力が今まで弱かった、補助制度が弱かった西川町の状況もできるだけ改善しなくてはなりません。企業づくり、企業誘致に関する既存の制度としては、西川町産業立地促進条例に基づき、事業取得の取得分の固定資産税相当分を3年間交付する制度があります。さらに、企業誘致を進めるためには、町内の土地、建物を取得する取得移転費に対する支援が不可欠だと考えております。取得移転の2分の1の補助で、上限1,000万の補助、この新しい補助を今回の定例会に補正予算として計上しているところでございます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 企業誘致に関しては、私も一般質問の中で幾度となく行ってきましてけれども、西川町では、大企業、あるいは数百人規模、四、五十人規模の企業を誘致するというのは、土地もあまりないし、大変だなということでは、立地条件、その他の困難なこ

とを考えたときに、そういう大きい工場を持つてくるというのは大変困難なことだというのは一般質問の中でもさせていただきました。

その中で、町長もおっしゃったサテライトオフィス、あるいは業を起こす起業をしていただいて、土地がない、だけれども、大自然の中で、美しい自然、あるいはおいしい空気の中で育てることができる企業というのはきっとあるはずだということで話をずっとしてきましたけれども、二、三人の起こす起業で100社が来れば、それで300人になるわけですので、そういう面では、町長の公約にもあるように、中央のそういった企業が、ヤフーとかアマゾンとか、何でしたか、いろいろなものがありますけれども、そういうものの支社を持つてきたいという話もありますけれども、そういう点では、私もそういう面では同感ですけれども、そういったものに対して、今まで、では積極的に勧誘して、来てくださいということでやってきたのかといえば、そうでもないのかなというふうに思います。

そういう面では、ぜひトップとしてのセールス、あるいは今後そういった企業を引っ張ってくるということについて、菅野町長がどういうふうにお考えなのかお尋ねをしたいのと、できれば、アメリカのシリコンバレーとまではいかなくとも、西川町がそういったIT企業に対する手厚い保護をしながら、都会のごみごみした環境の中ではなく、自然豊かなところで働けるとなれば、来る企業だってきっとあるはずだというふうに思いますので、そういったシティプロモーションをして、そういった物語作りをしながら企業を誘致していただきたいというふうに考えますけれども、この点について菅野町長の見解をお尋ねします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、物語作りと先ほどキーワードがありましたけれども、これは本当に重要なこととございます。今、例えば、お金を集めるという行為をするにしても、やはり起業側、起業する、起こす業をする際には資金調達が必要なわけです。これに関してクラウドファンディングという手法が全国各地で行われていますけれども、このクラウドファンディングの成功の秘訣は物語作り。その企業がなぜここで、なぜこういう商品をこういう思いで作っていくかという物語作りが共感を引きつけます。そういった点は西川町も同じとございます。ヒントをいただきましたので、私も、関心のある企業が現れる際には、そういった、西川町になぜ、空気がきれいで、御社のことを知った上で、御社のこの企業理念に合う場所がありますとか、そういった相手のことをしっかり考えてプロモーションを集中的に行わなくてはいけないなと思っております。

また、先ほどどうやって引っ張ってくるのかというご質問がありました。サテライトオフィスができたとします。そのときに、やはり西川町で議論して、なぜここに作って、どういう景色で働けるか、そういったアピールポイントを町民皆様と考えていかななくてはいけないと思っています。そこで、この町のこの景色や、そのときWi-Fiがあれば、Wi-Fiも使えるし、温泉が近ければ、ここには温泉もある。山菜料理も食べられるというようなセールスポイントをしっかりとめなくてはいけないと思っております。その上で、引っ張ってくるという作業になったときには、これは一番やはりトップセールスが効くのでございます。

今、町にある情報、例えば入札情報とか、うまくやっている自治体は、入札情報とか、今まで西川町に寄附してくれた企業、そういった何かしら些細なつながりを見つけて、その企業に対してトップが熱意を持ってセールスする、こういったことが意外に遠回りのようで近道なのでございます。もちろんサテライトオフィスを集めてくる、マッチングする企業、そういったお金を支払って有償でマッチングする企業もありますけれども、そういったところも利用しつつ、私は、基本はトップセールスによるつながりのある、西川町の何かに関わって、好きで関わっていただいた企業を優先していきたいと思っております。そうすることで、経済状況に応じて西川町から安易に出ていくというようなことはしないような企業を探していきたいと考えております。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 企業そのものが来ることに對しては、来るだけじゃなく、やはり西川町を好きになってもらう。そうすれば、ちょっと業績が落ちたから出ていくわなんて言わないというふうに思いますので、そういった町を本当に好きになっていただいて、西川町に根づいてこの企業を発展させていくということをぜひトップとしてセールスをやりながらやっていただければというふうに思います。菅野町長は、国家公務員時代を含めて、言ったこと、書いたことに対しては責任を持つというふうに今まで言ってきたというふうに思いますので、自分がおっしゃったことについてはぜひ責任を持っていただいて、熱意を持って企業誘致をしていただければということ強く要請をしておきたいというふうに思います。

次に、質問の2番目に入らせていただきます。

「月山のある町」を標榜する町にとって、その玄関口である志津に建設予定の志津会館について、どういうふうな取組を今まで——去年までの取組については、るる議会でもありましたし、建設をしようとしたのが白紙に戻ったということもあります。その後のいきさつ

についてと、これからどうやって取組を進めていくのか、お伺いをいたします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 志津の取組についてご質問がありました。

まず、志津地区から実際に要請のあった志津会館の建設については、昨年度、着工したものの、地盤改良工事が県道に影響を与えるおそれがあるということで中止したところでございます。これまで、集会施設として整備すべく、地元、志津町内会と協議を進めてまいりましたが、地区での議論の結果を踏まえて、対話をこれからも継続していきたいと考えております。

志津地区の方とも、実際に、おととい、お話しさせていただきました。今、こういった西川町が持っていた情報と旅館組合の皆様が持っていた情報が若干そごがありましたものから、そこを修正させていただき、今のところ、もう1回、では私たちの中で話してみると、優先順位をつけてみるということでお話をしておりましたので、こちらのほうは、また志津地区から、優先順位がはっきりしたところで、話がついたところでまたお話があるかと思えます。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 2日前に町長自ら行って、志津地区の方々とお話をしたということですが、去年、地盤が軟弱で無理だということで、一旦、組んだ建設計画を白紙に戻し、今のところ、その後、何も進んでいないというふうに私は認識をしています。今年度、ではやれるのかというふうになりますので、もう6月ですから、10月になれば雪が降って、降雪があります。そういうことを考えたときに、今年度中にやるつもりなのか、それとも次年度まで延ばすつもりなのか、その辺の計画をどういうふうに立てていくのか、分かればお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年度、工事が中断しまして、結局、12月28日に建築確認の取下げを行いまして、県のほうの建築士のほうが受領したというふうなことで終了したわけではありますが、その後、話し合いというふうなことでは、町内会長さんと組合長さんというようなことで進めるという話をさせていただいているところでございますが、やはり土地の問題がありまして、なかなかこのことというふうなところが決められないというようなこともありました。ですので、そういう

土地問題、なかなかこちらは、町の職員が入って、町でここだというふうを決めるわけにもいきませんので、地元の方が調整していただいた中でやはり進めていくべきかなと思っております。

そういったところをやっていきながら、今後の進めにつきましては、地区と相談しながら、町も入って相談させてもらいますけれども、進めていきたいというようなことになっております。今年度に入りまして、志津地区、月山スキー場のクレバス問題で大分キャンセルなども出ておりますけれども、そういったところで、その対策とかでなかなか進んでいないところもありますが、話し合いを持って進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 何も進んでいないということだというふうに私は理解をしました。

あそこ、志津地区に関しては、もう何回も一般質問でも言いましたけれども、もう5年以上たっています。公衆トイレがない観光地の入り口なんていうのは、西川町ぐらいしかないんじゃないかというふうにずっと言ってきましたけれども、これは、今の商工観光課長の答弁を聞くと、今年も無理かなというふうに思います。

ただ土地もない。土地なんかは山がいっぱいあるじゃないですか。国有林、林野庁に掛け合えばどうにかなるなんていう土地はあると思います。そういう努力をしないで、土地がないと言うだけではどうしようもないんじゃないかというふうに思います。町有地もあると思います。そこに建てちゃ駄目だよとか、志津の地区の中でまとまらないから、なかなか土地問題が解決しないんだと言う方もいらっしゃいますけれども、そこは、やはり月山地区の観光をどうしていくかということを考えたときに、志津地区の旅館組合、あるいは志津に住んでいらっしゃる方々とお話を徹底してやりながら、こういう形で町はやっていきたいんだということを示さなければ、志津地区の皆さんの話だけを聞いていたのでは、いつまでたっても、あと1年、2年、3年たっても私は進まないというふうに思います。

先ほど町長は、町と志津地区の間でそごがあるという話がありましたけれども、どんなそごがあったのか、ちょっとその辺は、私らは、去年、中止してから、町と志津地区でそごがあるなんていう話は聞いたことがないし、一緒にやっついこうというふうになって、去年、建設計画を立てたんだと思いますが、議会ではそれはあまりよくないよという話はしてきましたけれども、そういうことを考えたときに、町長がさっきおっしゃった志津と町の間でそごがあるというのは、どういうそごがあったのか、ちょっと分かる範囲で、話せる範囲で話

していただければと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おととい、お話ししたのは、主に旅館業組合の方でございました。ただ、町が説明しているのは町内会長です。ですので、その地区のやり取りの中でちょっと情報が行き渡っていないのかなという意味での情報の伝達のところでございます。

そこで、少しお話しさせていただきますと、やはり公衆トイレがないというのは問題としてあります。また、観光案内所とかもできればいいとか、あるいは集会所もないとかいうことをいろいろお話しいただきましたけれども、やはりここはどこに建てるかというのが一番大事でございまして、どこに建てるかが決まれば、その予算化、必要経費も分かりまして、私のほうも、国の補助金を使うべきかどうかとか、町の単費がどれぐらいかという議論ができるので、まず、どこに建てるかということで、今お返ししたところでございます。やはり志津の入り口に建てたいというような要望がありますので、少し、今、遊休地があるということでしたので、その土地の持ち主に掛け合うというようなところで今収まっております。

また、月山の志津のことについて、私なりにこれから考えていることは、まず、少なくとも言えるところは、西川町の稼ぐ力の源泉は、志津地区の温泉が必須だと思っています。それはやはり、ほかの市町村でもありますけれども、経済効果が大きいか少ないかというのは、宿泊施設に多く左右されます。ですので、そういった、せっかく温泉のある町、宿泊施設がまとまってある町という利点を残さなくてはいけないと考えております。

また、補正予算に盛り込ませていただいたA I観光周遊型のアプリケーション、こちらのほうでこれから車でいろいろな方が町を周遊することになりますけれども、やはり最後は、少なくとも、最後はというか、経由地の一つとして志津地区にさせていただいて、ああ、途中で、ここまで来たから泊まろうかと言ってもらえるような誘導を考えておりますので、その面においても、志津地区の公衆トイレや景観の維持というのは優先を高くしてまいりたいと思いますが、ただ、地元のほうで、地域のほうで、そういった意見交換も踏まえて一定の優先順位をつけていただくと、町のほうもやりやすいかと考えております。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） そういう面では精力的に、今、菅野町長がおっしゃったように、観光面での稼ぎ頭をどうしてもなくすことができない志津地区だということでしたら、ぜひ志津会館を急いでと、急いでろくなものを造られるとまた変になりますので、そこは地元の方々ときちんと話をしながら最善の策を取っていただいて、先ほど言ったように、土地がないと

いうんだったら林野庁に掛け合うとか、そういうことも必要になってくるというふうに思います。熱意を持って志津会館の建設をやっていただきたいというふうに強く要請をしておきたいというふうに思います。ただ単に1人、2人の話を聞くだけでなく、志津地区全体の人々の話を聞いて、志津全体でこういう形でやりたいんだと、それと町は観光地としてこういう形でやりたいというのをマッチングさせて、志津会館というのを造っていただきたいというふうに思います。

今までは志津会館を造るのに一般財源をとということで、去年は多分、建設計画だったと思うんですが、あそこは、大越川に横穴を掘って、五色沼の下まで地滑り対策で国交省が今大工事をやっています。そういった形での助成も多分受けられるんじゃないかななんて私自身は思っています。今までの志津会館は、寒河江ダムの方からの助成で建てたという話も聞いています。そういうことでは国交省との話のつなぎ止めも必要になってくるというふうに思いますので、その辺について今後どのような形で、先ほど商工観光課長から今後の進め方がありましたけれども、話を聞くと、何か全然進まないような気がしていますので、菅野町長はどのような形でやっていくつもりなのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私なりに考えている青写真を申し上げます。

志津会館の土地の確保なんですけれども、志津地区のそのときのお話合いでは、やはり近くに、入り口に置きたいということで、遊休地のほうを希望されておりました。ただ、そこは民有地でもございますので、その方への条件が必要になります。ただ、その景観を害するような建物が建っているというのも事実でございます。こちらのほうをいろいろ探しましたけれども、観光庁のほうで取壊し、景観を揺るがすような、景観を維持するような建物を壊して、さらに、観光施設であれば2分の1補助が1億円以内で受けられるという補助金がありました。こちらのほうも志津地区にはご紹介いたしました。

ただ、国の制度でございますので、いつまであるかというのは分かりません。なので、早めに議論したほうがこの制度を使えるというふうに申し上げましたので、青写真からすれば、この入り口の施設の話がまとまって、そこに観光施設を建てることで、集会所も兼ねた、機能としては、国に対しては観光施設ですけども、実際使うのは集会所の機能も兼ねた施設を造って、次はどこが管理するかという問題をこれから話していきたいと思っています。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） ぜひ、先ほど言ったように、熱意を持って志津会館の建設に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

このことについては、前々から何回も一般質問、このことについても行ってきましたけれども、町全体で子どもの出生数はもう年間20名にも満たないという状況にあります。子育て世代に優しいまちづくりのためにも、小・中学校の給食費の無償化を実施すべきだと考えますが、今後の対応について伺いますと書きましたけれども、全員協議会の中で、今回の補正予算で保・小・中の給食費を無償化するという補正予算が出ていますので、これについては、今まで何回も何回も言ってなかなかできなかったことが今回できるんだなということで、私は前進だというふうに喜んでいるところです。

また、今後の、そういった意味で給食費は無料になりました。寒河江とか、先ほどの鮭川も無料だよという話がありましたけれども、今までは周りを見て決めていきますという話があったんですが、そうじゃなく、自らこういった形で無償化をするということですので、大変喜んでいるところです。こういった町の宝である子どもたちに関わる教育全体に対する施策をどう今後推し進めていくつもりなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 給食費の完全無料化については、先ほど来、ご説明させていただいたとおりでございます。ただ、課題というのもございます、財源でございます。今、西川町が無料化に充てている財源はコロナ特別臨時交付金で、来年あるかどうか分からないものでございます。ですので、こういった財源の確保、もう一度、無料化したら、来年からは単費で財源を確保しなくちゃいけないかということにならないように、なるべく国のお金を使うことでそういった継続的な財源を確保していきたいと思います。例えば、地方創生推進交付金などを使って、地産地消の取組の一環ですよということで、町の野菜など、肉などを使うという名目で内閣府のほうに申請して、半分の補助を頂くというようなことは今後もできるかと思っておりますので、そのあたり、財源のほうを工夫して、継続して、なるべく単費にならないように対応していきたいと考えております。

子どもたちに関する施策をどう推し進めるかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、ご質問、佐藤光康議員のほうでご質問がありましたけれども、戻ってくる高校生、大学生への対応をしっかりとはいけないと考えております。教育ローン、借りていただいた教育ローンを、戻ってくれば、ある一定の要件の下、全額無償化、

返済免除しますというようなことを進めてまいりたいと思っています。

あとは、小さい子どもたちへの就学。やはり定住していただきたいということでございますので、今ある西川町の魅力やよい思い出をつくっていただくというような機会もありますけれども、できれば西川町の企業様と子どもたちを結びつけるような事業、ことを考えていければいいなと思っております。よく地方創生の取組で定住支援につながっている事例として、企業のかばん持ち、社長のかばん持ち体験というのがございます。西川町はまだ実施しておりませんが、こちらの例えばトラヤワインとか、建設会社でもいいです。また、西川総合開発でも構いませんので、そういった企業の社長がどうやって動いているかということを一、二日、半日かけて小学校の、中学校の生徒にも経験いただくようなことも、いずれできればいいなというふうに考えております。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 給食費に関しては、単年度じゃなくて、恒常的にずっと今後、無償化というのは続いていくというふうに思いますが、何しろ西川町の子どもたちの数というのは、少子高齢化の中においてすごく少ないということで見れば、年間1,000万以下ぐらいの経費があれば無償化は続けていけるのかなというふうに思っていますので、そこはどんな助成があるかよく分かりませんが、ぜひそれに見合った、先ほど言った地産地消の給食を出すから助成してくれとか、そういった形での助成金を取ってくるということに対しては、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

あと、今後の教育の在り方については、教育長のほうから先ほど佐藤光康議員の質問にいろいろ答えていただきました。その中で、私、一つだけ、光康議員がおっしゃったことと通じるとは思いますけれども、学力を向上させるために、子どもたちの親というのは、やはり自分の子どもたちがどれほど頑張って勉強して学力が上がったのかなということに対しては結構興味があって、そのことで移住してくるという方もいらっしゃるということもお話を聞いています。

そういう面では、西川町に塾がありませんし、そういう面で、寒河江、そっちのほうに通って、塾代を月5,000円から1万円支払いながら子どもの学力を上げるために頑張っている親がかなりいるという話、前もさせていただきましたけれども、その中で公設民営の学習塾を町として計画できないのかという話もさせてもらいましたが、それに関しては回答がございませんでした、今まで。だけれども、今回、町長が替わられたことによって、子どもたち

のやはり学力を高める、それから、教育長がおっしゃったように、西川町独自の教育をやって、ああ、西川町に行けばこういうことができるんだと。今まで不登校だった、学校に行きたくないという子どもたちも学校に通えるというようなシステムを考えるためにも、公設塾をつくる気がないのかどうか、ひとつお聞きしたいのと、先ほど教育ローンの話がありました。町の奨学金、育英制度では、町に戻ってきた医療従事者に関しては無償にしますというのがありますが、それ以上広がっていません。ぜひ全員にという、町に戻ってくれば、医療従事者なんて関係なく、無料にしてほしいという話はずっとしてきましたが、そこはなかなか広がっていませんけれども、先ほど菅野町長がおっしゃった教育ローンというのは、民間、日本育英会の教育ローンもあります。そういった教育ローン、500万借りたら、500万そのものをただにするということじゃなくて、利子補給をなさるとのことなのか、ちょっとその辺がよく分からないので、そこもちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。私がお説明させていただいた教育ローンに関しましては、医療従事者にかかわらず、町である一定の年数を経過した方、定住して年数を経過した方には、返済をなし、元本ごとなしにするということでございます。教育ローンは、借りても1,000万ぐらいのローンだと思います。ただ、新しいそういう若い方が戻って、成人男性1名戻ってきてくれた経済効果は、一般的に450万から600万と言われております。ですので、そういった経済効果を考えれば、この1,000万の補助というの、免除というの、経済的に合理的でございますし、国の補助金の裏づけ制度もありますので、補助もありますので、そういった制度も活用していきたいと思っております。

また、育英会のお話もございましたけれども、育英会をどうするかというのは、ちょっとここは考えさせていただいて、育英会が私が大変だなと思っているのは、事務作業なんです、事務作業。先ほど私が申し上げた教育ローンのほうは、町の職員がお金に手をつけることなく、もう金融機関のほうで完結するわけでございます。金融機関のほうに、町のほうからか、あるいはとにかく返済をすれば終わる。1回の支払いで終わるのでございますが、育英会ですよね。育英支援基金のほうは町のほうで手続をしなくてはいけない制度になりますので、そちらの平仄とかも考えながら行ってまいりたいと思っております。

公設民営塾のお話でございますけれども、こちらのほうは、アイデアをいただきましてありがとうございます。まずは、こういうすぐできるものと。すぐできるものとして先ほど私が申し上げた、これもソフトパワーを使ったすっだいのマッチングのところではまず対

応させていただき、こういった施設が必要だという声が、やはりその声があれば町も私も動けると思っていますので、そういうニーズを把握して対話していきたいと思っておりますので、すぐすぐはという回答はちょっと控えさせていただきます。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 教育ローンのほうは、そうしますと、町の奨学金だというふうに理解してよろしいわけですね。それを無料にするということですね。その辺、ちょっと確認をさせていただきたい。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 すみません。私がお説明をさせていただいた教育ローン、銀行のローンを借りていただいていることは無償化になりますということです。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 例えば、某銀行の教育ローンを私が借りました。700万借りました。西川町に住みます、定住しますといった場合に、ある条件の下、年数を経たら、それは元金とも無料にしますよということだというふうに理解をしました。町の奨学金制度があつて、そこは、先ほど言ったように、医療従事者だけが無料にするというのが今まで条例で決まっていますけれども、それも、教育ローンを無料にするんだつたら、ぜひ町の持っている奨学金制度も無料にさせていただきたいというふうに強く要請したいと思うんですが、そこはどんなんでしょう。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 すみません。手元に資料がなくて、正確な制度名はちょっとすみません。育英資金の町のほうでの貸付ですよ。貸付のほうは、すみません、先ほど申し上げた、これからこの平仄も、先ほど申し上げた制度と平仄を取って考えさせてくださいということですが、問題点は、町の職員の作業が大変になるという、大変な資金になりますので、少し考えさせていただければと思います、事務作業がですね。すみません。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 民間の教育ローンをただにするんだつたら、町が設けている奨学金制度というのは、ぜひそれもただにさせていただきたい。事務作業が忙しいなんて言っている場合じゃございませんというふうに私は思いますので、その点についてもぜひ町の奨学資金制度を見直していただいて、医療従事者だけじゃなく、町に定住なさるといふ決意をなさつた受給者に関しては、ある条件を満たせば無料にするということで、検討をぜひ強く要請し

ておきたいというふうに思います。

教育に関して、いろいろ教育長のほうから西川町はすばらしいという話がありました。私も、西川町の学校教育、それから保育園等に関してはいいものがたくさんあるというふうに思っています。ただ、町外にそれをアピールする仕方で見ると、まだまだ弱いのかなど。町ではこんな教育をしているよというのをアピールすれば、西川町の教育というのはそんなにすばらしいのかということで、興味を持って訪ねてくる方もいらっしゃるというふうに思いますので、そこはぜひ、学校のホームページもありますけれども、町のほうでも新たに立ち上げていただいて機敏に情報を出していただければ、もっとPRできるのかなというふうに思いますので、そこをきちんと対応していただきたいというふうに思います。

今までいろいろなこととお話しさせていただきましたけれども、町長が替わったことによって、町が活力のある町に変わるんじゃないかという期待を持っている町民の方もたくさんいらっしゃいます。そういうことに対してきちんと答えを出しながら町政を運営していただければというふうに思います。議会としても、二元代表制の下で、町長に言うべきことは多分言うかもしれませんが。耳が痛いこともあるかもしれませんが。でも、それは町民のためだということを考えたときに、町長も、執行側も、議会も、お互いに切磋琢磨しながら、西川町が本当に住みよい町になっていくことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、9番、伊藤哲治議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分

令和 4 年 6 月 1 0 日

令和4年第2回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年6月10日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第2号 令和3年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第4号 令和3年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第5号 第31期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第6号 第16期株式会社米月山の経営状況の報告について
- 日程第 6 議案の審議・採決
- 議第30号 財産(路線バス車両)の購入について
- 議第31号 財産(スクールバス車両)の購入について
- 議第32号 西川町企業版ふるさと納税寄附金基金条例の設定について
- 議第33号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第1号)
- 議第35号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第36号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 請願の審査報告
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 閉会中の継続調査申出
- 追加日程について
- 日程第10 議第37号 令和4年度西川町町営住宅建築工事(1LDK)請負契約の締結について
- 日程第11 議第38号 令和4年度西川町町営住宅建築工事(2LDK)請負契約の締結について
- 日程第12 発議第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

出席議員（10名）

1番	後藤 一夫 議員	2番	荒木 俊夫 議員
3番	佐藤 仁 議員	4番	佐藤 光康 議員
5番	菅野 邦比克 議員	6番	大泉 奈美 議員
7番	佐藤 耕二 議員	8番	佐藤 幸吉 議員
9番	伊藤 哲治 議員	10番	古澤 俊一 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野 大志 君	教育長	前田 雅孝 君
総務課長	佐藤 俊彦 君	政策推進課長	荒木 真也 君
会計管理者 兼 出納室長	土田 伸 君	健康福祉課長	佐藤 尚史 君
町民税務課長 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦 君	商工観光課長	土田 浩行 君
建設水道課長	眞壁 正弘 君	病院事務長	飯野 勇 君
学校教育課長	安達 晴美 君	生涯学習課長	奥山 純二 君
監査委員	高橋 將 君	西川町 総合開発(株) 代表取締役	高橋 勇吉 君
株式会社 米月山 代表取締役 社長	高橋 春二 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田 一弘 君	議事係長	鬼越 晃一 君
書記	柴田 歆那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま菅野町長より追加議案、令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）請負契約の締結について、令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の締結についての2議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第10、議第37号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）請負契約の締結について、追加日程第11、議第38号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の締結についてといたします。

◎報告第2号

○古澤議長 日程第1、報告第2号 令和3年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 報告第2号 令和3年度西川町一般会計繰越明許繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度から令和4年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載いたしております10事務事業につきましては、令和4年3月の第1回定例会の一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）の中で、繰越明許費として計上いたしましたものであります。

第2款総務費、第1項総務管理費の新行政情報システムに要する経費につきましては、マイナンバーカードを所有されている方の転出転入手続ワンストップ化を図るために、住民基本台帳システムを改修するための繰越額264万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金264万円であります。

第3款民生費は、2事務事業であります。

1つ目の第1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた住民税非課税世帯並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が非課税基準同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する繰越額1,583万8,000円の事業であります。財源内訳は国庫支出金1,583万8,000円であります。

2つ目の第2項児童福祉費の子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業と同様に、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた18歳以下の子どもに対して10万円の現金を給付する事業であります。令和3年度に完了し、繰越額はありません。

第4款衛生費、第1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の皆さんの生命及び健康を守るために、3回目の新型コロナウイルスワクチンを接種するための繰越額964万1,730円の事業であります。財源内訳は国庫支出金964万1,730円であります。

第6款農林水産業費は、2事務事業であります。

1つ目の第1項農業費の公益多目的選果施設建設事業につきましては、寒河江西村山管内のリンゴの選果所を整備するための繰越額157万6,000円の事業であります。財源内訳は一般財源157万6,000円であります。

2つ目の啓翁桜団地造成事業につきましては、改修地内に啓翁桜の団地を造成するための繰越額1,053万3,000円の事業であります。財源内訳は県支出金481万2,000円、西川町農地耕作条件改善事業分担金52万7,000円、一般財源519万4,000円であります。

第8款土木費は、2事務事業であります。

1つ目の第2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道太郎綱取線舗装補修工事施工のための繰越額2,100万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金1,140万円、一般財源960万円であります。

2つ目の道路メンテナンス事業につきましては、町道仁田山牧場線月山大橋橋りょう補修工事及び町道月岡・入間線大入間川橋旧橋、古い橋、これの撤去工事施工のための繰越額2,880万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金1,704万円、町債860万円、一般財源316万円あります。

第11款災害復旧費は、2事務事業であります。

1つ目の第1項土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、令和2年7月豪雨災害等の被災箇所を復旧するための繰越額6,800万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金2,902万円、町債350万円、一般財源3,548万円あります。

次のページをご覧くださいまして、2つ目の第2項農林業施設災害復旧費の林道災害復旧事業につきましては、令和2年7月豪雨災害の被災箇所を復旧するための繰越額1億4,163万6,000円の事業であります。財源内訳は県支出金1億2,740万円、町債320万円、一般財源1,103万6,000円あります。

以上、合計10事務事業、繰越額2億9,966万4,730円、財源内訳は国県支出金2億1,779万1,730円、町債1,530万円、分担金及び負担金52万7,000円、一般財源6,604万6,000円あります。

以上のとおりであります。

◎報告第3号

○古澤議長 日程第2、報告第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

眞壁建設水道課長。

[建設水道課長 眞壁正弘君 登壇]

○眞壁建設水道課長 報告第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度から令和4年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載いたしております2事務事業につきましては、令和4年3月の第1回定例会の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の中で、繰越明許費として計上いたしましたものであります。

第2款施設費の2事務事業であります。

1つ目の第1項施設管理費の公共下水道管渠維持管理費につきましては、公共下水道管渠の長寿命化を図るために、ストックマネジメント実施方針を策定するための繰越額1,300万円の事業であります。財源内訳は国庫支出金、一般財源ともに650万円であります。

2つ目の公共下水道浄化センター維持管理費につきましては、西川浄化センターの機器を更新するための繰越額1,200万1,000円であります。財源内訳は国庫支出金660万円、町債480万円、一般財源60万1,000円であります。

以上、合計2事務事業、繰越額2,500万1,000円、財源内訳は国庫支出金1,310万円、町債480万円、一般財源710万1,000円であります。

以上のとおりであります。

◎報告第4号

○古澤議長 日程第3、報告第4号 令和3年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 報告第4号 令和3年度西川町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度の事故繰越しとして令和4年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越しいたしましたので、同条同項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の事故繰越し繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

この事故繰越しにつきましては、令和2年度から令和3年度に繰越したものの避け難い事故のため、令和3年度内に支出を終わらなかった事務事業で、繰越計算書に記載いたしております第11款災害復旧費の3事務事業であり、いずれも令和2年7月豪雨災害復旧事業であります。

1つ目の公共土木施設災害復旧事業につきましては、町道四ツ谷線道路災害復旧工事であります。

同工事につきましては、2度の入札不調で発注時期を見直し契約を行ったところではありますが、人員確保状況を踏まえた計画変更により、予定いたしておりました工期内での完了が困難となったため、事故繰越しを行うものであります。繰越額は1,760万円、財源内訳は国庫支出金1,548万8,000円、町債200万円、一般財源11万2,000円であります。

2つ目の農業施設災害復旧事業につきましては、吉川、尾畑山、岩根沢及び沼山・中原地内の農地農業用施設災害復旧工事であります。

同工事につきましては、激甚災害による工事量の急増から作業員の確保が困難となり、2度の入札不調となったことから年度内完成が困難となったため、事故繰越しを行うものであります。繰越額は5,214万9,500円、財源内訳は県支出金4,693万5,000円、地元分担金52万2,000円、町債40万円、一般財源429万2,500円であります。

3つ目の林道災害復旧事業につきましては、林道間沢川線及び睦合地内の林道五郎線の林道災害復旧工事であります。

同工事につきましては、激甚災害による工事量の急増から型枠工の作業員の確保が困難となり、着手に時間を要したことから年度内完成が困難となったため、事故繰越しを行うものであります。繰越額は4,358万600円、財源内訳は県支出金3,922万2,000円、町債150万円、一般財源285万8,600円であります。

以上、繰越額は1億1,333万100円、財源内訳は国県支出金1億164万5,000円、分担金及び負担金52万2,000円、町債390万円、一般財源726万3,100円であります。

以上のとおりであります。

○古澤議長　ここで、西川町総合開発株式会社の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役

の入場を認めます。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 高橋勇吉君 入場〕

◎報告第5号

○古澤議長 日程第4、報告第5号 第31期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 高橋勇吉君 登壇〕

○高橋代表取締役 報告第5号 第31期西川町総合開発株式会社の経営状況について、ご報告申し上げます。

まずもって、日頃より議員各位並びに町民の皆様方から温かいご指導、ご鞭撻、そしてご利用いただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝を申し上げる次第でございます。

当期の県内経済は、県の月例報告によれば新型コロナウイルス感染の影響があり厳しい状況にありましたが、緩やかに持ち直しておりました。当社も来店客数の増加により業況が緩やかに回復してまいりました。また、道の駅にしかわの売店、レストラン、温泉館、そして月山自然水、地ビール製造販売のほか、指定管理委託など、各事業にわたり経営の効率化を図るとともに、月山自然水の防災水、啓翁桜のチップで麦芽を燻製したラオホビールの製造販売などの新規商品開発も行っていました。さらに雇用調整助成金などの新型コロナ感染対策補助金もありました。

この結果、当期売上高は前期より3,000万円増の4億2,400万円、経常利益は前期より1,898万9,000円増の2,053万1,000円、当期純利益では前期より1,267万4,000円増の1,423万1,000円となり、5期連続の黒字決算となりました。

また、当期における総資産は前期と比較して2,650万7,000円増の1億3,636万9,000円、負債は1,227万5,000円増の6,418万5,000円となりました。純資産合計は、利益剰余金が1,423万1,000円増加したことにより7,218万3,000円となりました。一時期純資産は4,700万円ほどに落ち込みましたが、地道ではありますが、7,200万円まで回復してきております。

なお、今期の体制につきましては、本道寺ふる里振興株式会社、宮林氏が取締役を退任され、新たに筆頭株主であります西川町長が取締役に入って、そして今期の経営に当たること

としております。そして、当面の間、代表取締役につきましても引き続きさせていただくことになっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の人口減少や、そして国道の通過車両の減少による来店者数が年々減少してあります。新型コロナウイルス感染症の影響もまだございまして、会社の経営には厳しい現状であります。地域の産業振興と総合交流拠点としての第三セクターの役割をしっかりと果たしていくために、引き続き社員一丸となって経営努力を積み重ねてまいります。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○古澤議長 ここで、高橋代表取締役の退場を認めます。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役 高橋勇吉君 退場〕

○古澤議長 続いて、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、高橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 入場〕

◎報告第6号

○古澤議長 日程第5、報告第6号 第16期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

高橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長 高橋春二君 登壇〕

○高橋代表取締役社長 日頃当農業法人、株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第16期、令和3年度の経営状況についてご報告申し上げます。

令和3年産の山形県の作柄についてはやや良となり、食味ランキングについては、県産ブランド米、つや姫と雪若丸が最上級の特Aを獲得いたしました。前回5年ぶり特Aに返り咲いた主力品種でありますはえぬきは再び1ランク下のAに後退しました。

概算金については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う全国的な需要減少を受け、雪若丸は昨年比で2,300円の減、はえぬきは2,200円の減となりました。一方、全国トップブランドのつや姫は500円減にとどまりました。

また、米の販売状況等については、米需要が年間10万トンのペースで減っていることに加え、新型コロナで打撃を受ける外食産業が回復しない現状、さらに多くの食品が値上げを余儀なくされる一方で、家庭用の米はさらなる値下げの標的となっているのが現状です。

以上の米を取り巻く情勢の中、当社の取扱実績については精米数量で541トン、計画対比100%、前年対比90%、売上金額で5,757万8,000円、前年対比82%と取扱数量、売上金額とも前年度実績を下回った結果となりました。

売上げ実績減少の要因として、前年度ふるさと納税返礼品で約20トン、売上金額5,580万円の特注があったことと一部の市町村でふるさと納税返礼品の精米が減少したことが大きな要因として考えられます。

市町村別の実績は、寒河江市からの委託が玄米換算で6,124俵、河北町が2,272俵、大江町が391俵、朝日町が34俵、西川町が391俵の精米委託実績となり、寒河江市と西川町が前年度を上回る結果となりました。また、ふるさと納税に関する委託統制製品販売売上金額が2,956万円となり、売上金額全体の51%を占める結果となりました。また、引き続き県内の弁当製造店、焼肉店、老人ホーム等に業務用の販売拡大を図りましたが、新型コロナ禍の影響もあり拡大とはなりませんでした。

発芽胚芽米関係商品については、取扱数量で2万867キロ、前年対比86%、売上金額で821万6,000円となりました。

以上のとおり、今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う全国的な需要減少の影響を受けた中ではありましたが、精米量拡大と収益性の向上を目指した事業を展開した結果、経常利益は378万円の黒字決算となり、税引き後の繰越利益剰余金についても312万8,000円の繰越利益剰余金を出すことができました。

詳細につきましては、6月6日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも米月山の事業運営にご指導、ご協力、またご利用をお願い申し上げます。

○古澤議長　ここで、高橋代表取締役社長の退場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　高橋春二君　退場〕

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第6、これより議案の審議・採決を行います。

審議・採決に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配信されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配信されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略します。

議第30号 財産（路線バス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田町民税務課長 議第30号 財産（路線バス車両）の購入につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成15年度に購入いたしました43人乗りのシラユキ4号が老朽化したことから、29人乗り町営路線バス1台の購入を行うものであります。

指名業者、予定価格につきましては、西川町議会第2回定例議会参考資料1ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たりまして、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店、西東北日野自動車株式会社山形支店の5者を指名し、入札通知を行ったところ、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店及び西東北日野自動車株式会社山形支店の3社から入札辞退届出の提出があり、5月20日に2者で指名競争入札を行った結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,090万円で落札いたしましたので、消費税込み1,199万円で契約を締結しようとするものであります。

設計金額は、消費税抜きで1,150万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和5年3月15日といたしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第30号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 財産（スクールバス）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

○安達学校教育課長 議第31号 財産（スクールバス車両）の購入の契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、29人乗りスクールバス1台を更新するものです。

入札の指名につきましては、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店、山形いすゞ自動車株式会社東根営業所、山形トヨタ自動車株式会社寒河江店、西東北日野自動車株式会社山形支店の5者を指名し、5月20日に入札を行った結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,080万円で落札いたしましたので、消費税込み1,188万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等につきましては、議案参考資料に記載しておりますので、ご覧ください。設計金額は、消費税抜きで1,130万円、予定価格も同額となっております。

納入期限は、令和5年3月15日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第31号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 西川町企業版ふるさと納税給付金基金条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木政策推進課長。

〔政策推進課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木政策推進課長 議第32号 西川町企業版ふるさと納税寄附金基金条例の設定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、本町のまち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業に対し、本町に寄せられた企業版ふるさと納税寄附金を寄附をいただいた年度以降においても、寄附者が寄附をした意向に沿った事業に活用し、本町の地方創生事業を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設定するものであります。

それでは、お手元の議案書をご覧ください。

第1条につきましては、基金の設置目的について、第2条は基金の積み立てる額について規定しております。第3条は基金の適正な管理について、第4条は運用益の処理について、第5条は繰替運用について、第6条の処分については、第1条に規定する場合に限り処分できることを規定し、第7条は委任についてそれぞれに規定をしているところであります。

附則の施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行するものと規定しております。

以上のおりでありますので、よろしくご審議、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今回企業版ふるさと納税給付金基金条例ということで設定になるわけですが、企業版ふるさと納税と個人のふるさと納税の違いについて、町民の方は企業版とただのふるさと納税、どこが違うんだということで、分からない方も結構いらっしゃるといふふうに思いますので、その辺の説明についてお願いしたいのと、個人のふるさと納税と、それから企業版ふるさと納税の現在までの実績、あるいは今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税の違いについてであります。

個人版ふるさと納税は、総務省のほうで、国のほうで認めております市町村税、県税に係る税を応援したい自治体に寄附行為を行うことで、そちらの自治体に寄附を行うことで個人的に控除を受けられる制度になっております。そして、個人版ふるさと納税につきましては、返礼品として寄附額の30%を限度に返礼品を受けることができまして、返礼品を送る際の経費も含めまして、約5割まで返礼をすることで個人の方にお礼としてその地域の特産品などをお届けできるような仕組みになってございます。

一方で、企業版ふるさと納税につきましては、返礼品等の企業がその自治体に対して寄附を行った場合の返礼というものは認められておりません。寄附企業への経済的な見返りは禁止されております。

企業版ふるさと納税、企業数が自治体に寄附することのメリットにつきましては、令和2年まではそれまで損益算入3割、税額控除最大3割、合計6割の免除がなされておりましたが、令和2年度からは税額控除が最大6割まで認められまして、損益算入と合計しますと9割免除されるということでありまして、例えば1,000万円寄附をすると最大900万円の法人税が軽減されるということで、企業にとっても寄附するメリットが多くなったということから、令和2年度以降、それまで年間三十数億円であった企業版ふるさと納税の寄附金が全国的に110億円を超える状況になっているところであります。

そして、本町のこれまでの個人版ふるさと納税並びに企業版ふるさと納税の実績でございますが、個人版ふるさと納税につきましては、令和2年までは返礼品の返礼率が30%までというようなことから、寄附金額が3,000万円に満たない状況でありましたが、令和3年度におきましては1億5,000万円を超える実績となっております。そして、企業版ふるさと納税につきましては、令和3年度初めて寄附をいただきまして、実績額としては1社から200万円というような実績になっているところであります。

今後の見通しにつきましては、町長の公約にもありますとおり、寄附企業10社並びに寄附金額5,000万円を目指して町長、町、執行部一丸となって、寄附の獲得に進んでまいりたいということで、今般の補正予算にも5,000万円の寄附金額の補正予算を計上しているところであります。個人版ふるさと納税につきましても、本年度の予算措置につきましては1億5,000万円ということで設定しているところであります。

以上のとおりであります。よろしくお願いたします。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） ありがとうございます。

今、政策推進課長から説明がありましたけれども、個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税ではその成り立ちというか、まるっきり違うというようなイメージを私は受けています。

個人版ふるさと納税に関しては、返礼品として前はかなり全国的にも競争になって、いいものだけ出して、うちにぜひというようなことで、50%も出したところもあったと思うんですが、今は総務省のほうから30%限度ということになっています。ただ、返礼品の内容については、西川町の特産であるものをきちんと選定していただいて、西川町に個人版ふるさと納税が1億5,000万円の予定だということですが、寒河江なんかはすごく集めているわけですので、そういう面では西川町のブランド米とは今言っていないけれども、お米も大変おいしいですし、そういうことをPRしていただいて増やしていただければというふうに思います。

それから、企業版ふるさと納税については、1社、去年、令和3年度200万円、ヒカリ株式会社から受けたという報告を受けていますけれども、令和4年度、町長の公約にもありますけれども、企業版ふるさと納税をぜひ呼び込んでいきたいという話がありますが、経済的見返りは求めないということですので、9割の税控除はできるにしても、どこの市町村に私の企業で企業版ふるさと納税するかというのは、その町の魅力、あるいは熱意によって変わってくると思うんですね。そういう面で、今後企業版ふるさと納税を取っていくためにはどういった決意でやっていくおつもりなのか、菅野町長の意見を求めます。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問に対してお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、企業版ふるさと納税のほうは、経済的見返りの禁止ということが法律で定まっているので、この点個人版ふるさと納税とは違う点でございます。ですので、個人版ふるさと納税のほうは何が欲しいか、魅力のある商品を並べることが大切なのでございますが、企業版ふるさと納税に関しては、町のどの事業を応援したいか、経済的見返りが無いにもかかわらずなぜこの町を応援したいのかという動機づけをくすぐるようなPRとか、またトップセールスを行わなくてはいけないと思っております。

その上でどのように集めていくかということでございますけれども、まだまだできることがあると思っています。企業版に関しても個人版ふるさと納税に関してでございます。

西川町の職員が一人一人広報マンにならないといけないというふうに先日申し上げました。あとまた稼ぐ力を西川町で養っていかなくてはいけない。例えば西川町職員の名刺に裏面にでも企業版ふるさと納税や個人版ふるさと納税をこのサイトを見ていただければ詳しく

書いていますと、ぜひご寄附をお願いしますみたいなことを記載したものをお渡しする。また、一言沿えるという地道な作業は、職員一丸となってまいりますので、ぜひ町議の皆様もご協力いただければと思います。

また、企業版ふるさと納税の集める、うまくいっている自治体の事例を申し上げますと、ここはやはりトップセールスなんでございます。トップセールスでございまして、西川町の関係のある企業、ささいな少しでの関係もあるので、何かしら関係のある企業に対してのセールス、また私のこれまで担当してきた企業版ふるさと納税をこれまで行ってきた企業というのを知っております。この手続に慣れた企業に対して西川町の魅力を発信していきたいと思っております。

全国約2,000社が企業版ふるさと納税を寄附した経験がございます。そのうち西川町に関係のある企業、または私の人脈のほうで近い企業に対して集中的にお声がけをして獲得してまいりたいと考えております。1年通年で5,000万円という目標を掲げて活動してまいります。

以上でございます。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 確認だけちょっとさせていただきたいと思っております。

企業版ふるさと納税、西川町の税収にとっては大変ありがたいお金でありまして、どんどん取るというようなことについては、本当に町民としてはうれしいというような限りですが、今も伊藤議員からあった見返りを絶対求めないと、これは禁止事項だということですが、例えば3億円税金を西川町に納めるよといったときに、その後の事業に例えば参入したみたいというのが来たときのその対応は非常に難しいのか、完全に別扱だよというようなことになると思うんですけど、3億円寄附した人が西川町に投資したいと、別な関係で、それを優先的にするとこれは見返りになるのではないかというようなこともありまして、非常に気持ちの中で難しいのだろうなという気がしますが、その辺はきちっとわきまえてされるのでしょうか、町長のほうからそういう絶対別だよと、そうしないとなかなかいろいろ企業と結びつきがいろいろ出てきますけど、この辺は注意していかなきゃならないだろうなというふうに思っております。

トップセールス、先ほど話がありましたんですけど、企業誘致の場合も全く同じでして、私の知っている限りでは、超一流会社が寒河江市に来たいという話もあって、ぜひ近いのでという話、そこの社長さんともしたことがあったんですけど、結果的に宮城県のほうに行っ

たんです。何ですかといったら、こちらに来たときに、隣の町を言うのはちょっとあれですけど、担当者しか来なかったというようなことだったんですね。宮城県のほうの工業団地のほうは、ちゃんと町長さん以下ずらっと来て、どうぞこちらに来てくださいと、それでも一発で決まると、菅野さん、ちょっと申し訳なかったけど、宮城県に進出することが決まりましたので、だからちょっとしたことなんですけど、企業版も同じだと思うので、その辺の決意で獲得していただければと思います、町長からその辺さっきの禁止事項、絶対だよというのと、町長自ら先頭して行かれるというような気持ちをもう一度聞かせていただければと。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、経済的見返りの禁止のところでございます。

こちらはやや企業のほうも、地方自治体のほうも拡大というか、厳しく見ているところがございます、先ほどおっしゃっていた3億円の事業、例えばA事業に対して西川町を応援したいので、寄附するということでございますと、その年度内においても、もちろんその翌年度であれば確実に大丈夫なんですけれども、B事業に投資というか、一緒にしていきますと、これは経済的な見返りの禁止に当たりませんので、こちらのほうは堂々とやっていきたいと思います。

また、例えば3億円の事業でA事業を寄附しますと、A事業を寄附する。ただ、その事業に対してB企業が入札に参加するというのは可能なのでございます。ご自身がB事業が寄附したA事業に対して入札に参加して、適切な競争の上で仮にB企業が採択されたということであれば、こちらのほうは経済的な見返りは禁止しませんので、そのあたりはしっかり国のルールを守って行ってまいりたいと思っております。

続いて、シティプロモーションではなくて、どうやって意気込みをとおっしゃっていたんですけど、おっしゃるとおり企業版ふるさと納税、直接的には利益を受けられないということで、トップセールスのほうは重要でございます。統計的にもなぜ寄附をしたのか、理由の3割はトップセールスによるものというアンケート結果が出ております。

また、私たちも考えなくては、しっかり対応しなくてはいけないと思っているのは、民間会社とのスピード感です。こちらはまだまだ西川町は足りないと思っております。その企業がいつまでに必要な回答、補助事業、そういったことをニーズに合って適切に捉えていることが大変大切だと思っております。また、自ら動くということも当然必要だと思っております。

図らずも、私のほうは民間の会社の経営にも今携わっているということでございますので、こういった民間の考え方というものも知っている立場でございますので、しっかりそのあたりは実体験の下、対応してまいりたいと考えております。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 寄附された企業が後年度に入札参加できるよというようなことは、今説明で分かりました。でも、大変微妙ですよ。

ですから、そういうふうにもしなつたときに、町の入札としてきちっとしていくと思われ
ますけど、あそこから寄附をもらったからというふうなことも気持ちの中でないわけではな
いでしょうから、その辺のルールづくりみたいなのはきちっとしていただければありがたい
と思います。よろしく願いいたします。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 全協のときにもちょっと詳しく聞けばよかつたんでしょうけれども、
企業版のふるさと納税で町の事業ということを掲げて、それに対して寄附をいただく。今度
基金のキャパを広げればいっぱい貯金ができる。

それで、前ちょうどその変わった時期、令和2年のときに月山のペアリフトの支柱が傾い
て直したとき、ちょうどその頃に企業版ふるさと納税が3割から9割になって、今までだと
後で事業が終わった後支払いをするというのが先にお金の寄附ができると、だからもらうほ
うは心配ないわけですね、最初もらえるので。

そうしたときに、ちょっと話したときに、企業と町が一体となって、月山のペアリフト
は民間でやっているわけですけど、そうしたときにロープウェーなんかを企業版のふるさと
納税なんかを活用してできないのかなというような、何も分からない時点で話をしたことが
あるんです。

だから、そういうような民間企業とタイアップしてやるというようなものに対しての企業
版ふるさと納税というのは該当するかどうか、あくまでも町単独の事業というようなこと
での対象範囲なのか、そこら辺はどうなんだ。ちょっと分からないので、お聞きするんです
けれども、よろしく願いします。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 企業版ふるさと納税の受けるための事業についてご質問いただいたと思ってお
ります。お答え申し上げます。

企業版ふるさと納税の受ける事業が町単独かどうかというのは、単独ではなくても大丈夫

でございます。ただ、町の予算として事業として行っている。ただ、民間企業と一緒に行うものだとすることであれば町のふるさと納税を受ける対象になります。

ですので、例えば今のリフトの件でありましたら、リフトの件で募集しておりますと、そこにこのたび基金がいただければためることができますので、今その制度がある限り基金をためて、例えば今回はこの事業が基金がたまらなかったもので、できなかったというふうにして、たまったときに実施するというものは、基金があれば可能になります。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） あの当時は傾いて、ロープウェーをどかして観光にばんばん力を入れたらいいのではないかというような月山観光ともちょっと私は個人的にも話したときに、平成元年あたりに作っているリフトなので、その後いろいろまた不具合等が出てくるのであれば抜本的にというような話をしたときにそういう話が出たものですから、何十億円もかかるような事業でしょうから、一概にはいというわけにはいかないんでしょうけれども、今後そういうものがあれば、企業と町のためになるのであれば、企業とのタイアップというものをきちんと概要というか、事業の内容に盛り込めるような体制でぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第32号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第33号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第33号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

医師の働き方改革に伴い、管理監督職でない町立病院の医師職員に対し時間外勤務手当を支給するため、規定の整備を図るものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の1ページをご覧くださいと存じます。

第16条の規定に基づき、町立病院及び診療所に勤務する医師、職員に対し、特殊勤務手当の一つであります医師手当を支給いたしておりますが、旧の欄の第3項第1号の規定により、特殊勤務手当の医師手当を支給している医師、職員に対しては、第18条に規定する時間外勤務手当、第19条に規定する休日勤務手当、第20条に規定する夜間勤務手当を支給することができないこととなっております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、管理監督職でない医師、職員に対して時間外勤務手当を支給することができるようにするために、ただし書を削るものであります。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を規定いたしており、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第33号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第34号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億202万5,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費に係る補正、さらには地方債の補正であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の下段中央部にページを付しておりますが、13ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。

主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

13ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、町をPRするために職員全員に支給する名刺を準備するための事務用消耗品費55万2,000円、役場本庁舎2階の副町長室の床の損耗に伴い、施設用修繕料26万6,000円、町長室に設置するインタビューバックパネル購入費8万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

5目企画費につきましては、9つの事務事業の補正であります。

1つ目は総合政策審議会に要する経費5万8,000円、2つ目は第7次西川町総合計画策定に係るまちづくり町民会議に要する経費48万円、3つ目は総務省の外部専門家、いわゆる地域力創造アドバイザーの制度を活用し、地域づくりや移住・定住促進、関係人口創出分野での指導、助言を受けるための副業人材及び外部人材登用事業費560万円、4つ目は新たに創設する企業版ふるさと納税推進事業費6,049万円、5つ目は新行政情報システムに要する経

費623万8,000円、6つ目は新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって若者・子育て世帯の町内への移住・定住を図るために地域のイメージを向上させるために行う活動、いわゆるシティプロモーション事業費1,870万円、7つ目は若者・子育て推進事業費103万4,000円、8つ目は地域情報通信基盤管理運営事業費953万2,000円、9つ目は地域づくり活動支援事業費300万円をそれぞれ追加し、企画費合計1億513万2,000円を追加するものであります。

第1節報酬は、審議会委員の増員に伴い、総合政策審議会委員報酬5万3,000円を追加するものであります。

第7節報償費は、まちづくり町民会議委員の増員に伴い、委員への謝礼金のための報償金及び地域力創造アドバイザーへの謝礼金のための報償金542万円を追加するものであります。

第8節旅費は、総合政策審議会委員の費用弁償、地域力創造アドバイザーの費用弁償60万5,000円を追加するものであります。

第10節需用費は、まちづくり町民会議の際のお茶を購入するための食糧費6万円を追加するものであります。

第11節役務費は、企業版ふるさと納税業務手数料209万円、寄附に係る感謝状筆耕料3万円をそれぞれ追加するものであります。

第12節委託料は、企業版ふるさと納税業務委託料、令和4年4月の町の組織改編で保険給付係が町民税務課から健康福祉課に異動したことに伴い、後期高齢者医療広域連合ネットワーク変更業務委託料、役場庁舎内でインターネット、その他の高度情報通信ネットワークや電磁的記録を用いる、いわゆるデジタル化に伴う文書管理電子決裁システム導入業務委託料、財務会計システム電子決裁対応業務委託料、シティプロモーション事業委託料及び本町の子育て支援策をまとめた若者・子育て応援ガイドブック制作業務委託料3,405万1,000円を追加するものであります。

第13節使用料及び賃借料は、企業版ふるさと納税業務使用料及び電子決裁システムを導入するためのメールアドレスの追加に伴い、メールファイル無害化サービス利用料を追加し、文書管理システム導入方法の変更に伴い、ノンプログラミングソフト利用料を減額、差引き28万1,000円を追加するものであります。

第14節工事請負費は、西川町大字弓張平地内のスノーランド活用のための弓張平NTT柱撤去、今冬の大雪による雪害に伴い、西川町大字志津地内の光ケーブル故障修理及び転貸している電力柱の老朽化に伴い、西川町大字吉川地内の光ケーブル支障移転のための光ケーブル

等工事請負費953万2,000円を追加するものであります。

第18節負担金補助及び交付金は、地域活性化のために地域が進める事業に対する地域づくり活動補助金300万円を追加するものであります。

14ページをご覧いただきまして、第24節積立金は、企業版ふるさと納税寄附金基金積立金5,001万円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金としてシティプロモーション事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,870万円を追加し、その他の欄に記載いたしております5,001万円の追加は、企業版ふるさと納税寄附金5,000万円、同じく基金利子1万円であります。

第7項第1目開発費につきましては、月山湖水の文化館の屋根、同じく売店の屋根が今冬の大雪による雪害で、大井沢温泉館マンホールが凍雪害や除雪などで、さらには水沢温泉館配管設備が経年劣化でそれぞれ破損したことに伴い、施設用修繕料125万6,000円、道の駅にしかわに隣接する銘水公園の街灯が今冬の大雪による雪害で破損したことに伴い、工事請負費9万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、3つの事務事業の補正であります。

1つ目は新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年4月26日の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定され、真に生活に困っている方々への支援措置を強化するための一つとして、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の臨時特別給付金給付事業費1,121万4,000円、2つ目は1つ目同様新型コロナウイルス感染症対策として65歳未満の方へのPCR検査助成委託料74万3,000円、3つ目は国民健康保険特別会計繰出金28万円をそれぞれ追加し、社会福祉総務費合計1,223万7,000円を追加するものであります。

臨時特別給付金給付事業の実施に伴い、第1節報酬に会計年度任用職員報酬として40万円、第3節職員手当等に職員の時間外勤務手当として10万円、第4節共済費に会計年度任用職員の社会保険料として6万円、第8節旅費に会計年度任用職員の通勤手当として費用弁償1万円、第10節需用費に事務用消耗品費として5万円、第11節役務費に郵便料として3万円、口座振込手数料として1万円をそれぞれ追加するものであります。

15ページをご覧いただきまして、第12節委託料は、臨時特別給付金給付事業の実施に伴い、システム改修委託料、電算処理業務委託料及びコロナ禍にあって町立病院におけるPCR検査の受診者数の増加等を考慮し、PCR検査助成委託料129万7,000円を追加するものであります。

第18節負担金補助及び交付金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,000万円を追加するものであります。

第27節繰出金は、出産育児一時金の増額に伴い国民健康保険特別会計出産育児一時金繰出金28万円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として臨時特別給付金給付事業に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,121万4,000円、PCR検査助成委託料に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金74万3,000円をそれぞれ追加し、合計1,195万7,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって町立病院におけるPCR検査の受診者数の増加等を考慮し、高齢者等への検査助成事業委託料99万円、介護報酬改定等のシステム改修業務委託料の増額に伴い、介護保険特別会計事務費繰出金24万8,000円、地域支援事業費の増額に伴い、介護保険特別会計介護予防・日常生活支援総合事業繰出金23万7,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金としてPCR検査助成事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金99万円を追加するものであります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、子育て支援のために母子手帳のサポート機能も付加されているアプリ情報配信サービス初期設定費用11万円、アプリ情報配信サービス利用料及び運用保守費用15万4,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として子ども・子育て支援交付金17万6,000円、保育対策等推進事業費補助金4万4,000円をそれぞれ追加し、合計22万円を追加するものであります。

第2目児童措置費につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、真に生活に困っている方々への支援措置を強化するための一つとして、低所得の子育て世帯に対する高校生以下の児童1人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業が実施されることに伴い、時間外勤務手当3万円、16ページをご覧くださいまして、事務用消耗品費1万円、郵便料1万円、口座振込手数料1万円、システム改修委託料44万円をそれぞれ追加するものであります。

子育て世帯生活支援特別給付金は、国が給付する5万円に町独自に5万円を上乗せし、10万円を給付するとともに、山形県が5万円を給付するひとり親世帯に対しても町独自に5万円を上乗せするために450万円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金175万円、同じく事務費補助金50万円、町独自の上乗せに係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金275万円を

それぞれ追加し、合計500万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、西川保育園の無線通信、いわゆるWi-Fiの利用料としての電話料4万3,000円、同じく園内外放送設備スピーカー増設等工事請負費18万2,000円、同じく児童対応のための音声翻訳機及びデジタルカメラ購入費13万4,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として西川保育園の園児の給食費の物価高騰に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金11万6,000円を追加し、その他の欄に記載いたしております84万4,000円の減額は、西川保育園の園児の給食費の全額無償化に伴うものであります。

第4款第1項第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として60歳以上及び18歳以上で基礎疾患のある方を対象に、7月から予定いたしております新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴い、バス運行委託料、システム改修委託料、予防接種委託料及び接種券印字処理委託料776万5,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金621万7,000円、同じく接種体制確保事業費国庫補助金154万8,000円をそれぞれ追加し、合計776万5,000円を追加するものであります。

17ページをご覧くださいまして、第6款第1項第1目農業委員会費につきましては、遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、出し手、受け手の意向等を板状のコンピュータ、いわゆるタブレットで把握し、データベース化することに伴い、タブレット通信費としての電話料3万7,000円、管理ツール利用料1万5,000円、タブレット購入費9万3,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として農地利用最適化交付金5万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金9万2,000円をそれぞれ追加し、合計14万2,000円を追加するものであります。

第4目農業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあってロボット技術や情報通信技術を活用して省力化等の実現、いわゆるスマート農業の推進に伴い、啓翁桜園地の適正な管理のために傾斜角45度までの斜面で草刈りが可能な無線操縦式、いわゆるラジコン式自走草刈機購入費390万5,000円、啓翁桜の幹周りの草刈り作業の省力化を図るために生産者の方が導入する啓翁桜幹回り用草刈機の導入支援に伴い、特定品目普及拡大事業費補助金147万8,000円をそれぞれ追加するもので、全額国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として新型コロ

ナウイルス感染症の世界的な感染拡大に起因する輸入木材の供給不足等により、国内での木造需要の逼迫、いわゆるウッドショックが続いている状況に加え、ウクライナ情勢の影響によりロシアからの単板等の輸入が禁止されるなど、さらなる木材不足が生じつつある事態となっていることに伴い、西山杉製材品を町外に出荷する製材業者を支援するための町の町産品販路拡大支援補助金300万円を追加するもので、全額国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第7款第1項第2目商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって町内における廃業を防ぎ、事業者数の現状維持を目指し、事業の承継、後継者確保のための支援体制を整備することに伴い、事業承継支援事業委託料及び専門性の高い技能を有する都市部の人材と力を合わせ、町内事業者の方が抱える課題について解決を図る仕組みを構築し、事業の継続を下支えするとともに、町外の人材活用を通して交流と関係人口の創出を推進するために、副業人材活用促進事業業務委託料330万円、18ページをご覧ください。また、コロナ禍にあって町内への企業立地のために固定資産税相当分の金額を交付するための西川町産業立地促進交付金事業所設置奨励金60万円、西川町産業立地支援事業補助金2,000万円、コロナ禍後を見据えた事業再構築に意欲ある町内事業者の方の取組を後押しするために、小規模事業者持続化事業補助金、新事業展開型300万円、同じく新商品開発型150万円、コロナ禍収束後を見据え、事業者同士の新たな企画商品づくりを下支えし、町内における消費喚起と外貨獲得を目指すことで、町内経済の好循環を創出するために消費喚起促進事業補助金1,190万円、副業人材活用促進事業補助金100万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,312万9,000円、消費喚起促進事業補助金に係る山形県地域消費喚起推進事業費補助金475万1,000円をそれぞれ追加し、合計3,788万円を追加するものであります。

第3目観光費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍に合った観光形態を構築するためにデジタル観光コンテンツ整備委託料2,200万円、飲食店及び宿泊施設への来客数向上を推進し、町内経済への波及効果を図るために西川牛モウモウまつり補助金670万円、新型コロナウイルス感染症対策として月山をこれからもよろしく願いますの気持ちを込めて、一般社団法人月山朝日観光協会が実施している月山これよろ2022キャンペーン事業に対する観光協会これよろ事業補助金2,860万円、鶴岡市や庄内町などと合同で月山山頂に設置している微生物の働きによって分解処理するトイレ、いわゆるバイオトイレが故障し、修繕のための負担割合が整ったことに伴い、月山山頂トイレ修繕地元負担金516

万5,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,060万円、地方債20万円をそれぞれ追加し、その他の欄に記載いたしております650万円の追加は、西川牛モウモウまつり補助金に係る西川町ふるさとづくり基金繰入金であります。

第8款第1項第2目除雪費につきましては、事業費の増額に伴い、融雪遅延対策事業補助金4万2,000円を追加するものであります。

19ページをご覧くださいまして、第2項第2目道路維持費につきましては、花による町内美化活動事業の実施団体の増加に伴い、美化活動補助金2万8,000円を追加するものであります。

第3項第1目住宅管理費につきましては、管理不全空き家による被害防止の注意喚起のために看板用マグネットシート購入のための事務用消耗品費3万1,000円、西川町大字吉川地内の管理不全空き家の応急措置を施すための工事請負費184万6,000円、管理不全空き家による危険防止注意喚起のための看板購入費7万8,000円、対象件数の増加に伴い、空き家除却支援事業補助金500万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、管理不全空き家の応急措置を施す建物等の所有者等の方から徴収する管理不全空き家応急措置費用184万6,000円を追加するものであります。

20ページをご覧くださいまして、第10款第1項第3目教育振興費につきましては、現在の外国語指導助手の帰国に伴い、任用規則で規定している帰国のための普通旅費37万8,000円、高校生等に1人当たり10万円を給付し、通学等の就学を支援するために事務用消耗品費1万円、郵便料4万円、口座振込手数料1万円をそれぞれ追加するものであります。

西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の成績処理や指導要録、保健指導等のために整備している校務支援システムに係る経費について、委託料及び使用料から賃借料に組替えることに伴い、システム保守委託料及びシステム導入委託料559万1,000円、さらに使用料161万3,000円をそれぞれ減額し、賃借料198万1,000円を追加するものであります。

第18節負担金補助及び交付金は、高校生等就学支援金1,310万円を追加するものであります。特定財源につきましては、高校生等就学支援事業に係る西川町ふるさとづくり基金繰入金1,300万円を追加するものであります。

第2項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって感染症対策を行いながら西川小学校の学習の場を確保するために、アルコール液等の感染症対策消耗品を購入するための消耗品費14万9,000円、感染症対策備品としてのパー

ティション購入費5万2,000円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10万円、学校保健特別対策事業費補助金10万円をそれぞれ追加し、合計20万円を追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって感染症対策を行いながら西川中学校の学習の場を確保するために、アルコール液等の感染症対策消耗品を購入するための消耗品費12万3,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6万1,000円、学校保健特別対策事業費補助金6万1,000円をそれぞれ追加し、合計12万2,000円を追加するものであります。

21ページをご覧くださいまして、第4項第1目社会教育総務費につきましては、大江広元公、大江親広公、そして安中坊のさらなるPRを図るために、大江親広公入部八百年記念誌増刷のための印刷製本費10万6,000円、西川交流センターあいべの設備点検の検査結果を受けて、非常灯修繕料及び防火シャッター修繕料224万2,000円、西川交流センターあいべの夜間警備保障業務委託料、町指定文化財阿弥陀堂跡阿弥陀屋敷及び安中坊歴史公園標柱作成業務委託料、安中坊PR動画作成業務委託料、西川町大字睦合地内の看板への安中坊PR看板作成業務委託料、町指定文化財阿弥陀堂跡阿弥陀屋敷駐車場看板作成業務委託料並びに歴史文化資料館の安中坊展示パネル作成業務委託料88万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって西川交流センターあいべの執務室並びに町指定避難所としての環境整備を図るために、照明器具取替LED化工事請負費及び安中坊歴史公園駐車場に隣接する農道の舗装工事請負1,148万6,000円、吉川区の吉川権現太鼓初心者用太鼓購入事業が一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業として、令和4年4月に交付決定を受けたことに伴い、一般コミュニティ助成事業助成金250万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として西川交流センターあいべの照明器具取替LED化工事に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,078万6,000円を追加し、その他の欄に記載いたしております350万円の追加は、安中坊歴史公園駐車場整備に係る西川町ふるさとづくり基金繰入金100万円並びに諸収入として、一般コミュニティ助成事業補助金250万円であります。

第3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、令和4年5月9日、西川町大字大井沢のご出身で神奈川県にお住まいの北原（旧姓志田）茂夫様から、西川町自然と匠の伝承館の運営のために活用してほしいと100万円のご寄附をいただいたことに伴い、一般財源を振

替えするものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって各種スポーツ大会やイベントの際の感染防止のために、抗原検査キット購入のための事務用消耗品費35万2,000円、今冬の大雪による雪害に伴い、長沼カヌー艇庫修繕料14万8,000円、スポーツサポート西川の開催教室の多様化などに伴い、指導者の方の処遇改善を図るために、総合型地域スポーツクラブ運営補助金60万円をそれぞれ追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として抗原検査キット購入に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金35万2,000円を追加するものであります。

22ページをご覧くださいまして、第5項第1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍にあって西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費の物価高騰に伴う負担金並びに西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費の完全無償化に伴う負担金726万1,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国県支出金として西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費の物価高騰に伴う負担金に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金206万7,000円を追加し、その他の欄に記載いたしております500万円の追加は、西川小学校及び西川中学校の児童・生徒の給食費の完全無償化に伴う西川町ふるさとづくり基金繰入金であります。

第2目体育施設費につきましては、町民グラウンド照明灯耐久調査のための手数料55万円を委託料に組替えするものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、今雪の大雪による雪害に伴い、町道水沢岩根沢線、通称小沼道の道路災害復旧工事請負費500万円を追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が1億5,822万4,000円、急を要する事務事業に係る経費が1億3,480万1,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

9ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第14款国庫支出金、10ページをご覧くださいまして、1億5,034万3,000円、9ページにお戻りいただきまして、第14款第2項第1目総務費国庫補助金の説明の欄をご覧ください。説明の欄に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,509万5,000円、同じくコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分4,368万2,000円と記載いたしております。

前者の臨時交付金は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき交付されたもので、本町には9,616万6,000円が交付されました。これまで令和4年度当初予算に1,107万1,000円を計上し、本補正予算に8,509万5,000円を計上しているところであります。

後者の原油価格・物価高騰対応分は、令和4年4月26日に関係閣僚会議で決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき交付されたもので、本町には4,838万1,000円が交付され、本予算では、うち4,368万2,000円を充てるものであります。

再び10ページをご覧くださいまして、県支出金493万7,000円、第16款財産収入1万円、第17款寄附金、11ページをご覧くださいまして5,100万円、第18款繰入金2,550万円、第19款繰越金5,753万3,000円、第20款諸収入、12ページをご覧くださいまして350万2,000円、第21款町債20万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に地方債の変更についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。

6ページ、第2表、地方債の補正、地方債の変更につきましては、観光推進機能強化事業の限度額1,030万円を1,050万円に変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 菅野町長になってからの第1回目の補正ということで、商工観光や産業振興、農業振興をはじめ、こういった産業振興、あと高校生の通学補助負担とか給食費の無料化、あと副業人材の育成や移住・定住対策など、かなり菅野町長のカラーを出していただいた積極的な補正予算、約3億円ぐらいだというふうに見ております。

この内容的には別にすばらしいと思うんですが、問題は財源ですね。財源については、今回はコロナに関する地方創生の臨時交付金です。安定した財源ではないということですので、今回のこういった予算を組んでいただいて稼げる町にさせていただいて、安定した財源が確保できることを今後ともお願いしたいというふう思うわけです。

あと中身をちょっと教えていただきたいところが3点ほどありますので、お願いしたいと思います。

第1点目につきましては、第6款第1項4目農業振興費であります。

17ページですか、こちらに先ほど総務課長から説明ありましたが、啓翁桜関係でラジコンの草刈機ということでもあります。これについて、啓翁桜のところで使用するということでありましたが、何台なのか、あと利用場所とか実施者、取扱者、誰がやるのか、こういったところがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

2点目が18ページですか、第7款の商工費の第1項第3目観光費のデジタル観光コンテンツ整備委託料、この内容、こういったものなのか、ちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思います。

3点目でありますけれども、21ページになります。

今回教育費の第5項第1目保健体育総務費の学校給食、保育園、小学校、中学校、無償化ということで今回出しているわけですが、給食の内容については、管理栄養士さんなり調理師さんが管理なさっていると思うんですけど、給食の小学校、中学校の単価というのはどのようにして決めていらっしゃるのか、これまではご父兄の負担があったので、その内容を説明して管理をしてきたわけですが、今後は補助ということで全額町が持つというふうになると、こういった単価の決定というのはどのようにしてやっていくのか、基準があるのかどうか、その辺を含めて教えていただきたいと思います。

○古澤議長 1点目の答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 それでは、ラジコン草刈機の購入につきまして、答弁申し上げます。

まず、台数というようにございますが、1台を購入させていただくというようにございまして。

取扱いというふうなことでございますが、先ほど総務課長からも説明をさせていただきましたが、啓翁桜につきましては、非常に急峻な場所に、急傾斜地に、特に平場じゃなくて東部地区の急傾斜がある場所を設定しながら拡大をさせていただいているところでございますが、非常に草刈りには大変な思いをしているということで、ラジコンですと先ほど総務課長からありました45度までの傾斜も対応できるというようにございます。

それで、1台購入させていただいて、さらには取扱いというようににつきましては、町で購入させていただいて生産組合、さらにはJAのほうで併せましてそこに無償貸与とさせていただいて、管理、運用、メンテナンス等については、そちらのほうでしていただくというようにございまして、そのような形の中で取扱いをしていただくというようにござい

とでございます。使用箇所につきましては、先ほど申し上げましたとおり啓翁桜の急峻なところでしていただくというようなことでございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○古澤議長 2点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 2点目のご質問にお答えいたします。

デジタル観光コンテンツの内容というふうなことでありますけれども、デジタルコンテンツ作成につきましては、委託というふうなことになりますが、コロナ禍ということで長引いておりますけれども、イベントする際1か所に集客したものというのはなかなか開催することができない状況になっております。ですので、新たなイベントの仕方というふうなことで、町内を周遊できる、町内全域をフィールドとして周遊をできるような仕掛けということで、デジタル技術を活用しまして考えているものでございます。

これまでよくあるスタンプラリー的なものではありませんで、推理小説をひもといていくような謎を一つ一つ解いていくような物語をつくりまして、町内を巡ってもらおうというふうなものです。謎を解くにはヒントもなくでは解けないというふうなことになりますので、そのヒントを探りに店に立ち寄るとか、どこどこの店主に聞くと教えていただけるよというようなものをスマートフォンのほうに表示をさせながら、町内をそれで巡っていくというふうなものになっていきます。

ですので、外部の旅行者の方には国道沿線はよく通るんだけれども、中のほうにはなかなか入っていけない。知らないというふうなこともありますので、そういったところも誘導できるようなものになるのかなと考えております。そして、また立ち寄ってみたいなどっていただけるようなものにつなげていきたいと思っています。これを活用した旅行商品もつくっていくというふうなことも可能だと思っていますところであります。

いずれにしろ観光客の誘客を図っていききたいというものでデジタル観光コンテンツというふうなことであります。よろしくお願いたします。

以上です。

○古澤議長 3点目は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 3点目の学校給食費の単価の決め方について、回答させていただきます。

単価につきましては、現在小学校290円、中学校350円と設定しておりまして、その半額を町で現在は補助しているところです。それら全額を今後補助していきたいということで予算

要求をさせていただいているところです。

単価の決め方につきましては、学校給食の実施要綱を定めておまして、その中で小・中学校長と町の教育委員会が相談して学校の状況を判断し、決定するとしております。物価高騰分の補正も含ませていただいておりますけれども、物価の状況ですとか、近隣市町村の単価ですとか、献立内容などにつきまして検討いたしまして、適切な価格設定を協議して決定していきたいというふうに考えております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） ラジコンの草刈機1台ということで、小さいやつだと100万円ちょっとぐらいで買えるやつもあるというふうに思っているんですけども、300万円というのは結構大きいのかなというふうに思っています。ぜひ省力化を図っていただいて、町の産業として育てているわけですから、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、計画的に今植栽が終わって、1億円を達成しようと、いつ頃になるのか、今の段階でもし達成できる見込みを分かればひとつ教えていただきたいと思っております。

あとデジタル観光コンテンツですけれども、結構2,200万円というのは大きいんですけども、物語をつくって町内を巡ると、楽しいのかなというふうに思いますけれども、これは更新していかなくちゃいけないわけですね。同じものを何年もやっていくわけにはいかないのので、こういったものを今後どういうふうに考えていくのか、これで誘客を大体どの程度図れるのか、更新と誘客対策の目標、もしあれば教えていただきたいと。

あと給食費の無料化ですけれども、資料的にちょっと古いんですけども、平成30年度の学校給食等の実施状況調査と、文科省で出ておりますけれども、これでいくと全国1,740ほどの団体があるんですけども、このときでは76の自治体が小学校、中学校とも無償化をやっていると、あと424の自治体が何らかの一部無償化とか一部補助をやっているというものであります。

別に無償化するのはいいいと思うんですけども、これを自治体が競争してやるのではなくて、これは義務教育の分野であります。ここについては町長のほうからも国に働きかけていただいて、こういった競争をするのではなくて、国が責任を持って子どもたちの栄養管理、体づくりはやっていくんだということで、やるべきではないかなというふうに思っているわけです。その辺については、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

以上3点お願いします。

○古澤議長 1点目は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 1億円達成がいつかというようなことでございます。

この啓翁桜につきましては、大規模園芸団地化構想ということで県の指定を受けて、平成29年から取組をさせていただいて、目標年次を令和6年というようなことでしております。ですから、計画上は令和6年に1億円達成というような見込みの中で進めさせていただいたところでございました。

ただ、これも自然条件、さらには園地拡大に向けて東部地区をいろいろ適地を探させていたいただきながら進めさせていただきました。この東部地区につきましては、できるだけ平場については、西川町の米の生産地として重要なところでございますので、できるだけ米の園地として残していきたいというようなこともありましたので、要するに山地、山のほうに拡大をしているものでございまして、耕作条件改善事業というような事業を入れさせていただきましたが、その分工事にも非常に手間がかかったというようなことでございます。したがって、今年度も繰越しをさせていただいております、今1ヘクタールをつくっているところでございます。

そんな関係から、当初目的の工事スケジュールからすればちょっと遅れているということでもございまして、さらには耕作者につきましても、まだ初めて新規にやられた方というようなこともいらっしゃいまして、その分生産のことで若干遅れているということでもございました。そんな関係から、このたび草刈り、特に幹回りが草をちゃんと刈らないと育たないというものでございますので、そういったところに重点を置きながら、今回草刈りなど補助金も設定をさせていただきました。

そんな関係から、どうしても二、三年は先送りなのかなというふうに考えているところでございますが、しっかり皆さん、農協、さらには生産組合、ましてや町も一体となりながら、早急に1億円になれるよう頑張ってもらいたいというふうに思いますので、ぜひこれからもご支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○古澤議長 2点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 コンテンツの更新と目標というふうなことでありますが、コンテンツ、この財源につきましては、今地方創生推進交付金、こちらのほうに申請中でございまして、3年度、3年間と、ある一定の条件をクリアすれば5年間というふうなことで、最長5年間もらえるようになっておりますので、そちらの財源を使いたいと思っております。

このコンテンツを作成する上でも、ただ業者さんが来てやるということだけではなくて、

学生さんを使ったりというようなことで、町内の観光資源などを調査していただきながら進めるようなことにもなりますので、そういった交流人口、関係人口が増えていくと思います。そういった効果も狙いながら進めていきたいなと思っております。

ですので、移住者数とか観光客の入込数、統計を取っているのがありますが、そちらのほうに目標を立ててやっていきたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 3点目は国への働きかけということで菅野町長。

○菅野町長 お答え申し上げます。

学校給食費の無料化については、働きかけはしていきたいと思いますが、ここは日本共産党が頑張っていて国会審議の上で毎回答弁いただいている、ただ国の答えは調査していくと、調査して行って、実態を踏まえて検討していくということでございますので、私のほうも時あるごとに、こちらは恐らく農水省と文部科学省だと思いますので、言っていきたいと思っております。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 国への働きかけというのは、現状がこういったもので特別自治体が競って無償化を争うものではなくて、本来の筋であれば義務教育なので、国が負担すべきではないかということで、折に触れてやっていただければというふうに思っております。

あと農業についても、観光、商工業についてもぜひ省力化を図っていただき、もうかるようにしていただきたい。後継者不足というのは、親御さんが働いている姿を後ろから子どもたちが見て、苦勞ばかりしてもうからなければ誰も後継ぎはなくなるわけですね。ですから、もうかるように、利益が出るように省力化を図っていただき、合理化するとかしていただければ、後継者対策もある程度出てくるのかなというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 ほかございますか。

5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 2点だけご質問させていただきます。

17ページの商工観光の副業人材活用促進事業業務委託料が100万円と、次のページの18ページですか、副業人材の事業補助100万円とありますけど、副業人材の場合、副業人材に業務委託して補助金もまた100万円も出すと、こういうふうな考えだろうと思っておりますけど、副

業人材というのはどういう方を理想にしているのか、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

それから、3項目の観光費、モウモウまつりの補助金670万円、これはこの前当初予算ではゼロだったんですけど、緊急ということで今回上がってきています。この前の話合いの中で誰のためのモウモウまつりだと、こういう話はあったわけですけど、業者のためなのか、町民のためなのかというのがありましたのですが、これはどういう経緯でまたやろうというふうな結論になったのか、ここをちょっとお知らせいただければというふうに思います。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 まず、1点目の副業人材の方になりますけれども、これにつきましては、町内の事業者さんが抱えている課題というのがありますが、そういう課題を解決するためにはどういった方向でいいのかどうかというのをその課題をお伺いしまして、それに合ったような方を紹介してもらって、課題解決に取り組んでもらうというものになります。

副業人材には、そういったことでは専門性の知識を持った方を考えております。都市部の人材というふうなことにはなりますが、そういった方々とマッチングするために紹介していただく委託先、町の方と副業者の方をつなぎ合わせるマッチングを委託していきたいというふうなところであります。その人に合ったということで、その人と副業人材の方の性格もありますので、そういったところを見て、一緒にやっていけるという方を紹介していただくというふうなことで考えております。

副業の方をお願いするにも、当然人件費などは格安にはなるんですが、ただ首都圏からですと旅費、新幹線代がかかりますので、そちらのほうを町内の事業者の方に補助をしたいなと思っておりました。ですので、補助金のほうはそちらの補助というふうなことになります。

あと2点目がモウモウまつりというふうなことでありますが、当初予算のほうには昨年ですが、モウモウまつり、コロナ禍の中で中止した経緯がありますけれども、昨年も実施に向けて飲食業の方、個別にまた実行委員会で話をしながら内容を詰めていたところではあります。その中で話があったのは、1,800円のすき焼き定食を提供というふうなことになりますが、肉のほうは150グラム500円ということで事業者から1名につきもらっております。1,800円ではなかなか利益が出ないんだというふうなことであります。

コロナ禍中でお客さんも減っている中で、さらに薄い利益の中の事業というのはなかなか大変だというふうなところもありまして、その中でいろいろ調整をしながら、話合いを設けながらやったわけですが、そこでコロナのほうも蔓延してきてというふうなところで中止に

なったところであります。

今回のモウモウまつりにつきましては、すき焼き定食というのは基本としながらも、その店ごとにプラスのメニューをつけてもらって、価格もその店で設定していただいて、そして募集をしていただくというようなことで取り組みたいと思っております。

実施時期としましては、これまで同様11月ということで、お客様の入りが少なくなる時期というようなことで考えております。飲食店、また宿泊施設の来客数の向上というところもこの事業は担っていると思っておりますので、そういったことで町内経済への波及効果というの狙って今回開催するものでございます。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 副業人材については、何かマッチングするのは大変だなという気がしますね。東京からわざわざ呼んでどうのこうのというのは、受けるほうも合う、合わないとあるでしょうから、この辺は十分気を遣ってお願いしたいと思えます。

あとモウモウについては、要は店でプラスして売り出してくださいよということの結論だったんですよね。いわゆる1,800円でもうからないので、ぜひそういう形で店単独でやってくださいと、こういうことやるというような結論でいいということですよ。分かりました。

以上です。

○古澤議長 ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑ありませんか。

6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） 私のほうからは、2点について質問をさせていただきます。

ページ数は20ページになりますけれども、教育振興費、旅費ということで、普通旅費、A

LTのフランク先生が6月ですか、任期が終わりまして新しい先生を迎えるということかなというふうに思います。正確にはフランク先生はいつまでの任期で、新しい先生はいつからいらっしゃるか、町の英語教育は非常に重要なことかなというふうに考えておりますが、この点について1点。

もう一点については、先ほど給食費について出ていました。無償化になりまして、今野菜も高騰しているということではあります。町の野菜というか、材料につきましては、町内業者さんから仕入れて子どもたちの給食、あとはちょっと前ですと、今やっているか、それも確認もあるんですが、地産地消という部分で直売の方から仕入れて野菜をまとめているという、子どもたちの給食に使っているということです。

それも含めまして、ただ町民の方であと自分の畑で直売でも売らないけど、自分ちで食べるんだ、親戚で食べるんだという畑を作っている方は結構多いと思うんですね。特に仕事が終わったというか、60歳以降というか、そういう方たちは本当に多いと思います。素人ながらもすばらしいものを生産しているというふうに感じています。

ただ、わざわざ直売で売るほどでもないしというのがあって、恐らくかなりの量があると思います。田舎でそうやって野菜があるのであれば、大根10本だけでもいいかとか、そういう話では給食のメニューを考えるほうも大変かとは思いますが、今月はこういった野菜を学校のほうにお願いできませんかとか、そういったものがあれば、数本でも、少量でも町内の方が集めてくれるのではないかというふうに思います。もちろん業者さんを大事にするという面もありますが、そういった点で経費を落としていくといえますか、今後の給食費についてもということがありますので、その2点についてお尋ねをいたします。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 大泉奈美議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在お勤めいただいておりますフランク先生におかれましては、7月31日までで任期満了となります。8月1日から新たな先生が着任される予定となっておりますが、研修等もありますので、8月1日に来ていただけるかはちょっと不明ではございますが、契約期間としましては8月1日からになります。

あともう一点、給食に使う野菜等の購入先でございます。

現在野菜につきましては、町内の野菜を納入いただける業者の方々に納めていただいているところです。昨年度まで直売の方からも、その時期に合ったような野菜も納入をしていた経過がございます。今年度につきましては、直売のほうからの納入につきましては、ちょっ

と詳しいことがはっきり申し上げられないんですけれども、納入業者の規制というか、学校給食に納めるに当たりまして、業者が一個人というか、直売につきましては、個人の農家が集まった集団になっておりまして、そういう方々から購入して納めるということができないというようなことをお聞きしておりまして、今年度直売のほうから購入をする予定は、現在今のところない状態しております。

直売のほうで地元の野菜がたくさん売られているという現実もあります。学校の給食のほうにも、できましたら地産野菜を使っていければなと思っておりますが、その仕組みづくりにつきましては、いろいろなこともクリアしなければいけないこともあると思いますので、その点につきましては、今後いろいろな方とお話し合いをしていきたいと思っております。

○古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番（大泉奈美議員） ありがとうございます。

新しい先生につきましては、8月1日着任の予定だということではありますが、正確にはこの方というふうに決まっているのか、まだ選定中といたしますか、そうなのかということをおよそと重ねて1点と。

給食の野菜については、山形県内と考えると全体的な問題ですので、大きく県とか文科省、ちょっと大きいんですけど、そういったところで、日本全国農家さんを助けるとか、野菜を作っていくという、土とともに生きていくという意味もあるかなというふうに思いますので、もうちょっと上の機関にそういうシステムというか、それを変えていくという方向性にしていただきたいなというふうに、給食の野菜について教育長のご意見をひとつお尋ねをしたいと思います。

○古澤議長 1点目は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 新しくいらっしゃるALTの先生におかれましては、お名前等の通知が県を通じて来ておりますので、というか、お名前とか出身とかということの情報は入っております。

以上です。

○古澤議長 2点目は前田教育長。

○前田教育長 学校給食における地産の野菜の活用と有効活用、有効利用というふうなことにについてご質問を賜りました。

私自身も水沢小学校に勤めておりました折に、直売のほうから野菜のほうを毎日届けていただいて、新鮮な地元の野菜を子どもたちが味わってというふうなことで、給食、私自身も

おいしくいただいております。

ただ、内情をお聞きすると非常に直売さんのほうにはご負担をおかけしているということも当時はありまして、学校給食というのはある程度先んじてメニューをつくっていかないと準備できないというふうなこともございまして、その時期に必ずお願いした野菜が確保できるかどうかというところが非常に難しいという問題などもございました。

あともう一点経費面から言いますと、どうしても割高なんだというふうな栄養士さんとか調理師さんのほうのお話もお聞きしたことがございます。もちろん食の安全を担保するということは非常に重要でありまして、そういう意味からしますと、きちんとした流通ルートに乗った野菜を使うというふうなことが主流になっているわけです。

ただ、大泉議員からありましたように、地元の農家の方、あるいは野菜を本当に大事に地元で消費していくというふうなことは大切な視点かとは思いますが。先ほど学校教育課長が申しあげましたように、そういうようなことを進めていくに当たってどういうふうなシステムが必要なのか、現状の中でちょっとすぐは難しいのですけれども、私どもも勉強してみる必要があるかなというふうに伺ったところです。

以上です。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 地方創生臨時交付金で子育て支援、生活支援、かなり今回入ってきました。大いに評価したいと思います。

先ほどから給食の問題が出ています。今全国では給食でプリンがなくなった。果物がなくなった。そういう子どもたちが非常に寂しい思いをしているという学校もあるそうです。先ほど荒木議員からも単価の話がありました。単価を上げてでも、西川町の子どもたちにはプリンを出す、果物を出す、寂しい思いはさせないと、そういう決意をひとつお願いしたいと思います。

それから、もう一つ学校給食で無料化ですけれども、何月分から無料になるのでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

このたび物価高騰のための交付金のほうもありました。昨年度と今年度の4月の給食の購入等を見て1食当たりの単価を確認しましたところ、40円近く値上がりしているということで、290円では大変難しいというお話を聞いたところでした。また、価格改定動向調査におきましては、平均で11%上がっているというような数値もありまして、今回物価高騰分とい

たしまして、1食当たり小学校、中学校、それぞれ40円を4月からの分として加えて給食費のほうの設定をしていきたいというふうに今回補正予算で組ませていただいたところですので、1年間分の給食単価にそれぞれ40円、1食当たりを足して給食のほうをしていただきたいというふうに考えているところです。

また、給食費の無料化につきましては、9月から無償化にしていきたいというふうに考えているところです。給食費も含めまして、学校集金が既に始まっているということもありまして、それぞれ一人一人の月ごとの集金額の変更もしなければいけないということもあって、学校とも調整、検討したところ、2か月ぐらいはちょっとかかるということで、9月からの無償化にしていきたいというふうに進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○古澤議長 4番、佐藤光康議員。

○4番（佐藤光康議員） 物価高騰の中で、生活は非常に厳しくなっています。本当にありがたいことだと思います。

財源の問題が先ほどから出ていますけれども、あります。町長からは、日本共産党の名前を出していただきまして、本当にありがとうございます。

私たちが自治体任せじゃなくて、子育ては国の責任だということで、ぜひ頑張っていきたいというふうに、求めているというふうに思います。特に今から防衛費が2倍になるということで、また生活が厳しくなるんじゃないかと思って非常に心配しております。生活を守るために全力で頑張る決意を表明しまして、質問を終わります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 私からは、ちょっとコメントも含めて4点ほどあります。

まず、1つは16ページのワクチン接種です。

国から補助をもらってやるわけですが、これは何人を想定しているのか、六百何万円国から来るわけでしょうけれども、トータルでは経費とか何かひくくめて七百何万円ということなんですけれども、何人ぐらいを目安にしての予算組みなのか、お伺いします。

あと19ページのこれは全協でちょっと話になった管理不全の空き家の修繕です。

私質問してから別の方が質問したので、再質問できなかったので、今回ここで質問させていただきますけど、室外機があると、それは今回入ってないと、撤去したらいいのではないかというような話があって、それで総務課長の話では今回は別に今のところ異常ないと、もし落下してけがした場合は、そこは人の土地なので、入っていった人が悪いというようなニ

ュアンス、言葉はちょっと単純かもしれませんが、そういう意味で今回やらないというような話がありました。

例えば何にもしなくて入って行ってけがをしたのだったら、これは入った人が悪いと思います。ただし、一部分的に直しておいて、あそこに人が入って行って室外機が落ちたと、こういう場合ではまるっきりけがをした事件と違いますか、度合いが全然違うわけです。何であのとき一緒にしてくれないんだと、だとすればけがしなかったのではないかというふうになるわけですよ。何も手を加えないでいて、落ちてきてけがをするのと全然違うと思います。大したお金がかからないと思うんですけど、ですので、そこら辺を一考していただきたいなというふうなことでちょっと質問させていただきます。

それと、あと学校給食費の無料化を何名かから話がありましたけど、今回の国の補助金とその他財源と一般財源ということで、合わせて700万円ちょっとということなのでしょうけれども、500万円というものを自前でやったがために補助金がもらえるのでということだと思うんですけども、それは非常にいいことだと思います。

ただし、その補助金もいつまで続くのか、それと500万円も基金から流用していると、一般財源は20万円弱だということになると、今後來年から制度的に変えて、補助金云々は別としてあれば使うということで、西川町の方針として制度的に変えて、今後ずっと無償化するというような方針なのか、たまたま今年はそういう補助金もあるので、基金も使ってやるんだということなのか、そこら辺はどういうふうな考えで進めていくのか、ちょっとお聞きしたい。制度を変えるわけです。それで、今まで半額補助なので、ちょっとそれをお聞きしたいというのと。

あと財源の内訳の件で、繰越金の流用で5,700万円ちょっと財源に充てています。これは繰越金はどのぐらいを見込まれているのか、参考資料で私は経理上分からないんですけども、歳入歳出からいって、あと明許費というと3億円ちょっとありますけど、その中の五千何万円なのか、そこをちょっとお聞きします。

○古澤議長 1点目は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤仁議員からのご質問にお答えいたします。

今回のワクチン接種の補正予算に関しまして、対象の人数のご質問でございましたが、60歳以上の方につきましては2,700人、それから60歳未満の基礎疾患等お持ちの方につきましては230人で積算をしております。一応本日で一旦4回目の接種の希望調査の締切りとしておりますが、昨日の時点では大体7割ぐらいの方から回答いただいております、以前と比

べると少しペースが遅いかなというふうに思っているところであります。

また、4回目を受けらんないんだかみたいに迷っていらっしゃる方もいらっしゃいまして、今の時点でまず受けるというふうに申し込んでおいていただいて、後からやはり受けないというふうになってもいいですからというふうに、できるだけ接種の人数も確保できるような感じで申込みは受け付けているところでございます。

以上です。

○古澤議長 2点目の空き家等々においては佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 第2点目の管理不全空き家のいわゆる応急措置のやり方とございますか、その件についてのご質問であります。

今回の対象となる応急措置を施そうとする空き家に室外機があるというようなことで、先般の議会全員協議会でもお渡しいたしました資料にも写真に写ってございましたし、その場でもご説明申し上げましたけれども、今回この予算を計上するに当たりまして、空き家等審議会を開催いたしましたして、弁護士、あと建築士、そして町民の方2名というようなことで、第三者機関の空き家等審議会を開催しながら、予算の計上、実施の方法等について協議を進めてまいりました。

当然その際は現地に出向きまして、現場の状況も確認して、その中で議員ご指摘の室外機、壁のほうに設置になっておるんですけれども、その応急措置を施すかどうかということについて、個別的に提起しながら、専門家のご意見をいただいたという経過がございます。結論は議員からご指摘あったとおり、今回の応急措置には含めていないと、こういうことでありました。

今回の応急措置というものは、これまで機会あるごとに申し上げておりますとおり、西川町の空き家等の適正管理のための条例に基づいた応急措置であるというようなことで、これには必要最小限度の危険の除却というようなことでなっておりますので、その点からの考え方が一つでございます。

もう一つは、ただいま議員からもご指摘ありましたように、室外機が今後老朽化、あるいは雪の影響等で落下したとしても落ちるのはその下であると、当然旧法人の所有する敷地というようなことになりますので、今回の応急措置に入れることは適当でない。

と申しますのは、いわゆる条例で定めています応急措置は必要最小限度ということになつてございますので、その点からの理由が一つ、加えまして議員ご指摘のとおり、その敷地に立ち入るといことは、当然第三者にとっては違法な行為と、こういうことになりますので、

その敷地に仮に立ち入ったとして、その影響でけがをなされたと、こういう場合にあっては、いわゆる不法侵入の観点からの問題が出るから、今回あえてそれを除却するまでの必要はないというご意見をいただいたところでございます。

そういったことを含めまして、今回の予算計上の中の応急措置を施す内容には室外機は含んでいないと、こういうことで計上いたしておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

2点目の管理不全の空き家の応急措置の施工方法等については、以上のとおりであります。

それでは、3点目の給食費の財源について、まずは私のほうからご説明させていただきます。

議員からもご指摘ありましたように、今回西川小学校、西川中学校の給食の完全無償化に伴う財源につきましては、1つには新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、この分と、これのいわゆる物価高騰分の配分を活用すると、そしてさらには西川町のふるさとづくり基金、これのほうから繰入れを行って対応するというようなことで、ご指摘のとおり720万円強の財源を充てた補正予算とさせていただいているところでございます。

今後これを恒常的にということでの財源になろうかと思えますけれども、これにつきましては、こういったまちづくりのための寄附金の基金と、こういったものがございまして、特色ある教育、あるいは将来を担う子どもたちの施策に充てるためのまちづくりの寄附金と、こういった考え方もありますので、こういったまちづくり寄附金等の基金、これらを当然今後財源として考えながら実施について対応していくと、こういうことになるというのが現在の考え方かなというふうに事務方としては考えております。

加えて、コロナの臨時創生交付金につきましては、当然いつまでもと、恒常的なものではございませんので、これは議員ご指摘のとおり、いつまでも財源としてあつてできるものではないというふうには認識しておるところでございます。事務方の考え方としては、以上のような考え方でおるとというのが現状でございます。

それから、4点目になりますけれども、今回の補正予算の歳入、収入のほうで計上いたしております繰越金のご質問がございました。

これにつきましても、ほぼ議員のほうでご発言の中でご指摘いただいておりますように、令和3年度の決算、これが先般の今定例会の初日の行政報告の中で、町長が見込みというようなことに相なりますけれども、概要について申し上げたところでありますけれども、その中で3億円ほどの剰余金というようなことで、繰越明許費として4年度に繰り越す額とか、

あるいは地方自治法等の定めに基づきまして、基金等への繰入れ、積立てという額もございますけれども、それらを差し引いて残る分、これがいわゆる繰越金というような考え方に立ちますと、その中から今回の6,000万円ほどですか、これを歳入、収入のほうの財源として充てているというのが今回の補正予算の概要でございます。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 最初のワクチンなんですけれども、大体3,000名近くの予定でということなんでしょうけれども、国の方針としては俗にいうエッセンシャルワーカー、例えば病院、介護施設、あとは保育所も当たるのかな。あとは役場の職員の方々とか、こういうものは対象外だと、年齢制限だと、ただしその方々がもしなった場合の影響というのは非常に大きいわけですよね。介護施設でも1人出れば大変なパニック、それを使っている家族もパニックになる。病院もしかり、保育所も子どもを預けていたのが預けられなくなるとすれば、一般財源を使ってでも、そういう方々のワクチンの接種を希望があればということになるのかどうか分かりませんが、使ってもやったほうがそれはいいのかなと。

当初コロナが始まったとき私は言いましたけれども、PCR検査とかも、あとワクチンを打つ順序もそういうエッセンシャルワーカーを優先的にやったらどうかという話をさせてもらった経緯もあります。そこで、1人当たりのお金が結構かかるとは思いますが、そこら辺をどこら辺まで絞るかもありますけれども、ぜひ今後財源の許す範囲内でやっていただけのような方向に考えていただきたいなということが1点です。

あと管理不全の空き家に関しましては、どうせ足場とか、機械を持って行って、例えば保守をするのであれば、あれを取って下に置いておけば、改まって足場をかけて外せと言っているわけじゃないわけですので、そこら辺あまりしゃくし定規にならなくてもいいのかなというふうな私個人的な考え方です。再度答弁をお願いします。

あとは無償化については、これは来年の3月の当初予算のときに審議を全部上げてもらって、そして恒常化をするというような、そういう全体的な予算の中でそれをやると、そういうものの中で補助金がもらえるものはもらって、何ぼでも財源に足すというような方向でやっていただけたほうがすっきりするのかなと、それは一般財源、当初予算に入れていくと、補助金があればもうけものという言葉は悪いですけど、プラスアルファで足らず前になるというような方向でぜひ今後やっていったほうが毎年、毎年どうするかとかと考えているよりはいいのかなというので、再度お願いします。

繰越金は、あと分かりました。その点3点をお願いします。

○古澤議長 1点目は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、今回病院、あるいは高齢者施設等の職員、我々町職員も含めてですが、いわゆるエッセンシャルワーカーという方々についての優先接種については、対象となっていないと、あくまでも60歳以上の方、あるいは18歳以上ですが、60歳未満で基礎疾患等のある方というふうになっております。

町のほうとしましても、国から示されましたこの条件がありますので、ワクチンの申込みについては、当然それに見合うような配分に向けた申込みをしておりますので、今のところどれぐらいちょっとキャンセルする方がいるとか、そういうことは分かりませんけれども、今後は国や県と情報交換をしつつ、コロナの感染状況にもよりますけれども、必要があればそのようなことも県や国のほうにも申し上げた上で、検討を願うというふうなこともあるのかなというふうには思っております。

ただ、現状としましては、国からの指示のとおり60歳以上の方、あるいは基礎疾患をお持ちの方ということに限定をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○古澤議長 2点目は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 2点目の管理不全空き家の室外機の撤去についての再度のご質問でございます。

議員のご指摘につきましては、私も重々理解しておるつもりでございます。今回の応急措置の一つに屋根の軒先の今にも剥がれそうなトタン板等の撤去があるというようなことで、ご指摘のとおり最低限の足場の設置をしながらの施工ということになると、そのついでであるということ、当然私ども事務方のほうも認識しながら、空き家等の審議会にも諮った経過はございます。これまで別の事案でも議員のほうからは足場を組む以上、こういった工事も併せてすべきでないかというようなご質問もいただいた経過もございますので、当然経費の関係からいけば効率的だというのは理解してございます。

しかしながら、今回は危険管理不全空き家の除却でございます。除却といいますか、応急措置でございます。あくまでもこれは私どもが私どもの財産として管理していく上に施す工事ではないというふうに考えておるところでございます。先ほど来申し上げておりますように、条例でも必要最小限度ということで、危険を除却するということが明記されておま

す。

そういったことも含めながら、先ほども申しあげましたように、弁護士、建築士の委員の皆様方からも、これはやむを得ないといえますか、撤去すべきではないというようなことでの回答をいただきながら、今回の予算を計上させていただいているところでございますので、何とぞよろしくご理解いただきたいと思います。

2点目につきましては、以上であります。

○古澤議長 3点目の恒久的な問題につきましては、菅野町長。

○菅野町長 給食費の今後の無料化を続けるかどうか、恒久化するかどうかについてご質問を承りました。ありがとうございます。

私の公約でも給食費無料化ということ掲げております。1年でやめたら選挙のために無料化したのかというような信頼を失うようなことをすれば、西川町全体としてうまくなくなると思います。私の信頼も町の信頼もなくなると思いますので、恒久化の方針は堅持していきます。

その上で財源のところでございますけれども、今コロナ特別臨時交付金というのは、これは来年あるかないかどうかも分からない交付金でございます。私が考えているのは、今個人版ふるさと納税のところには特に給食費とか、そういったことは掲げてなくて、ざっと子育ての環境整備に取り組んでいきますと、こういう事業とふわっと書いてあるわけです。ですので、そういったことを給食費に充てていきたいとか、また返礼品のお礼のところでも皆様の寄附は給食費に充てさせていただきましたとしっかり御礼申し上げるようなことをしていければ寄附もうまく回るのかなと思っています。

なお、こういった給食費の無料化のほうは、単価の話とかになってしまうと教育行政の話になるんですけれども、これを少し頭を切り替えて、地方創生という意味で変えていただくと、そういった単価の問題とかは薄まって、先ほど大泉町議がおっしゃったような地元のソフトパワーというか、そういったことを買取りしておいしいものを届ける。そして、私たちの教育というか、食育を応援してくれる町民がいらっしゃるんだということを子どもたちに知らせていければ、また西川町としてうまく回るのかなと思いますので、そのために西川町に必要なのは、こういった手伝ってくれる方がいらっしゃるかというような広報をしっかりと早く効率的に伝えるような手段の構築というのが必要なのではないかと思います。

また、地方創生の取組として考える場合に欠かせないのは地域商社なんです。地域商社、これは1円でも高く買い取って、1円でも高く遠くに売る。または町内の子どもたちに安く

届けるというような機能を持つ会社です。西川総合開発には残念ながらまだその機能はありません。こういった機能を強化すれば西川町の地方創生というか、全てがうまくいくと思いますので、ぜひ地域商社の予算案を提出した際にはご協力いただければと思います。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） ワクチン接種については国の相手もあることですが、5,000人弱の町だからこそ、エッセンシャルワーカーという方々の人数も大きな市とは違って、そんなに数はないわけですので、そういう場合は今後そういう類いものがあれば優先順位というものを考えて、ちょっと話が長くなって申し訳ないんですけども、年寄りの方も病院に行って看護師さん、接種したんだかやと、大分前の話です。まだです。大丈夫なのかと逆に打つほうが心配しているということもあるわけですので、そこら辺はよろしく願います。

あと空き家の除去に関しては、私も現場に行ってみてきましたけれども、不法侵入とは言いつつチェーン一つない、看板一つないわけですよ。誰でも入れる状態なわけですよ。予算のほうでも先ほど説明あって、看板とか何かとあったようですけども、それなりの措置をやって、そして対策をやってもおかつ駄目だったと、これはしょうがないでしょうけれども、室外機を除去してくれと言っても、今までの答弁だと何か無理なようなので、これ以上話しませんけれども、そういうふうな第三者に対する対策もきちっとやっていただきたいということになります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 私からは、3点ほどちょっとお願いしたいと思います。

まず、18ページの観光費なんですけれども、これよろ事業の補助金として2,860万円ほど入っています。これよろ事業というのは、これは前からやっているわけで、今まで春、夏、秋、冬ということで、季節ごとにやっていたと思うんですよね。コロナ禍になって、延長してみたり、いろいろな方法で来たわけですけども、今回の事業補助金2,860万円内容を教えていただきたいというふうに思います。

それから、2点目は20ページの教育費です。

この18節に高校生等就学支援金1,310万円ほどあるわけですけども、これは高校生を持つ世帯への通学等の支援金じゃないかなと思うんですけども、1人当たり10万円なのかな、これも10万円を1世帯当たり配布するわけですけども、例えば通学等ですから何とも言えないですけども、通学に関してなのかどうか、通学等とはあと何を意味するのか、通学ということは、山形に通っている方もいますし、あるいは寒河江、谷地、近隣もいますし、そ

の辺の状況をどういうふうに把握していらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいというのと、答弁のほうで結構なんですけれども、これも財源的にどうなのかなというふうなこともありますので、先ほどと同じような回答なのかなと思いますけれども、ひとつお願いしたいと思います。

その次に21ページ、自然と匠の伝承館の管理運営の中で100万円の寄附があったということです。本人のほうからは、伝承館のために使ってほしいというような多分話があったと思うんですけれども、伝承館のためにということなんですけれども、これは財源振替をやっているわけですね。単なる財源振替で、本人からどういうふうな希望があったのかどうかも含めまして、財源振替では果たして寄附された方の意向がうまく伝わるのかどうかということもあるかと思うんですけれども、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 1点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 これよろの事業についてご説明いたします。

このたびのこれよろにつきましては、なかなか宿泊業というのはコロナ禍の中で戻ってきけてないというところがありますが、さらに今年の4月10日、月山スキー場のオープンがありまして、その後、すぐ次の日ですが、パトロールの方がレクバスに転落して助けられたわけですが、その移動の最中に低体温症でお亡くなりになったという事故もあります。そのぐらいクレバスが非常に多くて、通常であれば皆様お楽しみいただける大斜面コースが今年は閉鎖というふうなことで営業をしております。

その影響もありまして、キャンセルが相次いだわけですが、一番稼ぎ時の5月、連休明けから、連休中もですが、相次ぎまして、こちらの調査では1,200件ほどのキャンセルが相次いだというふうなことで、非常に苦しい状況になってございます。コロナに併せてそういう状況が続いているということですので、このたびも緩和をしたいということでこれよろの事業を組んだところでございます。実際実施できるのが6月、この議会議決いただきましたらですが、6月、7、8、9ということで期間を考えております。

この期間を見ますと、令和元年度、コロナ前と昨年の令和3年度を比べまして見ますと、若干切るのですが、8割弱というふうになっておりますので、その2割強分を穴埋めしたいということで、要はコロナ前の宿泊数に戻したいというふうなことであります。そういうことで、この積み上げた金額が今回の金額、2,860万円ということになります。1人宿泊者3,000円ということで、前回やっています内容と同じ3,000円となります。ただし、今回は前回ではお土産券1,000円をつけておったわけですが、そのお土産券はなしということで取組

をさせていただきたいと思います。

以上です。

○古澤議長 2点目は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 2点目の質問にお答えさせていただきます。

高校生等の就学を支援する経費につきましてですが、まずは通学費のほうの支援と考えております。寒河江高校、谷地高校に通うには通学費といたしまして8万円を超える金額がかかるというふうに試算しております。1年間です。また、左沢高校につきましても10万円程度、山形に通うにも16万円程度の通学費がかかるということで、寒河江とかから比べればその分保護者の負担がかかっているということもあります。

また、教科書代ですとか制服代等も相当大きい金額の支出があるということで、そういう経費も含めまして、就学に必要な経費の分につきまして、保護者の負担を軽減するという目的で補助金として皆さんにお支払いしたいというふうなことで、この事業を進めてまいりたいと思っております。

○古澤議長 3点目は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 自然と匠の伝承館の100万円の寄附の件でございます。

この件につきましては、大井沢出身の北原さん、旧姓志田さんでございますが、現在神奈川県に在住でございます。町に100万円のご寄附をいただいたところです。

北原さんですが、就職をきっかけにしまして西川町から離れて過ごされているということでございますが、お墓参りを兼ねて大井沢地区に度々足を運んでいただきまして、この自然と匠の伝承館などを楽しみに参観されているということでございます。また、ここ数年はコロナ禍の影響もありまして、なかなか来町することがかなわないというようなことから、ふるさとに対する熱い思いからのこのたびの寄附に至ったというふうに聞いております。

伝承館の運営にというようなことでのご寄附でございます。有効に活用してまいります。この北原さんですが、今月の下旬に町のほうに来町される、大井沢のほうに来られるということでお聞きをしております。その際に伝承館のご案内ですとか、今回のご寄附に対してのお礼などのお話をする中で、その用途につきましては、お話をさせていただければという機会を考えているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 補足説明を佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 佐藤耕二議員からご質問ありました中で、一つ今の答弁の中で抜けている点

がございましたので、私からお答えさせていただきたいと思います。

高等学校の高校生等の就学支援の財源のご質問でございました。

これについては、今回の補正予算、議員ご指摘がありましたとおり1,310万円の所要額、係る経費に対しまして1,310万円、西川町のふるさとづくり基金のほうから繰り入れているということで申し上げさせていただいたとおりでございます。

今後につきましては、当然当初予算編成中のいろいろな基金の状況、あるいは国・県等の補助金、そういったものの状況等々も原課、担当課、そして私どもお金を預かる財政担当課としましても勉強を重ねながら、そういった国県補助金、あるいは町のふるさとづくり基金を初めとした基金の状況、こういったものも推移を精査しながら財源として考えていくということになろうというふうに事務的には考えておるところでございます。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） これよろキャンペーンのほうは分かりました。これは宿泊業、特に月山のスキー場関係の方は大変でしょうから、ぜひこれよろを続けてやってほしいなというふうに思います。

それから、2番目の就学支援金なんですけれども、通学を考えているということのお話でしたけれども、今お話、課長からありましたように、谷地と、あるいは山形では大分違うわけなんですけれども、これはそういう面ではやむを得ないのかなとこれは思いますから、一律10万円というのは、これはしょうがないかなと思います。

財源の話も今、総務課長のほうからありました。これも単年度だけということはいかないので、町長、これはぜひきちんと続けてほしいなと思います。ふるさと基金のほうから出しているということなんですけれども、今後も財源をどうするか、先ほどと同じ問題だと思います。継続するためには財源が必要なわけですから、その辺をしっかりと考えてやってほしいなと思います。

それから、3点目なんですけれども、100万円の寄附、確かに今回6月25日、来町するという話を聞いております。彼とは町長は会ったことはありますか、今まで寄附をもらって会ったことがあったのかどうか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 北原さんのご面識あるかということでしたけれども、今のところございません。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） このたび1泊2日で来る予定でいますので、ぜひ会っていただきたいなと思います。100万円の寄附をしてもらった方に、さっきありましたけれども、どういうふうな使い道をするのか、町がしっかりして、ただ財源の振替えというのは私はおかしいなと思います。こういう目的に使いたいと、きちんとそういうことを検討して、そして本人にもお話ししていただきたいなと思います。

この方は時々コロナ中も何回か来ていますので、私も会ったことはもちろんあるんですけども、そういうわけでせっかくのご寄附ですから、ぜひ有意義な使い方をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 多くの方からお話ありましたけれども、10款の高校生の問題、それから給食費の問題に関しては、菅野町長の公約にもあったとおり、それを今回の補正に組んでやっていただけるといのは、今まで私も一般質問の中で700万円ほどあればできるんじゃないかというふうに何度も質問してきましたけど、実施困難だということで実行できなかったわけですけども、それを今回補正に組んでいただいたということは、少子化で子どもの数がどんどん減っている中で、地域全体で子どもは地域の宝だということで育てていく上では、大変すばらしいなというふうに思って、後押しをしていきたいというふうに思っているところです。

財源の問題は皆さんからお話ありましたけれども、私は一般財源の中からも800万円ぐらいいただったら、予算の組み方でどうにでもできるんじゃないかというお話をさせていただきました。今回話が出ているのは、当面は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるということですけども、それとふるさと納税の中の子どもたちのために使ってほしいというものを充てていくということですが、そういう面で佐藤仁委員も言いましたけれども、恒常的にきちんと予算で組んで、当初からそういう形で進めていただきたいというふうに思います。

あと高校生の10万円に関しては、今年だけの問題じゃなく、来年も高校1年生に入る方がいらっしやいますので、義務教育終われば西川町はそれ以上の高等教育を受けるためには、町外に通学をしなければとてもできないという状況が現実としてありますので、その辺に関しては他市町村と違いますので、ぜひ子どもたちのためにきちんとした恒常的な財源を確保

してやっていただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、水の文化館の屋根などの修理のために125万円ほど計上していますけれども、寒河江ダム周辺の都市公園化に伴って、水の文化館を今後どうやっていくのかということ考えたときに、今までは水の文化館は解体も含めて考えていくということだったわけですけれども、今後の水の文化館の利活用の仕方について、どういうふうにやっていく考えなのか、解体等に進んでいくのか、その辺の考えがあったらお尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 伊藤哲治議員のご質問で、水の文化館の屋根の修繕ということでのご質問かと思えます。

水の文化館の屋根の修繕につきましては、今のところ雨漏りがするというので、最低限の修繕工事ということで12万6,500円ほどを見込んでおります。

今後につきましては、まだ方針が定まらない中ではございますが、今回の直す部分としては最低限の修繕ということで、水が入らないようにするというようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○古澤議長 追加答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 荒木課長。

水の文化館の今後の方向性ということではありますが、今後は水の文化館も含めて湖月山荘、そして新しく建築を考えていくというように申し上げておりますカヌーの艇庫の建設、これは全部つながっている問題だというように認識しております。こちらのほうについては、町長も一般質問等で答弁しているとおり、地方創生の拠点整備交付金の獲得なども目指した形で、町内で改めてプロジェクトチームをつくって対応してまいりたいというふうに思います。

そして、水の文化館については、現状ああった施設の構造的なものもありますので、他用途への使用については、なかなか難しいというように捉えております。したがって、場合によっては解体も含めた形で検討せざるを得ないというふうに思いますが、まだ最終的に方向性は決まっておきませんが、そういった方向も含めながら、まずは年度内を目標にしてその対応方針をつくってまいりたいというように現在のところを考えているところであります。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 水の文化館に関しては、寒河江ダム周辺が都市公園化になったという事で考えれば、今、政策推進課長がお話しなさったように、今後あの周辺の水の文化館を含め、カヌーの艇庫も含め、全体的なビジョンを今年度中に一応示していくということによってよろしいのかどうか、ひとつ確認をさせていただきたいのと。

先ほどあったように、各種新しい施策をやるときに財源がどうなんだという話がありますけれども、そういう面では町長は選挙のために今年だけということじゃなく、恒常的という話がありましたけれども、私も子どもたちに対するものは恒常的にずっとつながっていく、逆に子どもを増やすためにも、そういった西川町ではこういった施策をやっているんだというのをやっていけば、一般質問でもしましたけど、子どもの数を増やす方向でやっていただきたいというふうに思いますので、高校、あるいは保・小・中の給食費の無料化等の財源については、今後恒常化するというふうに町長もおっしゃっていますので、それは当初予算に組んでいただいて毎年やっていくという理解でよろしいのか、その2点についてお尋ねをします。

○古澤議長 1点目は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 1点目のご質問ですが、方向性につきましては、何とか今年度中をめどに結論を出していきたいというように考えております。

以上であります。

○古澤議長 2点目は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。ご質問にお答えします。

まず、私も政治姿勢と、西川町の方針として選択と集中というふうに申し上げております。NETWORKにしかわのほうでも選択と集中、継続と展開がこれから必要なことだと訴えております。

そこで、例えばということで、水の文化館や継続的に費用がかかっているものは、先送りせずに中途半端な事業を実施するほど余裕がないというふうに私も申し上げておりますので、こちらは1年以内に方向性を見定めて、メリットはあまりないと思っているので、あれば残すように考えますけれども、これはメリットないなという、事業化、収益化に結びつかないなというものは決断していきたいと思っております。

また、先ほどの継続的な高校生や給食費の無償化ということに関しては、継続的にということでございます。継続的に一般財源を一般当初予算でというふうにいたしましたけれども、そのようにしたほうが実は効率がいいのでございます。地方創生関係の交付金の事前相談は

1月から始まって、大体使えるか、使えないかのめどが決まります。ですので、ぜひ当初のほうに乗せていただいて、地方創生の交付金なども、これは取れば5年間半額取れますから、そういった国からお金を呼び込む一つの理由として、こちらの2点を踏まえてつくっていきたいと思います。

なお、この点がかなわなくても、一般財源のほうで優先して行っていきたいと考えております。

以上です。

○古澤議長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 ないようでありますので、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第34号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 議第35号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,584万8,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第2款第4項第1目の出産育児一時金につきましては、当初予算に計上した1名分の42万円を4月に支出したことから、今後の支出に備え1名分42万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、地方自治法第245条の4第1項に基づく国からの技術的な助言とし

て、国民健康保険の保険給付のうち出産育児一時金に係る一般会計繰出しの対象となる経費を支給基準額の3分の2に相当する額としていることから、第7款繰入金28万円、第8款繰越金14万円を追加するものであります。

以上のおおりにありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第35号、本案を原案のおおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のおおりに可決されました。

議第36号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 議第36号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,765万5,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出から申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費について、介護報酬改定に伴うシステム改修費49万5,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、国庫支出金、介護保険システム改修補助金24万7,000円を充てるものであります。

続いて、第3款第3項第1目の包括的支援事業・任意事業について、健康福祉課地域包括支援センター係に介護支援専門員の資格を有する会計年度任用職員を配置するための報酬93万2,000円、職員手当5万8,000円、共済費15万3,000円、旅費9万円の計123万3,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、地域支援事業交付金として国庫支出金47万5,000円及び県支出金23万7,000円の計71万2,000円を充てるものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第3款国庫支出金72万2,000円、第5款県支出金23万7,000円、第7款繰入金76万9,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第36号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第10、議第37号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）請負契約の締結について、追加日程第11、議第38号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の締結についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第10、追加日程第11を直ちに議題とすることに決

定しました。

2議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第37号につきましては、令和4年度西川町町営住宅建設工事（1LDK）請負契約の締結でございます。

令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議第38号につきましては、令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の締結でございます。

令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長にご説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 追加日程第10、議第37号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）請負契約の締結についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第37号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（1LDK）請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、株式会社佐藤建設、悪七・設楽特定建設工事共同企業体、NMS特定建設工事共同企業体の3者を指名し、5月30日に指名競争入札を行った結果、西川町大字海味525番地1、NMS特定建設工事共同企業体代表、西川建設、奥山荘一が6,839万9,000円で落札いたしましたので、消費税込み7,523万8,900円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格については、入札参加業者資料に記載しておりますので、ご覧いただ

きますようお願い申し上げます。設計金額は消費税抜き6,880万7,000円で、予定価格も6,880万7,000円となっております。

工事内容につきましては、木造2階建て、1LDK6戸、重層式1棟で、床面積は1階171.41平米、2階156.51平米、合計327.92平米、建築面積は182.59平米であります。工期は令和4年12月23日までとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 特定建設工事の共同企業体が落札したわけですが、具体的に企業体の構成会社を教えてください。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの特定建設共同企業体の構成員であります。西川建設、建築松田、株式会社佐藤ハウジングの3者でございます。

以上でございます。

○古澤議長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第37号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第11、議第38号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の締結についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第38号 令和4年度西川町町営住宅建築工事（2LDK）請負契約の

締結について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、株式会社佐藤建設、悪七・設楽特定建設工事共同企業体、NMS特定建設工事共同企業体の3者を指名し、5月30日に指名競争入札を行った結果、西川町大字入間334番地の1乙地、株式会社佐藤建設代表取締役、佐藤重信が8,850万円で落札いたしましたので、消費税込み9,735万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、入札価格については、入札参加業者資料に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。設計金額は消費税抜き8,894万6,000円で、予定価格も8,894万6,000円となっております。

工事内容につきましては、木造2階建て2LDK6戸、メゾネット形式1棟で、床面積は1階237.25平米、2階218.61平米、合計455.86平米、建築面積は259.60平米であります。工期は令和4年12月23日までとするものであります。

以上のおおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤 仁議員） 先ほどもちょっと聞き忘れたんですけれども、今回の建築工事ということは、電気設備というのはまた別というふうなことで発注をやると、ただ終わっているのであればどこの業者さんが差しかえなければです。金額はいいですけれども、発注がかかっているのか、お願いします。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 建築工事のほかに水道、衛生器具などの設備工事、あと電気工事ということで当日に入札を行いまして発注しております。

設備工事につきましては、1LDKが株式会社五百川屋商事、2LDKが高栄設備株式会社、電気工事につきましては、1LDKが有限会社睦電設、2LDKが株式会社奥山電気工事ということで契約を行わせていただいているところであります。

以上であります。

○古澤議長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第38号、本案を原案のおおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の審査報告

○古澤議長 日程第7、請願の審査報告を議題とします。

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、菅野邦比克議員。

[産業建設常任委員長 菅野邦比克議員 登壇]

○産業建設常任委員長（菅野邦比克議員） 産業常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

本委員会は付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

記

1、件名

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

2、付託年月日

令和4年6月6日

3、審査の結果

願意は適当と認め、採択。

4、委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨、決しました。

以上のとおり報告申し上げますが、十分審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○古澤議長 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第9、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○古澤議長 ただいま5番、菅野邦比克議員から発議第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書が提出されました。

議案書をご覧ください。

これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第12、発議第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書とします。

◎意見書の提出について

○古澤議長 追加日程第12、発議第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 提出者の説明を求めます。

5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書がありますが、ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員